

平成 30 (2018) 年版

環 境 白 書

《環境に関する年次報告》



広 島 県

環境白書の刊行にあたって

広島県知事 湯崎英彦



私たちが住む広島県は、南に瀬戸内海の多島美、北に雄大な中国山地を有しており、豊かな自然環境に恵まれています。

県では、この恵み豊かな環境を将来にわたって守り育てるため、平成28年3月に「第4次広島県環境基本計画」を策定し、「環境・経済・社会」の統合的向上を図りながら、環境への負荷の少ない持続可能な社会の仕組みの構築を目指して、県民や事業者の皆様と連携・協働した取組を進めているところです。

本県を取り巻く課題の中には、過疎化・高齢化の進行が里山里海の荒廃につながるなど、地域が抱える社会経済の課題と環境問題が密接に関連するものが存在します。

このため、平成28年度から「エコの力でひろしまを元気に」することができるよう、従来の環境施策に加え、新たに地域活性化などの地域課題の解決にもつながる環境施策を展開しております。

また、近年、気温の上昇など地球温暖化が進行し、降水量の変化や風水害、生態系や農林水産業への影響のほか、健康被害が増大する可能性があります。

そこで、平成29年度から県民の皆様が省エネ行動を楽しみながらチャレンジしていただけるよう、家庭向けの省エネ情報サイト「ひろしまエコチャレンジ」を開設し、県民の皆様と協働して広島環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

この白書では、「第4次広島県環境基本計画」の体系に沿って、本県の環境の現状や課題及びこれらに対する取組などを幅広く掲載しています。

本書が、本県の環境についての理解を深め、考え、そして行動につなげていただくための一助となることを期待します。

平成30(2018)年9月

目次

第1部	広島県の環境政策	
1	環境問題の推移	1
2	環境政策の方向性	2
第2部	環境の現状と県の取組	
第1章	地域活性化など地域課題の解決に資する環境施策	5
第2章	分野別施策	
第1節	広島の特性を生かした「低炭素社会の構築」	
第1款	省エネルギー対策の推進	7
1	二酸化炭素排出量の削減対策の推進	7
第2款	再生可能エネルギーの導入促進	18
1	本県の地域特性を生かした再生可能エネルギーの利用促進	18
第3款	森林吸収源対策の推進	21
1	森林による二酸化炭素吸収量の増加・確保	21
第4款	その他地球温暖化対策の推進	24
1	フロン類対策による温暖化の防止等	24
第2節	広島の更なる3Rを進める「循環型社会の実現」	
第1款	資源循環を基本とした社会づくり	25
1	一般廃棄物の3Rの推進	27
2	産業廃棄物の3Rの推進	28
3	資源循環の推進	30
第2款	適正かつ効率的・安定的な廃棄物処理を支える社会づくり	33
1	一般廃棄物の適正かつ効率的な処理	35
2	産業廃棄物の適正処理	36
3	廃棄物不法投棄防止対策	38
第3節	広島の良い「地域環境の保全」	
第1款	良好な大気環境の確保	41
1	大気質の保全	41
2	騒音・振動、悪臭の防止	45
第2款	健全な水循環の保全・管理	50
1	水質の保全・管理	54
2	水循環の確保	60
第3款	化学物質による健康リスクの低減・土壌環境の保全	61
1	化学物質の潜在リスクの把握及び排出抑制の推進	61
2	土壌汚染対策の円滑な推進	65
第4款	地域環境の維持・向上	67
1	総合的な環境保全対策の推進	67
2	環境汚染事案への対応	68
3	身近な緑地環境等の保全	71
4	優れた景観等の保全と創造	73
第4節	広島の豊かな「生物多様性の保全」	
第1款	生態系の健全な維持管理	77
1	豊かな恵みを次世代へ継承する取組の推進	77
第2款	自然資源の持続可能な利用	83
1	多様な生態系を守り育む自然公園等の保全対策の推進	83
2	瀬戸内海の総合的な環境保全・創造施策の推進	87
第5節	環境負荷の少ない社会を支える「人づくり・仕組みづくり」	
第1款	環境学習・環境活動の推進	90
1	環境学習と啓発活動の推進	91
2	自主的な環境活動を行う人づくり・仕組みづくり	95
第2款	環境ビジネスの育成	97
1	環境・エネルギー関連産業の育成	97
2	リサイクル産業の集積・育成	98
第3款	環境配慮の仕組みづくり	100
1	アセスメント手続等を通じた環境に配慮した事業の推進	100
2	県民・事業者による環境負荷の低減	102
3	県自らの率先行動	104

付1	第4次環境基本計画における指標及びその進捗状況	108
付2	環境関連事業費	114
付3	県・市町の環境行政組織	115
	環境用語索引	118
コラム	●ひろしまエコチャレンジ	17
コラム	●迅速前処理カートリッジ	70
コラム	●ヒアリ	82

※本書及び「広島県環境データ集」は、広島県環境情報サイト「エコひろしま」に掲載しています。
 (アドレス：<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/>)

※表紙絵：平成30年度広島県環境月間ポスター特選表彰作品（中学生の部）… P94に紹介

第 1 部
広島県の環境政策

1 環境問題の推移

■ 公害対策の展開

本県では、昭和30年～40年代の高度経済成長期において、瀬戸内海沿岸を中心に、大気汚染や水質汚濁などの産業公害や、開発に伴う自然環境の破壊が進行し、大きな社会問題となりました。こうした問題に対処するため、国による各種の公害関係法の制定とあいまって、本県においても、「公害防止条例」や「自然環境保全条例」などを制定し、これらに基づく施策を推進してきました。

その結果、事業者や県民、国、県及び市町村の努力によって、激甚な公害の克服や優れた自然環境の保全について、一定の成果をあげることができました。

■ 公害問題から環境問題へ

この間、経済成長に伴う都市化の進展や、生活様式の変化による大量生産・大量消費・大量廃棄を基調とした社会経済システムが定着し、自動車交通公害、生活排水等による水質汚濁などの都市・生活型公害、廃棄物排出量の増大など、現在も対応が続いている環境問題が発生してきました。また、近年では、地球温暖化やオゾン層の破壊、野生生物種の減少、酸性雨など、地球的規模の環境問題が深刻化しています。

こうした問題に対処するため、本県では環境の保全に関する基本理念、県民・事業者・行政の責務や施策の基本となる事項を定めた「環境基本条例」を平成7年3月に制定するとともに、平成9年3月には、同条例に基づく「環境基本計画」を策定し、環境保全に関する施策を総合的・計画的に推進してきました。

その後、海砂利採取問題を契機とした瀬戸内海の総合的な環境保全対策や、びんごエコタウン構想の推進、一般廃棄物を利用したRDF発電事業などに取り組んできましたが、地球温暖化の進行、廃棄物最終処分場のひっ迫、ダイオキシン類等の有害化学物質問題やアスベスト問題、ツキノワグマなどの野生生物の保護・管理、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進、グリーン購入や環境学習など、新たな取組を要する問題も多く、また、中国の深刻な大気汚染によるPM2.5等の越境汚染問題が生じており、引き続き、社会状況の変化に対応した施策を適切に推進していくことが求められています。

■ 国の動向

国では、『循環型社会』の構築に向け、平成12年6月、その基本理念を定めた「循環型社会形成推進基本法」が制定され、さらに、個別のリサイクルを進めるため、リサイクル関係各法^{※1}の制定・改正が行われてきました。平成25年4月には、有用金属の回収、使用済み小型家電のリサイクルを推進するため「小型家電リサイクル法」^{※2}が施行され、リサイクルを推進する体制が整備されています。

また、「廃棄物処理法」^{※3}の改正により規制が強化されており、有害物質の対策として、「ダイオキシン類対策特別措置法」^{※4}、「PCB廃棄物特別措置法」が制定されています。アスベスト対策及び事業者の自主的な公害防止の取組促進のための「大気汚染防止法」等の改正や、「水銀に関する水俣条約」の

※1 リサイクル関係各法：容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）、家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律）、食品リサイクル法（食品循環資源の再利用等の促進に関する法律）、建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）、自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）

※2 小型家電リサイクル法：使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律

※3 廃棄物処理法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律

※4 PCB廃棄物特別措置法：ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

環境行政の変遷

年代	経済状況	時代のキーワード	GDP 経済成長率	環境問題の推移	国の環境行政の変遷					広島県の環境行政の変遷
					環境保全	自然との共生	廃棄物・リサイクル	地球環境保全	有害化学物質等	
1965 (S40)	神武景気 岩戸景気 初全総	経済的自立 完全雇用 所得倍増 公害問題	33兆円 15.4%	産業公害		自然公園法(S32)	化製場法(S23)			県立自然公園条例(S34.10公布・S34.11施行)
1975 (S50)	新全総 日本列島改造 第1次石油ショック	均衡ある日本建設 国民福祉の充実 環境庁発足 国際協調の推進	148兆円 9.0%		都市生活型公害	公害対策基本法(S42)⇒廃止(H5) 大気汚染防止法(S43) 騒音規制法(S43) 水質汚濁防止法(S45) 公害罪法(S45) 公害紛争処理法(S45) 悪臭防止法(S46) 公害防止組織整備法(S46) 公害健康被害補償法(S48)	公害防止事業費事業者負担法(S45) 公害財特法(H46) 自然環境保全法(S47) 瀬戸内海環境保全臨時措置法(S48)	廃棄物処理法(H45) 海洋汚染防止法(H45)	PCB問題	公害防止条例(S44制定、S46全部改正)⇒廃止(H15) 公害紛争処理条例(S45.10公布・H45.11施行) 自然環境保全条例(S47.12公布・S48.4施行)
1985 (S60)	3全総 第2次石油ショック 相次ぐ経済対策	安定成長への移行 国民生活の質的向上	320兆円 6.3%	地球環境問題		振動規制法(S51)	瀬戸内海環境保全特別措置法(S53) 瀬戸内海環境保全基本計画(S53)	合特法(S50)	省エネルギー法(S54)	
1995 (H7)	プラザ合意 4全総 消費税(3%)導入 バブル崩壊 相次ぐ経済対策	多極分散 豊かさ実感 安心できる社会 地球サミット	456兆円 2.7%		資源循環・廃棄物問題	湖沼水質保全特措法(S59)	自動車NOx特措法(H4)	野生生物種保存法(H4)	資源有効利用促進法(H3) 有害廃棄物輸出入規制法(H4)	オゾン層保護法(S63) 気候変動枠組み条約(H6)
2000 (H12)	消費税率5% 5全総 相次ぐ経済対策	携帯電話普及 規制緩和 ナホトカ号重油流出事故 温暖化防止京都会議 環境ホルモン	475兆円 2.0%	有害化学物質問題		環境影響評価法(H9)	容器包装リサイクル法(H7)	酸性雨問題 京都議定書採択(H9)	有害大気汚染物質対策 ダイオキシン類対策 環境ホルモン調査 PRTR法(H11) ダイオキシン類対策特措法(H11)	不法投棄パトロール・110番 第1次環境基本計画(H9.3) 海砂採取禁止(H10.2) 一般廃棄物広域処理計画(H10.7) 環境影響評価条例(H10.10公布・H11.6施行) びんごエコタウン構想(H12.3) 第1次地球温暖化対策実行計画(H12.3) 瀬戸内海環境保全・創造プラン(H13.3)
2005 (H17)	物価下落継続 日本郵政公社発足	世界人口60億人突破 中央省庁再編 米国同時多発テロ 就職氷河期	504兆円 1.9%		有害化学物質問題	第2次環境基本計画(H12)	瀬戸内海環境保全基本計画改定(H12)	グリーン購入法(H12) 食品リサイクル法(H12) 建設リサイクル法(H12) 循環型社会形成推進基本法(H12) 自動車リサイクル法(H14)	フロン回収破壊法(H13) RPS法(H14)	PCB廃棄物特別措置法(H13)
2010 (H22)	日本郵政グループ発足 原油価格上昇 経済危機対策	少子高齢化 人口減少 北海道洞爺湖サミット リーマンショック	513兆円 3.5%	有害化学物質問題		第3次環境基本計画(H18) 大気汚染防止法改正(H18)	大気汚染防止法・水質汚濁防止法改正(H22)	環境教育促進法(H23) 第4次環境基本計画(H24)	放射線物質汚染対処特措法(H23) 小型家電リサイクル法(H24)	京都議定書第一約束期間(H20~24) 地球温暖化対策推進法改正(H20) 低炭素社会づくり行動計画(H20) 地球温暖化対策の中期目標発表表(H21)
2015 (H27)	アベノミクス 消費税率8%	東日本大震災 福島第1原子力発電所事故	529兆円 0.8%		有害化学物質問題	PM2.5社会問題化 水循環基本法(H26)	自然公園法・自然環境保全法改正(H22)	環境影響評価法改正(H23)	地球温暖化対策推進法改正(H25) フロン排出抑制法改正(H25)	自然公園条例・自然環境保全条例改正(H22.3公布・H22.10施行) 第3次環境基本計画(H23.3) 第2次地球温暖化防止地域計画(H23.3) 第3次廃棄物処理計画(H23.3) 第7次水質総量削減計画(H24.2) 産業廃棄物埋立税条例改正(H24.10公布・H25.3施行) 生物多様性広島戦略(H25.3)
【今後の課題等】						持続可能な開発のための2030アジェンダ(H27)	鳥獣保護管理法改正(H26)	瀬戸内海環境保全特別措置法改正(H27) 瀬戸内海環境保全基本計画改定(H27)	バリ協定採択(H27) 地球温暖化対策推進法改正(H28)	水銀汚染防止法(H27) PCB廃棄物特別措置法改正(H28)

【社会経済システム】

大量生産・大量消費・大量廃棄型社会

意識・システム改革

資源エネルギー循環・地球環境重視型社会

広島県の環境政策

第2部
環境の現状と県の取組

第1章 地域活性化など地域課題の解決に資する環境施策

【背景】

近年、日常生活や通常の事業活動に伴い生ずる二酸化炭素やごみの削減が喫緊の課題となっていることから、県民・事業者による環境保全の行動を促す施策を展開してきましたが、こうした取組は、コストの増加や負担感といったマイナスイメージで捉えられがちであるため、継続・拡大していないという課題があります。

また、里山里海の荒廃や地域コミュニティの衰退などの地域課題の中には、里山の荒廃が森林の環境浄化機能の低下を招くなど、環境問題と関連するものが存在しています。

このため、マイナスイメージで捉えられがちである環境の取組に、地域課題の解決にも役立つという効果を付加した施策を展開することで、多くの県民がプラスイメージを持つ、持続的な取組とすることを目指します。

【施策展開の基本的な考え方】

里山里海の荒廃、地域コミュニティの衰退、地域経済の疲弊などの地域課題の解決にも資する環境施策を展開します。

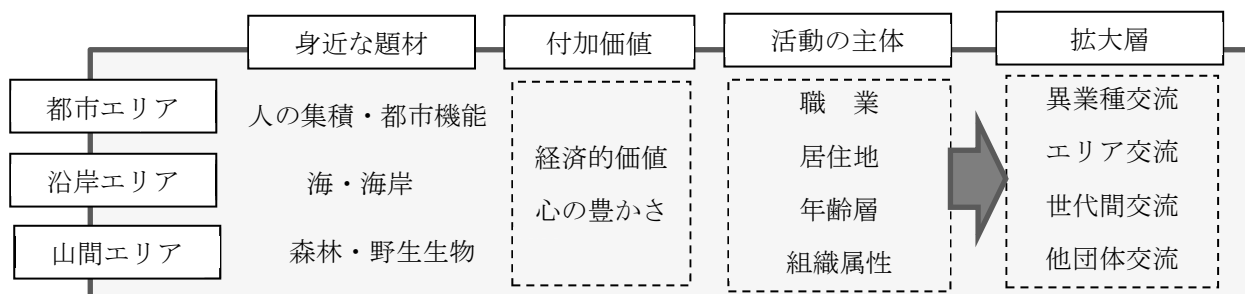
[基本的な視点]

- ・環境施策に経済的価値や心の豊かさなどの付加価値を持たせる。
- ・県民の自主的な活動を促進する。
- ・地域特性を生かした小さな成功事例をつくり出し、活動を継続させて、面的に広めていく。

【自主的な環境活動の展開イメージ】

県民の自主的な環境活動を促進するための新たな動機づけとして、経済的な価値や心の豊かさなどの付加価値を持たせた施策を展開します。

県民が、気軽に環境活動に取り組むことができるよう、エリアに応じた身近な題材を選定し、活動の主体を明確にした施策に取り組みながら、活動主体の広域的な交流や若者世代の参画、世代間の交流等を促進し、順次、活動の拡大を図ります。



【施策の内容】

1 「エコの力でひろしまを元気に」具体化推進事業

(1) 里山バイオマス利用促進事業 [環境政策課]

里山を手入れすることにより搬出される未利用材を地域の温浴施設等で熱利用する等、地域が一体となって、里山の未利用材をバイオマス燃料として活用する活動を県内各地へ拡大します。

【平成 29 年度実績】5 市町に対して、機運醸成や安全技術などに関する専門家派遣等を行い、実行組織の立ち上げ支援を実施。

【平成 30 年度内容】平成 29 年度までに着手した 5 市町に継続的な支援を行うとともに、新たに 3 市町を対象に実行組織立上げに向けた支援を実施。

(2) 廃棄物エネルギー回収促進事業 [循環型社会課]

市町のごみ焼却施設での廃棄物エネルギーの回収・利用促進は、処理コストの低減、電気・余熱の施設外供給による地域貢献、施設を活用した啓発による住民のごみ処理への理解促進等に資するものであることから、市町におけるエネルギー回収型の処理施設の整備を促進します。

【平成 29 年度実績】廃棄物処理施設の更新計画を検討している 3 団体に対して、技術的提案等のエネルギー利用策を幅広く提示し、エネルギーの利用を促進することができた。

【平成 30 年度内容】引き続き廃棄物処理施設の更新計画を検討中の 3 団体に対して技術的支援を実施。

(3) 海ごみ対策推進事業 [環境保全課]

海岸清掃に楽しめる工夫を取り入れることにより、多くの県民の環境保全活動への参加を促進するとともに、海岸をきれいにすることで地域の魅力や価値を向上させ、地域の活性化を図ります。

【平成 29 年度実績】平成 28 年度に宮島で行った海岸一斉清掃のモデル事業の成果を沿岸地域へ波及させ、海岸清掃活動の自主的・継続的な取組を促進。また、国の補助事業を活用し、8 市町が行う回収・処理及び発生抑制対策等の取組を支援し、海ごみ対策を総合的・効果的に推進。

【平成 30 年度内容】海岸清掃活動の自主的・継続的な取組を促進するほか、9 市町が行う回収・処理及び発生抑制対策等の取組に対して、国の補助制度を活用して支援を実施。また、発生源対策の基礎資料とするため、県内の海岸における漂着物の量と組成についての実態調査を実施。

1 里山：市街地等で従来から林産物の栽培、肥料、炭の生産等に利用されてきた森林。近年身近な自然として評価されているが、所有者による維持管理が困難な状況となっている場合も多い。

第2章 分野別施策

第1節 広島の特性を生かした「低炭素社会の構築」

第1款 省エネルギー対策の推進

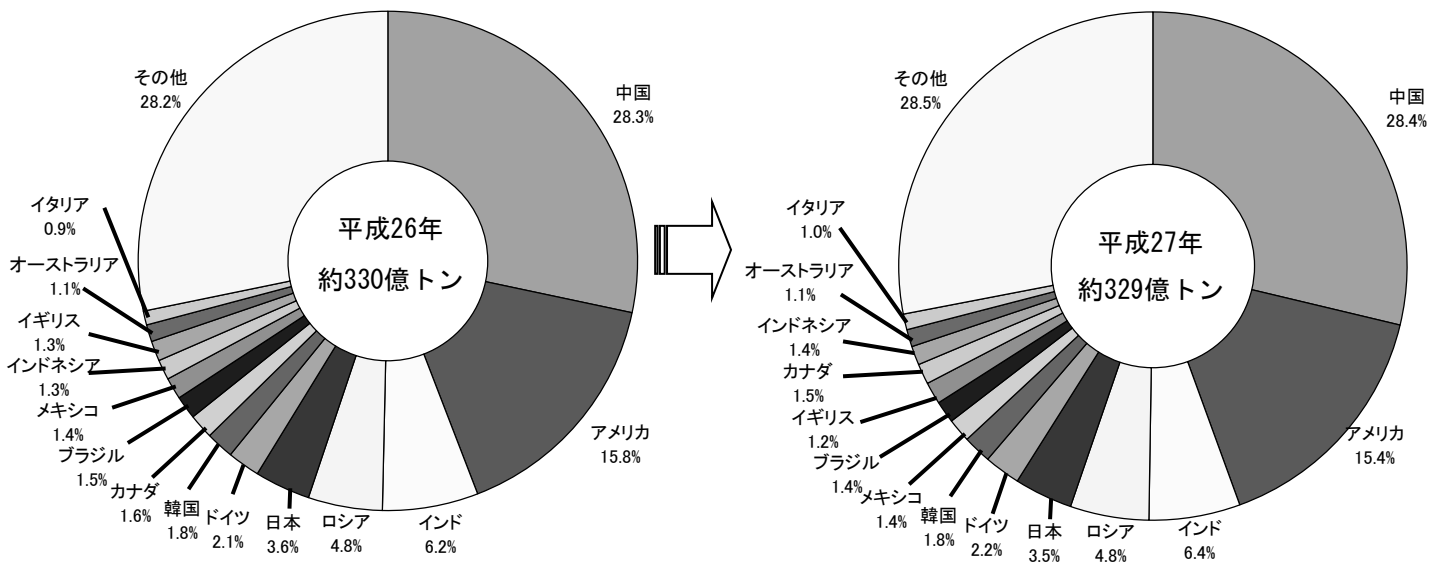
1 二酸化炭素排出量の削減対策の推進

【現状と課題】

(1) 世界の二酸化炭素排出状況

世界各国における平成 27 年の二酸化炭素排出量は、年間約 329 億トンで、平成 26 年と比較して約 1 億トン減少しました。日本の排出量は、中国、アメリカ、インド、ロシアに次いで世界第5位です。中国など新興国の排出量が増加しており、平成 19 年には、中国の排出量がアメリカを上回り世界第1位となっています。

図表 1-1-1 世界各国の温室効果ガス排出量割合（二酸化炭素換算）



出典：エネルギー・経済統計要覧

(2) 我が国及び県内の二酸化炭素排出状況

本県の平成 26 年度の二酸化炭素排出量は、第 2 次広島県地球温暖化防止地域計画の基準年度である平成 19 年度に比べて 6.6%減少、平成 25 年度に比べて 2.2%減少しています。

平成 26 年度の部門別の状況を見ると、産業部門からの排出量は 4,003 万トンで、県全体の 72.9%と、最も大きな割合を占めるとともに、国全体の割合（44.8%）と比較しても、排出割合が高いのが特徴です。

1 温室効果ガス：大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。京都議定書による第二約束期間（2013～2020 年）から追加された三フッ化窒素のほか、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の 7 物質が温室効果ガスとして排出削減対象となっている。

平成27年度の状況では、運輸部門からの排出量は597万トン、民生（家庭）部門からの排出量は423万トン、民政（業務）部門からの排出量は361万トンとなっています。民生（家庭）部門の排出量は、世帯数や家電保有数の増加、家電の大型化等により進捗が遅れている状況であるため、家庭における省エネルギー対策や新エネルギーの導入が一層必要となっています。

図表 1-1-2 二酸化炭素排出量と伸び率（平成26・27年度）

区分	H19基準年		H27実績			H19~H27伸び率			県の削減目標 (基準年度：H19) (目標年度：H32)
	国 (万t)	県 (万t)	国 (万t)	県 (万t)		国 (%)	県 (%)		
				H27	H26		H27	H26	
産業	60,460	4,195	54,010	—	4,003	▲10.7	—	▲4.5	エネルギー消費原単位をH19比13%改善
運輸	24,500	696	21,300	597	638	▲13.1	▲14.2	▲8.3	H19比24%削減
民生(家庭)	18,000	467	17,900	423	427	▲0.6	▲9.4	▲8.5	H19比42%削減
民生(業務)	24,300	465	26,500	361	374	9.1	▲22.4	▲19.6	H19比42%削減
廃棄物	2,840	50	2,890	47	46	1.8	▲6.0	▲8.0	H19比10%削減
合計	130,100	5,873	122,600	—	5,488	▲5.8	—	▲6.6	産業部門を除き H19比30%削減

(注1) 産業にはエネルギー転換（発電施設等の自家消費）、工業プロセス（セメント生産など）を含む。

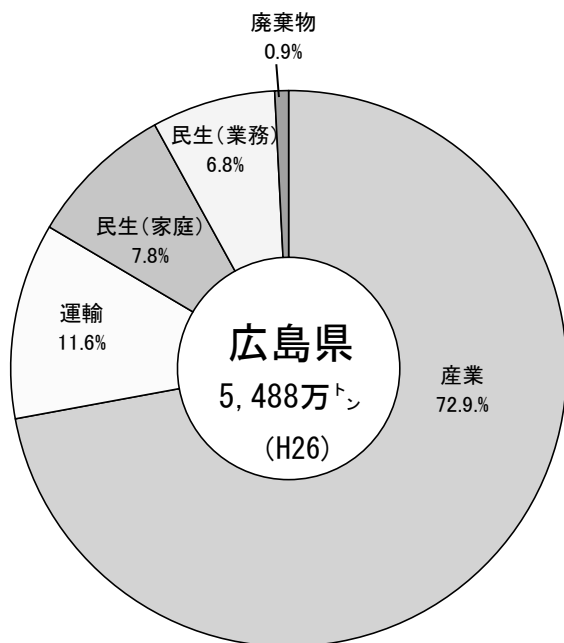
(注2) 平成27年度の県の二酸化炭素排出量は、中国電力(株)の実排出係数(0.697kg-CO₂/kwh)を用いて算出している。

平成26年度の県の二酸化炭素排出量は、中国電力(株)の実排出係数(0.706kg-CO₂/kwh)を用いて算出している。

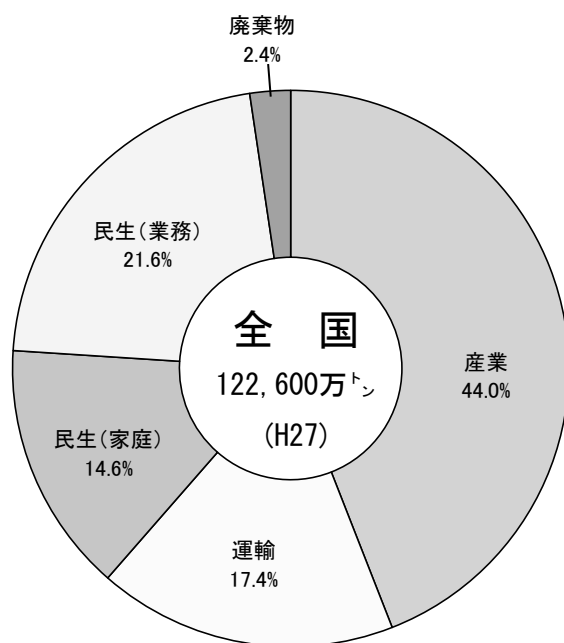
(注3) 平成27年度の国の二酸化炭素排出量は、環境省「日本の温室効果ガス排出量」を用いて算出している。

資料：県環境政策課

図表 1-1-3 広島県と全国の二酸化炭素排出量の部門別割合（平成26・27年度）



資料：県環境政策課



出典：環境省『日本の温室効果ガス排出量』

1 総合的・計画的な施策の推進

【取組状況】

ア 「広島県地球温暖化防止地域計画」に基づく施策の推進 [環境政策課]

本県の地球温暖化対策に係る計画である「広島県地球温暖化防止地域計画」に基づく施策を推進しています。

【平成 29 年度実績】「広島県地球温暖化防止地域計画」の進捗状況を取りまとめ。

2 産業・民生（業務）部門対策

【環境の状態等を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 (H26)	現状値 (H29)	目標値 (目標年度)	目安 ※1	指標の 達成率	進捗状況
環境政策課	二酸化炭素排出量 (産業)	—	—	—	エネルギー消費原 単位を H19 年度 から 13%改善	—	—	—
環境政策課	二酸化炭素排出量 (民生（業務）)	万 t-CO ₂	465 (H19)	361 (H27)	272 (H32)	346	95.9%	概ね達成
環境政策課	業務用太陽光発電 導入量	kl (原油換算)	393 (H21)	88,884 (H28)	19,200 (H32)	—	462.9%	目標以上 達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

【取組状況】

(1) 「温室効果ガス削減計画」策定・公表制度

ア 事業所の温室効果ガス削減に向けた取組促進 [環境政策課]

「生活環境保全条例」に基づき、県内の第1種²及び第2種エネルギー管理指定工場³に対し、温室効果ガス削減計画書と同計画書に基づいて実施した措置の状況（温室効果ガス削減実施状況報告書）の作成・公表及び県への提出を求めることで、事業者の自主的な取組をより一層促進し、事業活動に伴う温室効果ガス等の排出抑制を図っています。

【平成 29 年度実績・平成 30 年度内容】県条例の「温室効果ガス削減計画書」策定・公表制度について、計画書の策定状況及び進捗状況を把握・公表し、事業者の自主的な地球温暖化防止に向けた取組を促進。

指標項目	H25	H26	H27	H28	H29
計画書提出事業所数	—	182	185	182	176
報告書公表数	145	178	169	170	173

(2) 二酸化炭素の排出抑制につながる技術・設備の導入促進

※ 関連事業：地域還元型再生可能エネルギー導入事業(P18)

2 第1種エネルギー管理指定工場：年間使用燃料が原油換算 3,000kl 以上の工場・事業場

3 第2種エネルギー管理指定工場：年間使用燃料が原油換算 1,500kl 以上 3,000kl 未満の工場・事業場

(3) 県の事務事業における率先行動の更なる推進

※ 関連事業：県地球温暖化対策実行計画の推進（P105）、太田川流域下水道建設事業（P105）、工業用水道事業・水道用水供給事業（P105）、芦田川流域下水道建設事業（P105）、県立広島病院天然ガスコージェネレーション⁴設置事業（P106）

3 運輸部門対策

【環境の状態等を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値（H26）	現状値（H29）	目標値（目標年度）	目安 ^{※1}	指標の達成率	進捗状況
環境政策課	二酸化炭素排出量（運輸）	万 t-CO ₂	696（H19）	597（H27）	530（H32）	594	99.5%	概ね達成
環境政策課	次世代自動車 ⁵ 導入台数 ^{※2}	万台	0.5（H24）	13.9（H28）	41.2（H32）	20.9	66.7%	未達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

※2 平成27年度の低公害車の対象範囲の変更に伴い、低公害車導入台数から次世代自動車導入台数へと指標を変更

<未達成の項目の要因と今後の対応方針>

指標項目（内容）	目標と実績の乖離要因	今後の対応方針
次世代自動車導入台数	次世代自動車導入のためのコストが高いことや、低公害車の適合市場が短距離使用者に限定されている。	国の次世代自動車普及に向けた経済的支援の県民等への周知やインフラ整備等の普及促進策の活用により、増加を図る。

【取組状況】

(1) 「自動車使用合理化計画」⁶策定・公表制度の運用

ア 「自動車使用合理化計画」策定・公表制度 [環境保全課]

「生活環境保全条例」に基づき、50台以上使用する事業者に対し、自動車使用合理化計画書と同計画に基づいて実施した措置の状況の作成・公表及び県への提出を求め、事業者の主体的取組を促進するとともに、運輸部門における二酸化炭素排出量削減や大気汚染防止を図っています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】県条例の「自動車使用合理化計画」策定・公表制度について、計画書の策定状況及び進捗状況を把握するとともに、事業者の大気汚染防止に向けた取組を支援。平成29年度は80事業者が自動車使用合理化計画書及び実施状況報告書を提出。

指標項目	H25	H26	H27	H28	H29
自動車合理計画書及び報告書提出事業者数	78	81	83	83	80

イ 駐車時のアイドリング・ストップ [環境保全課]

【平成29年度実績・平成30年度内容】駐車時のアイドリング・ストップについて、各種媒体による広報活動を実施。

ウ 駐車場管理者等の責務 [環境保全課]

【平成29年度実績・平成30年度内容】一定規模以上の駐車場を設置・管理する駐車場管理者等に対して、駐車時でのアイドリング・ストップの駐車場利用者への周知の実施について、広報活動を実施。

4 コージェネレーション（システム）：熱源より電力と熱を生産し供給するシステムの総称であり、国内では「コージェネ」又は「熱電併給」と呼ばれる。

5 次世代自動車：「低炭素社会づくり行動計画」（2008年7月閣議決定）において、ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグイン・ハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車、CNG自動車等とされている。

6 自動車使用合理化：自営配送から委託配送への転換、複数の荷主との共同輸配送、公共交通機関の利用などにより、自動車の走行量を削減すること。

(2) 低炭素型交通体系の推進**ア 信号機の改良（LED化）** [交通規制課]

二酸化炭素排出量の低減を図るため、消費電力が少ないLEDを使用した信号灯器を整備しています。

【平成29年度実績】LED灯器を車両用231灯、歩行者用191灯整備。

【平成30年度内容】LED灯器を車両用36交差点、歩行者用36交差点に整備予定。

<LED信号灯器整備状況>

(単位：灯)

指標項目	H25	H26	H27	H28	H29
車両用灯器	122	167	326	130	231
歩行者用灯器	128	117	236	104	191

イ 自動車交通量削減対策の推進**(ア) 都市交通円滑化の推進** [都市計画課]

広島都市圏の都市交通問題（渋滞、地球温暖化）を解決するため、パーク&ライドを始めとした交通需要マネジメント施策など都市交通円滑化施策を推進しています。

福山都市圏においては、ノーマイカー運動を主体とした取組に加え、中心部ループバスやレンタサイクル（bikebiz 施策）などの取組を実施しています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】パーク&ライドの利用を促すため、駐車場情報を提供するホームページを運営するとともに、広報誌やイベント等における啓発活動やグッズ等の作成を実施。

ウ 交通流円滑化のための基盤整備の推進**(ア) 環状道路・バイパスの整備** [道路企画課]

自動車交通が適切に分散され、渋滞が緩和・解消されるよう、環状道路やバイパスの整備を推進しています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】広島高速道路等（広島都市圏）、その他のバイパス等整備。

(イ) 街路事業 [都市計画課]

道路交通の円滑化を図るため、路上工事の縮減に留意しつつ、道路の新設・拡幅、立体交差化、交差点改良等の道路構造の改善を推進しています。

【平成29年度実績】山手赤坂線外15路線を整備。

【平成30年度内容】栗柄広谷線外14路線を整備予定。

(ウ) 交通管制システムの高度化 [交通規制課]**a 信号制御の高度化**

自動車交通の円滑化を図るため、交通流や交通量に応じたきめ細かな信号制御を推進しています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】交通渋滞・混雑が著しい広島市、呉市及び廿日市市において集中制御機及び車両感知器を更新し、より適正な信号制御を推進。

b 道路交通情報等の充実

交通の分散化を図るため、光ビーコン¹⁰や交通情報板等の効果的な運用により、ドライバーに対して所要時間情報や渋滞情報、規制情報などの道路交通情報をタイムリーに提供しています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】交通の分散による車両の流れの円滑化を図るため、交通情報板、光ビーコン等による渋滞情報、規制情報等の積極的な広報を推進。

7 LED：発光ダイオード(Light Emitting Diode)、電気を流すと発光する半導体。

8 パーク&ライド：都心の外周部や都市周辺部の駐車場に自動車等を止め、そこから都心部まで公共交通機関を利用すること。

9 交通需要マネジメント：自動車の効率的利用や、公共交通への利用転換、時間や経路の変更などを進めることにより、交通渋滞の緩和を図り、環境の改善や地域の活性化を目指す取組。

10 光ビーコン：光(目には見えない近赤外線)を用いて車載機との双方向通信を行うもの。車両の存在を感知する車両感知器としての機能も持っている。

エ 公共交通機関の利用促進

(ア) 公共ネットワーク情報提供・移動活発化推進事業 [地域力創造課]

多様な公共交通機関の乗換を総合的かつ高度にシームレス化することにより、公共交通機関の利便性・速達性を向上させて、公共交通機関の利用促進と都市交通の活性化を図ります。

【平成29年度実績・平成30年度内容】乗換検索イベントを活用した乗換検索の広報及び改善、県警・市町と連携した高齢者等の免許返納と公共交通利用への転換を支援する取組、事業者連携による訪日外国人・ファミリー層などを対象とした情報発信の取組を実施

(3) 物流の効率化等

ア 港湾物流の効率化 [港湾漁港整備課]

広島港国際コンテナターミナルの直背後に倉庫用地等を確保し、コンテナ貨物の陸上輸送距離を縮減させることにより物流の効率化を図っています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】臨海土地造成事業の推進。

(4) 低公害車等の導入拡大

ア 県庁舎急速充電器整備・開放事業 [環境政策課]

地球温暖化防止の取組の一環として、走行中に二酸化炭素を排出しない電気自動車（EV）の普及に必要な充電環境を整備することにより、県内における電気自動車の普及や充電環境の整備に向けた機運を高めるよう努めています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】マツダ（株）と共同で、県庁駐車場に電気自動車用急速充電器（1台）を設置し、県民への無料開放を24時間365日実施中（充電中は駐車料代も無料）。

指標項目	H25	H26	H27	H28	H29
利用者数	約50件/月	約80件/月	約75件/月	約65件/月	約91件/月

(5) エコドライブ等の普及

ア 生活環境保全条例に基づく自動車使用者等の取組の推進 [環境保全課]

「生活環境保全条例」に基づく「県自動車使用合理化計画」（平成28年5月改定）の達成に向け、県公用車の自動車使用合理化や低公害車の導入等を図るとともに、環境に配慮した運転等を推進しています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】低公害車の導入促進及びエコドライブ研修・LANパソコン起動画面へのエコドライブ喚起情報の掲載等を通じた職員への周知。

(6) 県自らの低公害車の率先導入

ア 環境に配慮した次世代低公害車の導入 [総務課]

老朽化が進んだ公用車を次世代低公害自動車に更新（電気自動車15台、クリーンディーゼル乗用車5台）することで、環境に配慮した公用車の利用に率先して取り組んでいます。

なお、平成30年度中にリース期間が満了となる電気自動車については、クリーンディーゼル乗用車に更新することとしています。

11 エコドライブ：二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための環境に配慮した運転。具体的には、駐車時に原動機を停止する（アイドリング・ストップ）、経済速度で走る、無駄な荷物を積まない、無駄な空ぶかしをやめる、急発進・急加速・急ブレーキをやめる、マニュアル車は早めにシフトアップする、渋滞などをまねく違法駐車をしない、エアコンの使用を控えめにするなどが挙げられる。

4 民生（家庭）部門対策

【環境の状態等を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 (H26)	現状値 (H29)	目標値 (目標年度)	目安 ※1	指標の 達成率	進捗状況
環境政策課	二酸化炭素排出量（民生（家庭））	万 t-CO ₂	467 (H19)	423 (H27)	273 (H32)	348	82.3%	未達成
環境政策課	住宅用太陽光発電導入量	kl (原油換算)	6,795 (H20)	32,657 (H28)	44,800 (H32)	32,132	101.6%	目標どおり達成
住宅課	長期優良住宅 ¹² の認定数	件	1,766	1,799	2,250 (H32)	2,008	89.6%	未達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

＜未達成の項目の要因と今後の対応方針＞

指標項目（内容）	目標と実績の乖離要因	今後の対応方針
二酸化炭素排出量（民生（家庭））	世帯数の増加、家電保有数の増加、家電の大型化等により、家庭部門の二酸化炭素排出量が増加した。	進捗が遅れている家庭部門に重点的な対策を講じる。
長期優良住宅の認定数	新設住宅着工戸数（持家）が前年度を下回ったこと等による。	平成28年より既存住宅の増改築でも認定が受けられること、認定申請手数料の見直し等を広報し、認定数の増加を図る。

【取組状況】

(1) 低炭素型まちづくり，建築物の省エネ性能向上の促進

ア 「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく低炭素建築物の普及 [建築課]

二酸化炭素の搬出の抑制に資する建築物を「低炭素建築物」と定義し、市街化区域等内で新築等を行う場合、一定の基準に適合する建築計画について認定制度を設け、認定建築物を普及・啓発することで、都市の低炭素化の促進を図っています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】 県ホームページ等による広報を実施。平成29年度は、低炭素建築物の認定件数350件。

イ 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づく省エネ建築物の普及 [建築課]

①大規模非住宅建築物の省エネ基準適合義務等の規制措置及び②省エネ基準適合認定建築物の表示制度又は誘導基準に適合した性能向上計画認定建築物の容積率特例の誘導措置を講じることにより、建築物の省エネ性能の向上を図っています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】 県ホームページ等による広報を実施。平成29年度は、義務付けを要する届出件数768件、性能向上計画認定建築物の申請件数20件。

(2) 二酸化炭素の排出抑制につながる技術・設備の導入促進

※ 関連事業：地域還元型再生可能エネルギー導入事業(P18)

(3) 省エネ活動等を通じたコミュニティの再生

※ 関連事業：地域還元型再生可能エネルギー導入事業(P18)

(4) 地域における温暖化防止の取組の促進

※ 関連事業：県民運動の支援(P14)

12 長期優良住宅：「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、劣化対策、耐震性、維持管理・更新の容易性、可変性、バリアフリー性、省エネルギー性、居住環境への配慮、住戸面積及び維持保全計画の各項目について認定基準を満たし、着工前に所管行政庁の認定を受けた住宅。

(5) 省エネの実践行動を促すための仕組みづくり・情報発信

ア 県民運動の支援

(ア) 「ひろしま環境の日」の普及 [環境政策課]

県民一人ひとりのエコ意識の高揚を図り、実践行動を促すことを目的として、平成22年6月から毎月第一土曜日を「ひろしま環境の日」と決めました。また、その取組として、平成23年6月から、「ひろしま環境の日」の趣旨に賛同し実践行動に取り組む企業・学校・地域活動団体等による「行動宣言」の募集・登録を開始し、その取組内容等について広く県民へ情報発信しています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】募集開始からこれまでに、「ひろしま環境の日」行動宣言に1,060団体が登録（平成29年度は7団体追加）。引き続き、行動宣言の登録を促進するとともに、県民への取組内容等の情報発信を実施。

(イ) マイバッグ運動の推進（環境保全活動支援事業）[環境政策課]

市町・事業者及び消費者団体等の協力を得てレジ袋の無料配布中止に関する協定を締結し、平成21年10月1日から取組を開始しています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】「ひろしま環境の日」と連動してマイバッグ運動の趣旨を啓発。

<レジ袋削減枚数・辞退率・参加店舗数>

指標項目	H25	H26	H27	H28	H29
削減レジ袋(万枚)	18,675	18,605	18,645	18,051	17,851
辞退率(%)	85.7	85.7	85.9	86.2	86.2
参加店舗数	350	350	350	349	329

※業務提携やレジシステムの変更などにより、一部データを取得できなかった店舗がある。(H29 27店舗)

(ウ) 家庭等における取組支援 [環境政策課]

家庭、学校等における省エネや廃棄物削減への取組を支援しています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】地球温暖化防止に係る県民運動として、地球温暖化防止に関するイベント、「環境の日」ひろしま大会などを開催。その際に、小学生が取り組める項目を日記形式でまとめた「エコチャレンジ日記」を配布。

※ 関連事業：環境学習講師派遣 (P91)

(エ) 地域における取組支援（環境保全活動支援事業）[環境政策課]

広島県地球温暖化防止活動推進センター¹³と連携し、温室効果ガスの排出抑制に向けた地域の主体的な取組を支援しています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】地球温暖化対策地域協議会¹⁴が各市町で1団体以上設立されるよう、新規協議会の設立を支援。現在16市町に26協議会設置。

13 広島県地球温暖化防止活動推進センター：「地球温暖化対策推進法」の規定に基づき、地域における普及啓発活動の拠点として知事が指定するもので、本県では、平成12年4月1日に（一財）広島県環境保健協会を指定。

14 地球温暖化対策地域協議会：「地球温暖化対策推進法」の規定に基づき、地方公共団体、地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化防止活動推進センター等が温室効果ガスの削減に向けた措置等について協議を行うために設置。

(オ) 脱・温暖化フェアの開催 [環境政策課]

省エネを中心とした家庭における環境配慮行動を促すため、省エネ工作或省エネ相談など親子で楽しめる体験型環境学習の機会を提供しています。

【平成 29 年度実績・平成 30 年度内容】(公社) 広島バス協会が開催するひろしまバスまつりにおいて、親子を中心に、脱温暖化・省エネに向けて家庭で環境配慮行動を実践してもらえるよう、楽しいエコ体験・工作を提供するブースを出展。

イ CO₂削減/ライトダウンキャンペーンの推進 [環境政策課]

地球温暖化問題を考える機会として、夏至の日から七夕の日までの間、ライトアップ施設や家庭の照明を消すよう広く呼びかけるCO₂削減/ライトダウンキャンペーンを実施するとともに、夏至の日及び七夕の日(クールアース・デー)に、県有施設、市町及びひろしま地球環境フォーラム¹⁵会員企業・団体へ呼びかけて、ライトアップ施設等の消灯を実施しています。

【平成 29 年度実績・平成 30 年度内容】

<ライトダウンキャンペーン参加登録企業>

指標項目	H24	H25	H26	H27	H28	H29
参加登録企業	214	297	256	309	399	323

ウ ひろしまクールシェアの推進 [環境政策課]

夏季の節電及び省エネの取組として、家庭のエアコンなどを消して、公共施設や商業施設などの涼しい場所に出かけて過ごす「ひろしまクールシェア」を実施しています。

【平成 29 年度実績】7月17日から9月22日までの間、県及び市町の公共施設 239 施設、民間商業施設 448 施設が参加。

【平成 30 年度内容】7月14日から9月17日までの間、県及び市町の公共施設や民間商業施設が参加。

<ひろしまクールシェア参加施設数と省エネ効果>

指標項目	H24	H25	H26	H27	H28	H29
参加公共施設数	101	196	137	165	209	239
参加商業施設数	124	215	244	354	413	448
省エネ効果(kwh/日)	—	—	—	—	241,845	226,055

エ 長期優良住宅の普及促進 [住宅課]

広報等により、高い省エネルギー性及び耐久性を有する長期優良住宅の普及を促進するとともに、確実な施工方法等の啓発を行うことにより、住宅の長寿命化による資源の有効利用と廃棄物の排出抑制及び地球環境への負荷低減を図っています。

【平成 29 年度実績・平成 30 年度内容】平成 29 年度は、長期優良住宅の認定戸数 1,799 戸。長期優良住宅建築等計画の認定申請について、県ホームページ等による広報を実施。

15 ひろしま地球環境フォーラム：広島県の県民、団体、事業者、行政が相互に連携・協働しながら、環境にやさしい地域づくりを進める環境保全推進組織。

オ 家庭における省エネ行動促進事業 [環境政策課]

県民が地球温暖化問題への理解を深め、日常生活における手軽な省エネ行動を実施することで、効果的に家庭からの二酸化炭素排出量が削減されることを目指し、県民が地球温暖化問題に「関心を持つ」ことから、具体的な「行動する」につなげていきます。そのため、平成29年10月に、省エネ行動を楽しみながらチャレンジできる家庭向けの省エネ情報サイト「ひろしまエコチャレンジ」を開設しました。

また、「うちエコ診断士」による個別診断の受診を促進します。

【平成29年度実績・平成30年度内容】

家庭向けの省エネ情報サイト「ひろしまエコチャレンジ」への登録及び「うちエコ診断士」による個別診断の受診促進。

< 「ひろしまエコチャレンジ」登録世帯数と「うちエコ診断」受診世帯数 >

指標項目	H29
「ひろしまエコチャレンジ」登録世帯数	1,691
「うちエコ診断」受診世帯数	454

5 廃棄物部門対策

【環境の状態等を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 (H26)	現状値 (H29)	目標値 (目標年度)	目安 ^{※1}	指標の 達成率	進捗 状況
環境政策課	二酸化炭素排出量（廃棄物）	万t-CO ₂	50 (H19)	47 (H27)	45 (H32)	47	100%	概ね順調
環境政策課・ 循環型社会課	廃棄物発電導入量	kl (原油換算)	22,451 (H20)	25,232	61,300 (H32)	51,588	48.9%	(※注)
循環型社会課	廃棄物熱利用導入量		—	—	110,300 (H32)	—	—	—

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

(※注)「廃棄物発電導入量」については、施設の建設・稼働に長い期間を要するため、現状値では達成率は「未達成」であるが、進捗状況の評価は目標年度に実施する。

【取組状況】

(1) 廃棄物処理における熱回収（サーマルリサイクル）¹⁶等の推進

※ 関連事業：廃棄物エネルギー回収促進事業（P6）、福山リサイクル発電事業の推進（P32）

16 熱回収（サーマルリサイクル）：廃棄物等から熱エネルギーを回収すること。廃棄物の焼却に伴い発生する熱を回収し、発電をはじめ、施設内の暖房・給湯、温水プール、地域暖房等に利用。

～環境にやさしいは、家計にもやさしい～ 【ひろしまエコチャレンジ】

広島県は、環境に対する新たな取り組みとして、家庭でエコする楽しさを知ってもらい、エコをより身近に感じて、楽しみながら省エネにチャレンジできる家庭向けの省エネサイト「ひろしまエコチャレンジ」を開設しました。



背景

広島県地球温暖化防止地域計画において、家庭部門の二酸化炭素排出量の削減が遅れていることから、日常生活における手軽な省エネ実践行動につなげる取組として、家庭向け省エネサイト「ひろしまエコチャレンジ」を平成29年10月に立ち上げました。

特徴

エコチャレンジメンバーになることで、家計簿（エコメモ）の利用やエコチャレンジに参加できるほか、サイト内で色々な行動をすることによってエコポイントを貯め、様々な特典と交換できるチャンスが得られます。

ご参加ください

皆さんの“ちよこっとエコ”の積み重ねが、大きな環境改善に役立ちます。ぜひサイトを活用し、身近なエコからチャレンジしてみてください。

ひろしまエコチャレンジはこちら ⇒ < <https://www.hiroshima-eco.com/> >

第2款 再生可能エネルギーの導入促進

1 本県の地域特性を生かした再生可能エネルギーの利用促進

【現状と課題】

温室効果ガスの削減目標の達成に向け、エネルギー供給面においても削減効果の高い対策を実施する必要があります。

日射量が多いという本県の地域特性及び国等の補助制度、電力固定価格買取制度¹⁷等により、太陽光発電の導入が進んでいます。このうち、住宅用太陽光発電システムの設置件数は、平成6年度から平成28年度までの累計で導入件数は約58,000件となっています。

また、本県は豊富な森林資源を有しており、バイオマスを活用した発電・熱利用も進められています。

さらに、本県では、RDF¹⁸による廃棄物発電を行う「福山リサイクル発電事業」を推進しており、平成29年度発電量は約112百万kWhとなっています。

【環境の状態等を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 (H20)	現状値 (H29)	目標値 (目標年度)	目安 ^{※1}	指標の 達成率	進捗状況
環境政策課	太陽光発電導入量	kl (原油換算)	7,188	121,541 (H28)	64,000 (H32)	45,063	269.7%	目標以上 達成
環境政策課	太陽熱利用システム 導入量		42,127	44,108 (H27)	50,700 (H32)	47,128	93.6%	概ね達成
環境政策課	バイオマス発電導入 量		66,459	70,944 (H28)	97,000 (H32)	84,275	84.2%	(※注)
環境政策課	バイオマス熱利用導 入量		—	—	385,500 (H32)	—	—	—
環境政策課・ 循環型社会課	廃棄物発電導入量		22,451	25,232	61,300 (H32)	51,588	48.9%	(※注)
循環型社会課	廃棄物熱利用導入量		—	—	110,300 (H32)	—	—	—

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

(※注)「バイオマス発電導入量」及び「廃棄物発電導入量」については施設の建設・稼働に長い期間を要するため、現状値では達成率は「未達成」であるが、進捗状況の評価は目標年度に実施する。

【取組状況】

(1) 太陽光のエネルギー利用の促進

ア 地域還元型再生可能エネルギー導入事業 [環境政策課]

再生可能エネルギーの普及拡大を図るため、県と中国電力グループが共同して、メガソーラー発電の事業化に取り組んでいます。

なお、発電事業によって得られる収益は、地域に還元しています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】メガソーラー発電所を適切に管理・運営するとともに、売電を継続し、その収益の地域還元事業として、地域における省エネ活動や幼稚園・保育園における省エネ設備（省エネ型エアコン、太陽光発電システム等）の導入を支援。

17 電力固定価格買取制度（FIT：Feed-in Tariff）：平成24年7月に施行された「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づき、再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）を用いて発電された電力を、国が定める固定価格で、一定期間、電気事業者が調達を義務付ける制度。

18 RDF：Refuse Derived Fuel（ごみ固形燃料）の略。ごみに含まれる厨芥・紙などを乾燥・粉砕して石灰などを混ぜ、クレヨン状に成形加工した固形燃料。

<パネル容量，発電実績>

指標項目	H26	H27	H28	H29
パネル容量 (Mw)	7.5	10.4	10.4	10.4
発電実績 (千 Kwh)	5,989	11,151	11,949	12,440

<省エネ設備導入促進補助金>

指標項目	H26	H27	H28	H29
補助件数 (件)	3	7	7	6
補助金額 (千円)	11,853	25,320	26,344	29,480

<省エネ活動促進補助金>

指標項目	H26	H27	H28	H29
補助件数 (件)	8	13	19	17
補助金額 (千円)	2,945	4,195	7,047	6,043

イ 県有施設太陽光発電導入事業 [環境政策課]

再生可能エネルギーの普及拡大に向けて，既存の県有施設（2 施設）の屋根の上へリース方式により太陽光発電設備を設置しています。

【平成 29 年度実績】リース方式による太陽光発電設備の運営。発電実績：134 千 kWh

【平成 30 年度内容】リース方式による太陽光発電設備の運営。

ウ 県営住宅整備事業 [住宅課]

高い省エネルギー性能を有する県営住宅を供給することにより，地球温暖化対策に努めています。

【平成 29 年度実績・平成 30 年度内容】建替えを行う県営住宅において，長い耐用年数を見据え，住戸内の断熱性の向上などにより省エネルギー化を推進。

※ 関連事業：工業用水道事業・水道用水供給事業（P105）

(2) 木質バイオマスのエネルギー利用の促進

ア 里山¹⁹バイオマス利用促進事業 [環境政策課] (再掲)

第1章「「エコの力でひろしまを元気に」具体化推進事業(1)」(P6)

イ 次世代林業基盤づくり事業（平成 28 年度：森林整備加速化・林業再生基金事業）[林業課]

森林資源を有効活用するため，木質バイオマス利用施設の整備に対する支援を行いました。

指標項目	H25	H26	H27	H28	H29
木質バイオマス製造施設数	2	1	2	1	—
木質バイオマス利用施設数	1	1	—	—	—

19 里山：市街地等で従来から林産物の栽培，肥料，炭の生産等に利用されてきた森林。近年身近な自然として評価されているが，所有者による維持管理が困難な状況となっている場合も多い。

(3) 小水力のエネルギー利用の促進

ア ダム小水力発電推進事業 [農業基盤課・河川課]

ダム管理の合理化をはじめとして、ダムに潜在する水力エネルギーの有効活用を図るため、福富ダム及び三川ダムにおける河川維持流量等のダム放流水を利用したダム管理用水力発電を推進しています。

【平成 29 年度実績】平成 29 年 4 月、ダム管理用水力発電施設の運用開始。(福富ダム)

※ 関連事業：工業用水道事業・水道用水供給事業 (P105)

(4) その他のエネルギーの有効利用

※ 関連事業：廃棄物エネルギー回収促進事業 (P6)、福山リサイクル発電事業の推進 (P32)、太田川流域下水道建設事業 (P105)、芦田川流域下水道建設事業 (P105)

第3款 森林吸収源対策の推進

1 森林による二酸化炭素吸収量の増加・確保

【現状と課題】

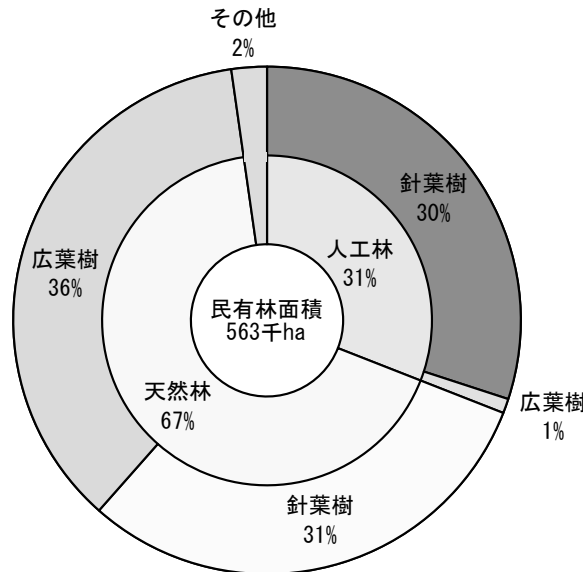
本県の森林面積は、県土面積の約7割に当たる611千ha（平成29年4月現在）で、そのうち私有林面積は563千haと、森林面積の92%を占めています。

これらの森林は、二酸化炭素吸収源としての貢献が期待されています。

しかしながら、近年、木材価格の長期低迷や木を使わないライフスタイルへの変化等により、林業生産活動が停滞しており、森林施業が行われていない人工林等が広く存在しています。

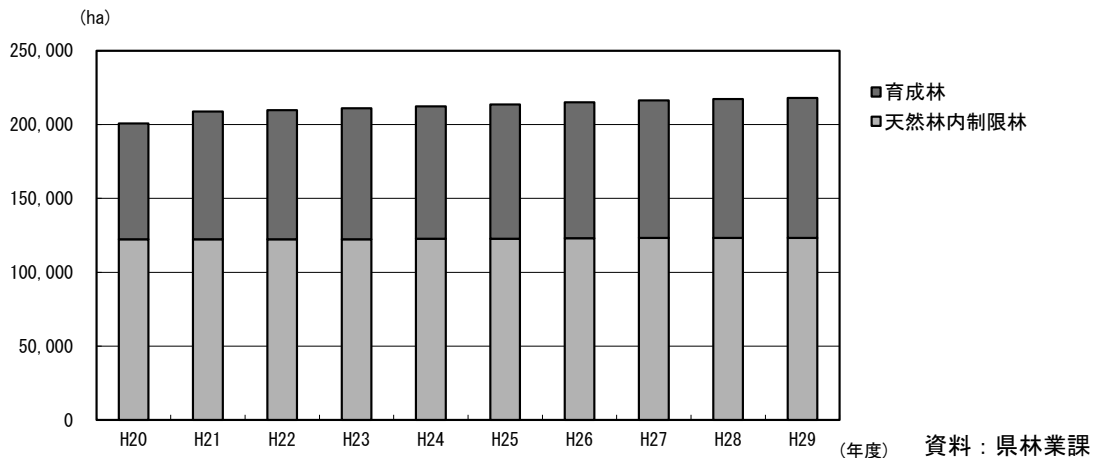
このため、こうした人工林等の森林整備を推進し、吸収源としてカウントできるFM林²⁰を増加させる必要があります。

図表 1-3-1 県内私有林の林種別面積



(注) 1 県林業課「地域森林計画書」(平成29年4月)
2 その他には、竹林、更新困難地、未立木地を含む。 資料：県林業課

図表 1-3-2 県内のFM林面積の推移



20 FM林：Forest Management 林の略。森林吸収量の算定対象となる「平成2年以降に適切な森林整備や保護・保全措置が行われている森林」のこと。

【環境の状態等を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 (H26)	現状値 (H29)	目標値 (目標年度)	目安 ※1	指標の 達成率	進捗 状況
林業課	森林吸収源の算定対象となるFM林面積	千 ha	215	218	224 (H32)	220	99.1%	概ね達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

【取組状況】

(1) 森林整備の推進

ア 次世代林業基盤づくり事業，林業・木材産業等競争力強化対策事業，造林事業（育成林整備事業）

〔林業課〕

間伐等の適切な森林整備を推進するとともに、林内路網整備・高性能林業機械の導入など、効率的な森林整備に必要な基盤づくりを行っています。

（次世代林業基盤づくり事業）

【平成 29 年度実績】 間伐（512ha），林内路網整備（84 路線），高性能林業機械導入（2 台）等

【平成 30 年度内容】 間伐（395ha），林内路網整備（98,286m），高性能林業機械導入（4 台）等を予定。

（林業・木材産業等競争力強化対策事業）

【平成 30 年度内容】 間伐（163ha），資源高度利用型施業（2ha），林内路網整備（37,769m），高性能林業機械導入（4 台）等を予定。

（造林事業（育成林整備事業））

【平成 29 年度実績】 森林整備面積：1,887ha

【平成 30 年度内容】 森林整備面積：2,298ha

イ ひろしまの森づくり事業 〔森林保全課〕

県土の保全や水源涵養など、森林の有する公益的機能を持続的に発揮させるため、「ひろしまの森づくり県民税」を財源として、県民共有の財産である森林を、県民全体で守り育てる事業を推進しています。

【平成 29 年度実績】 人工林対策：長年手入れされず放置されたスギ・ヒノキの間伐（751ha），住宅分野に県産材を使用する取組みへの助成等。

里山林等の対策：集落周辺の荒廃した里山林の整備（186ha），森林ボランティア活動の支援，現地体験型学習会の実施，小規模林業経営を行う団体等に対する助成など，地域の創意工夫による様々な取組を支援。

県民意識の醸成：テレビ番組，チラシ配布，イベント開催時の広報，公共施設や集客施設での広報ポスター掲示，市町広報誌，ホームページによる情報発信等。

【平成 30 年度内容】 放置され荒廃した人工林の間伐，里山林の整備，住民団体等の森林整備活動支援，森林・林業体験活動への支援などの事業を計画。

ウ 県産材消費拡大支援事業 [林業課]

住宅メーカー等から、各社の建築物標準仕様への県産材採用に基づく、販売ターゲット（梁・桁、柱、土台）の消費提案を受け、消費量に応じて支援を行うことにより県産材の消費拡大を図っています。

<県産材製品消費量>

指標項目	H25	H26	H27	H28	H29
県産材製品消費量	—	—	9,264	17,315	19,672

(2) 保安林等による保護・保全措置の推進²¹

ア 自然保護協力奨励金・立木損失補償事業 [自然環境課]

優れた自然環境を有する森林の保全を図るため、「自然環境保全条例」に基づく県自然環境保全地域²²等の指定を行うとともに、指定に伴う私権の制限に対する補償等、適正な管理を行っています。

【平成 29 年度実績・平成 30 年度内容】平成 29 年度は自然保護協力奨励金として 1,076 件、2,858 千円、立木損失補償金として 257 件、14,484 千円を交付。平成 30 年度も同様に予定。

イ 地域森林計画に基づく保安林の指定の促進 [森林保全課]

水源涵養^{かん}、災害防備等の森林の公益機能の維持増進を図るため、地域森林計画に基づき、保安林の量的・質的な配備を積極的に推進するとともに、これらの保安林の適切な管理に努めています。

【平成 29 年度実績】17 件、154ha の森林を保安林に指定。13 件、3ha の保安林の指定を解除。

【平成 30 年度内容】52 件を指定見込み。

ウ 治山事業（水源地域等保安林整備事業） [森林保全課]

「森林整備保全事業計画」に基づき、機能の低下した森林や水源森林の整備を推進しています。

【平成 29 年度実績】森林の整備を 16 箇所実施。

【平成 30 年度内容】森林の整備を 8 箇所実施予定。

(3) カーボンオフセット・クレジットの取得²³

ア 県営林カーボンオフセット・クレジット取得事業 [森林保全課]

県営林において、カーボンオフセット・クレジットを取得し、CO₂排出権を企業等へ販売することにより、その収益を県営林の森林整備等に活用し、本県における森林吸収源対策を促進しています。

【平成 29 年度実績】県営林で平成 25、26 年度の吸収量として取得したカーボンオフセット・クレジット 119 t-CO₂を販売。

【平成 30 年度内容】県営林で平成 25、26、27 年度の吸収量として取得したカーボンオフセット・クレジットを販売予定。

<県有林における間伐の実施とカーボンオフセット・クレジットの取得、売却>

指標項目	H25	H26	H27	H28	H29
取得 (t CO2)	172	231	259	—	470
売却 (t CO2)	76	118	147	130	119

21 保安林：水源かん養、土砂崩壊等の災害の防備、生活環境の保全など、特定の公共目的のために、森林法に基づいて、農林水産大臣又は都道府県知事により指定された森林のこと。

22 自然環境保全地域：自然環境の適正な保全を総合的に推進するため、「自然環境保全法」や都道府県条例により定められた地域。高山性植物の自生地、すぐれた天然林、湿原等の特異な地質・地形などを主たる保全対象とし、これと一体をなす自然環境で保全の必要性の高い地域。

23 カーボンオフセット：日常生活や事業活動において排出された CO₂ について、削減困難な排出量を植林など別の事業による削減・吸収によって埋め合わせ（相殺）する考え方。

第4款 その他地球温暖化対策の推進

1 フロン類対策による温暖化の防止等

【現状と課題】

(1) フロン類²⁴対策の推進

フロン、ハロン、四塩化炭素などが大気中に排出されて成層圏に達すると、オゾン層²⁵を破壊するといわれています。オゾン層が破壊され、地上に有害な紫外線が降り注ぐようになると、皮膚ガンや白内障などの健康被害や植物などの生育障害を生じ、地球の生態系に大きな影響を与えることとなります。

このため、「フロン排出抑制法」、「家電リサイクル法」及び「自動車リサイクル法」の各法律に基づき、フロン類の回収・破壊の徹底を図る必要があります。

(2) 地球温暖化への適応策

将来、温室効果ガスの排出量がどのようなシナリオをとったとしても、世界の平均気温は上昇し、気候変動のリスクが高くなると予測されているため、温室効果ガスの排出削減等を行っていく緩和策だけでなく適応策を進めることが求められています。

農業分野では、農作物の品質低下や収量減少、南方系害虫の侵入や生息域拡大等が、健康分野では、熱中症患者数の増加等が懸念されます。

また、今後の更なる気候変動の進行により、台風や豪雨などによる災害の増加が考えられます。

【取組状況】

(1) フロン類対策の徹底

ア フロン排出抑制法に基づくフロン類の充填・回収 [環境保全課]

「フロン排出抑制法」に基づき、業務用冷凍空調機器からのフロン類の充填・回収を業として行う者の登録及び立入検査等を実施しています。

【平成 29 年度実績・平成 30 年度内容】 充填回収業者の登録を行うとともに、適正にフロン類の充填・回収・引渡しが行われるよう立入検査等を実施。充填・回収に関する基準の遵守徹底及び行程管理制度の導入等について適正な執行を図る。平成 29 年度は第一種フロン類充填回収業者 84 件を新規に登録し、年度末での登録業者数 715。第一種フロン類充填回収業者等の立入検査を 63 件実施。

※ 関連事業：家電リサイクル法の推進 (P31)、自動車リサイクル法の推進 (P31)

(2) 地球温暖化への適応策の検討

ア 県研究機関における研究 [研究開発課]

【平成 29 年度実績・平成 30 年度内容】

項目	研究内容	担当センター
高温登熟障害に強い多収穫酒造好適米の開発	高温登熟障害に強い新品種の酒米の育成のため、個体及び系統の選抜を実施し、醸造適正を判断する手法に関する研究に引き続き取り組みます。	食品工業技術センター 農業技術センター

24 フロン類：炭化水素にフッ素が結合した化合物（フルオロカーボン）。CFC（クロロフルオロカーボン）と HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）はオゾン層破壊物質。HFC（ハイドロフルオロカーボン）は塩素を持たないためオゾン層を破壊しない物質だが、温室効果ガスの一つである。なお、フロン排出抑制法では、オゾン層保護法に規定された CFC 及び HCFC 並びに地球温暖化対策推進法に規定された HFC を対象として、規制を行っている。

25 オゾン層：オゾン層は地上 10～50km の大気圏にあり、約 20km 付近が最大濃度になっている。オゾンは酸素原子 3 個が結合してできた気体。成層圏内に上昇した酸素分子が上空の紫外線のエネルギーを受けて 2 個の酸素原子に分かれ単独になった酸素原子と別の酸素分子とが結合しオゾンとなる。

第2節 広島の更なる3Rを進める「循環型社会の実現」

第1款 資源循環を基本とした社会づくり

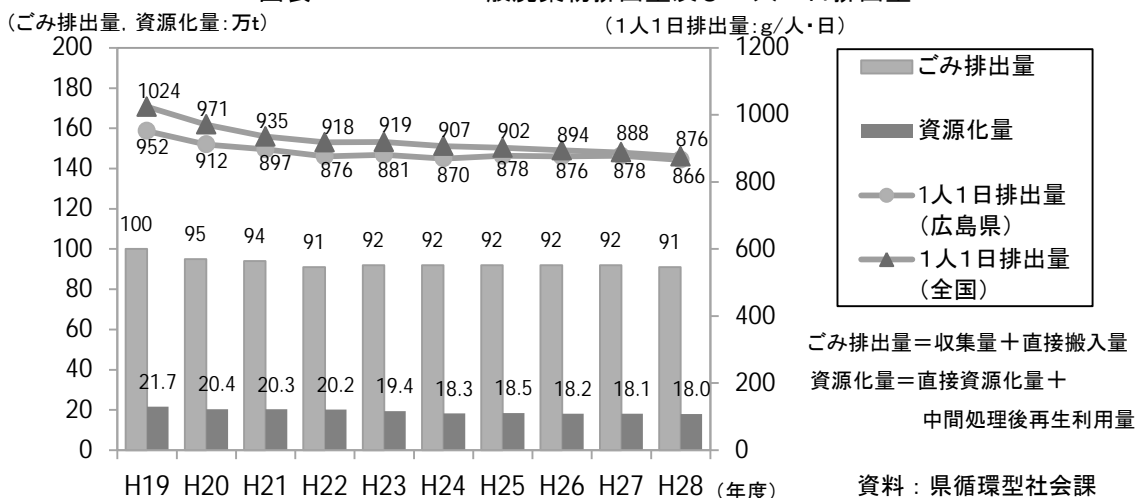
【現状と課題】

(1) 排出の状況

一般廃棄物は、市町が定める処理計画に基づき処理が行われています。県内全体及び1人1日当たりの排出量は、平成13年度以降継続的に減少していましたが、単身世帯の増加やライフスタイルの変化などにより、近年は横ばいとなっています。

また、事業者の責任で処理することになっている産業廃棄物の排出量は、概ね年間1,400万トン前後で推移しています。

図表 2-1-1 一般廃棄物排出量及び1人1日排出量



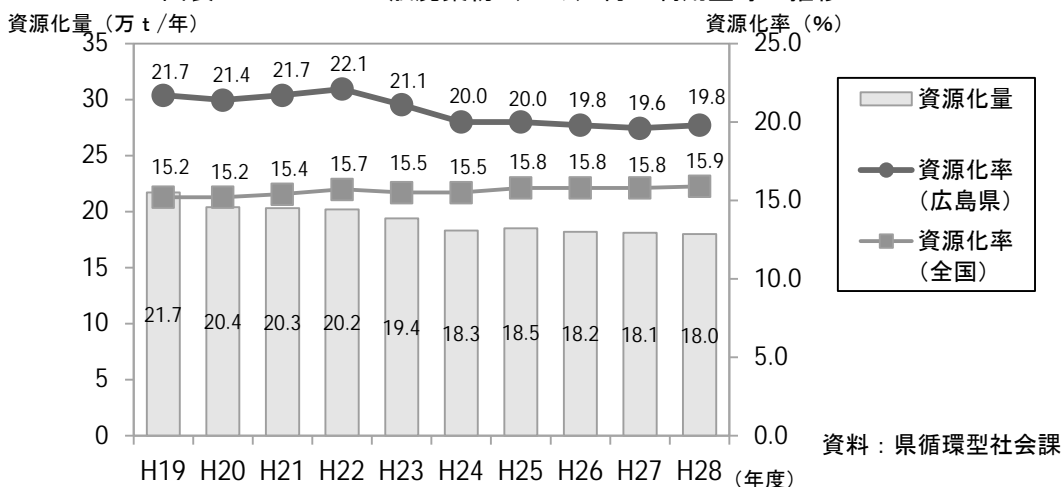
(2) 再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）の状況

各種リサイクル法の整備などを背景に、一般廃棄物資源化率はリサイクルの定着等により全国平均を上回っていますが、近年、スーパー等の店頭回収など、行政によらない回収形態の普及などにより減少傾向にあります。産業廃棄物再生利用率は着実な取組により増加傾向にあります。

一方で、廃棄物の多様化が進み、処理困難なものも増えています。

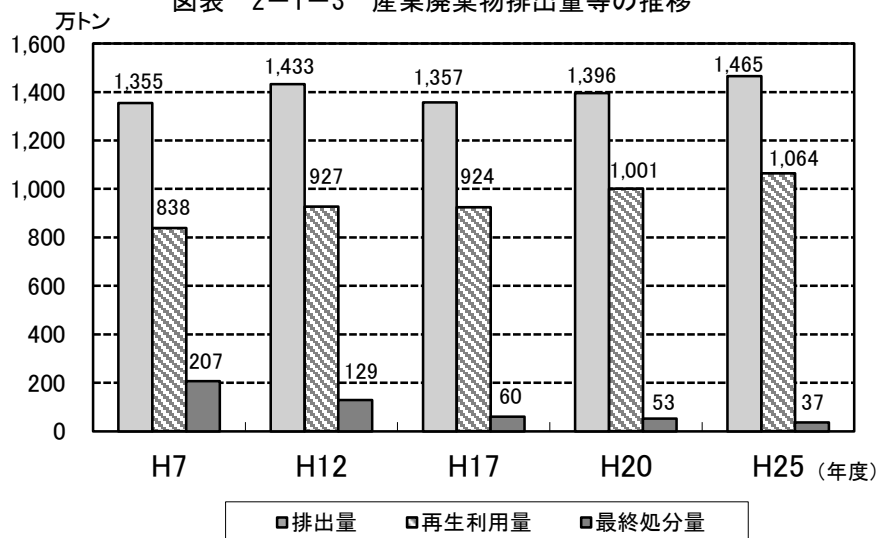
こうした状況を踏まえ、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）を推進するとともに、実用的なリサイクル技術の開発、リサイクル製品の販路拡大などによる再生利用（リサイクル）の取組を更に強化する必要があります。

図表 2-1-2 一般廃棄物（ごみ）再生利用量等の推移



資源循環を基本とした社会づくり

図表 2-1-3 産業廃棄物排出量等の推移



資料：県産業廃棄物対策課

【環境の状態等を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

担当課	指標項目 (内容)	単位	基準年度値 (H25)	現状値 (H28)	目標値 (目標年度)	目安 ※1	指標の達成率	進捗状況
循環型社会課	一般廃棄物排出量	万 t	92.2	90.6	87.4 以下 (H32)	90.1	99.4%	概ね達成
循環型社会課	1人当たり一般廃棄物排出量	g	879	866	858 以下 (H32)	870	100.5%	目標どおり達成
循環型社会課	一般廃棄物再生利用率	%	20.0	19.8	19.0 以上 (H32)	19.6	99.0%	概ね達成
循環型社会課	一般廃棄物最終処分量	万 t	11.9	10.8	10.3 以下 (H32)	11.2	103.7%	目標どおり達成
産業廃棄物対策課	産業廃棄物排出量		1,465	1,444	1,480 以下 (H32)	1,471	101.9%	目標どおり達成
産業廃棄物対策課	産業廃棄物再生利用率		72.6	78.1	73.1 以上 (H32)	72.8	107.3%	目標どおり達成
産業廃棄物対策課	産業廃棄物最終処分量	%	2.5	2.4	2.4 以下 (H32)	2.5	102.4%	目標どおり達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

1 一般廃棄物の3Rの推進

【取組状況】

(1) 排出抑制及び減量化

ア 廃棄物抑制啓発広報事業（環境保全活動支援事業） [環境政策課]

ひろしま地球環境フォーラムと連携し、県民へ温暖化防止や廃棄物の抑制など環境配慮の取組を促す啓発広報を行っています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】10月の「3R推進月間」¹を中心に、テレビ等を通じて、廃棄物の抑制や温暖化防止・環境配慮の取組を促す啓発広報を実施。

※ 関連事業：マイバッグ運動の推進（P14）、容器包装リサイクル法の推進（P27）、環境月間行事の実施（P94）

(2) 一般廃棄物のリサイクルの推進

ア 容器包装リサイクル法の推進 [循環型社会課]

市町が行う分別収集の徹底に向けた取組を支援するとともに、県民に対して分別排出の必要性を周知しています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】第8期県計画、市町分別収集計画に基づき、市町の容器包装廃棄物の円滑な分別収集を助言、推進。

図表 2-1-4 容器包装廃棄物の分別収集の状況

区 分	29年度実績(t)	30年度計画(t)
無 色 ガ ラ ス	5,701	5,845
茶 色 ガ ラ ス	5,517	5,744
そ の 他 の ガ ラ ス	2,332	2,223
そ の 他 の 紙	0	348
ペ ッ ト ボ ト ル	4,705	4,248
その他のプラスチック	23,327	23,967
（うち白色トレイ）	6	13
ス チ ー ル	3,008	3,345
ア ル ミ	2,817	2,896
段 ボ ー ル	7,754	9,791
飲 料 用 紙 パ ッ ク	66	135
計	55,227	58,542

資料：県循環型社会課

イ 小型家電リサイクル推進事業 [循環型社会課]

レアメタルなどの有用金属等を含む使用済小型家電について、本県の実情に即したリサイクルを推進しています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】「都市鉱山から作る！みんなのメダルプロジェクト」²の周知等を通じた市町に対する使用済小型家電の取組支援を実施。

1 3R：リデュース（Reduce：発生抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再生利用）のこと。リフューズ（Refuse：過剰包装等の拒否）、リペアー（Repair：修理）を含めて5Rとすることもある。

2 都市鉱山から作る！みんなのメダルプロジェクト：東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の約5000個の金・銀・銅メダルを全国各地から集めたリサイクル金属で作る国民参画型プロジェクト。

2 産業廃棄物の3Rの推進

【取組状況】

(1) 発生抑制及び減量化

ア 多量排出事業者への産業廃棄物処理計画の策定指導 [産業廃棄物対策課]

多量排出事業者等へ、産業廃棄物処理計画の策定を指導しています。

(対象事業者) ①前年度の産業廃棄物発生量が1,000トン以上の事業者【廃棄物処理法】

②前年度の産業廃棄物発生量が500トン以上1,000トン未満の事業者

【生活環境保全条例】

③前年度の特別管理産業廃棄物発生量が50トン以上の事業者【廃棄物処理法】

【平成29年度実績・平成30年度内容】平成29年度は①213、②110、③36事業者が計画を策定。

(2) 建設廃棄物のリサイクルの推進

ア 建設リサイクル法の推進 [技術企画課]

「建設リサイクル法」の趣旨に基づき、建設副産物のリサイクルを推進しています。

また、「建設リサイクル法」に係る広島県実施方針の目標値達成のため、建設リサイクルの推進に向けた基本的な考え方、目標、具体的施策を定め、建設副産物に対する総合的な対策を推進しています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】建設リサイクル法届出審査業務及びパトロール等を行い、資源の有効利用と廃棄物の適正な処理を推進。

<建設リサイクル法届出審査件数及びパトロール件数>

指標項目	H25	H26	H27	H28	H29
建設リサイクル法届出審査件数	6,499	5,954	6,584	6,790	6,872
パトロール件数	185	152	137	175	201

(3) 産業廃棄物埋立税を活用した施策の推進

ア 産業廃棄物埋立税の延長 [循環型社会課]

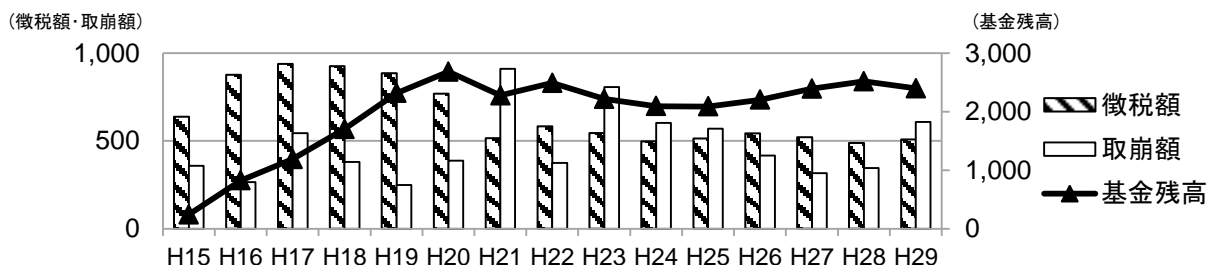
課税期間の延長や埋立抑制のあり方に関する今後の方針について、商工会議所などの経済団体、資源循環協会などの業界団体への意見聴取やパブリックコメントなどを行い、検討した結果、最終処分率1.5%の達成・維持を目標に平成30年度から産業廃棄物埋立税の課税期間を5年間延長するとともに、長期的安定的な埋立抑制の実現を目指し、集中的に税活用事業を実施していくこととしました。

【平成29年度実績・平成30年度内容】産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルに関する施策とすることを基本としつつ、その他の循環型社会の形成に関する施策も推進。

イ 産業廃棄物埋立税と税事業の実施 [環境政策課・環境保全課・循環型社会課・産業廃棄物対策課]

平成15年4月から導入した「産業廃棄物埋立税」を活用し、3Rの推進、廃棄物の適正処理、啓発活動及びその他の循環型社会の形成を推進しています。

図表 2-1-5 産業廃棄物埋立税の税収及び産業廃棄物抑制基金残高の推移 (百万円)



(ア) 3Rの推進に関する事業【H29(実績) : 397,533千円, H30(予算) : 949,700千円】

区分	主な取組内容	事業効果	H29実績	H30予算
① 廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費助成事業 (P30)	3R推進に効果大きいと認められる施設整備を行う事業者への助成	33件 (H15~H29) 処理実績: 16.1万t/年 (H25)	211,389	455,659
② 循環型社会形成推進機能強化事業 (P98)	産学連携によるリサイクル技術の研究開発等を行う団体への支援	126件 (H17~H29) 内17件事業化(13%)	84,949	117,966
③ 廃棄物排出抑制・リサイクル関連研究開発費助成事業 (P99)	即効性が高く波及効果が期待できるリサイクル技術の研究開発を行う事業者への助成	31件 (H15~H29) 内7件事業化 (23%)	7,644	92,184
④ びんごエコタウン推進事業 (P98)	びんごエコ団地へ進出する企業に対する施設整備への助成	No.2~6売却済 (全6区画)	93,072	283,291
⑤ 廃棄物エネルギー回収促進事業 (P6)	未利用廃棄物のエネルギー利用促進等に係る市町の技術的支援	エネルギー回収率 21.1%(H36)実現見込	480	600
合計			397,533	949,700

(イ) 廃棄物の適正処理に関する事業【H29(実績) : 204,891千円, H30(予算) : 521,401千円】

区分	主な取組内容	事業効果	H29実績	H30予算
⑥ 廃棄物排出事業者責任強化対策事業 (P37)	排出事業者講習会の開催、マニフェスト交付状況報告の処理・排出事業者の指導体制の整備	大規模な不法投棄発生件数の減少 H5~14 : 10.5件/年 H15~27 : 5.3件/年	58,581	70,829
⑦ 不法投棄監視体制強化事業 (P38)	不法投棄対策班による監視活動、市町職員の県職員併任による不法投棄監視等		15,299	25,351
⑧ 産業廃棄物処理情報管理推進事業 (P38)	廃棄物処理情報の電子化支援等	電子マニフェスト普及率 48.2% (H28)	5,574	7,349
⑨ 産業廃棄物処理実態調査事業 (P30)	県内の産業廃棄物の排出量等を把握するための実態調査	平成28年度実態調査の実施	983	1,095
⑩ PCB廃棄物処理促進事業 (P37)	PCB廃棄物の適正処理に係る中小事業者への支援	PCB廃棄物期限内処理の促進	16,293	21,191
⑪ 公共関与処分場による廃棄物適正処理事業 (P38)	公共関与処分場周辺環境調査、協議会運営、緑地整備等	公共関与処分場の安定運営	47,627	278,745
⑫(1) 地域廃棄物対策支援事業 (P39)	市町等が行う不法投棄防止対策事業等への支援	23市町で実施	48,027	83,398
⑬ 災害廃棄物処理計画策定事業 (P36, 40)	「広島県災害廃棄物処理計画」を策定し、市町における災害廃棄物処理計画の策定を支援	「広島県災害廃棄物処理計画」の策定(H29)	12,507	33,443
合計			204,891	521,401

(ウ) 廃棄物の適正処理に関する事業【H29(実績) : 8,942千円, H30(予算) : 10,517千円】

区分	主な取組内容	H29実績	H30予算
⑭ 環境保全活動支援事業 (P14, 27, 91, 102)	県民、事業所への廃棄物抑制啓発等 (マイバッグ運動の推進、テレビ等を通じた廃棄物の抑制などの取組を促す啓発広報、環境月間行事などを実施)	8,942	10,517
合計		8,942	10,517

(エ) その他の循環型社会の形成に関する事業【H29(実績) : 18,517千円, H30(予算) : 50,785千円】

区分	主な取組内容	事業効果	H29実績	H30予算
⑫(2)(3) 地域廃棄物対策支援事業(撤去処分・食品廃棄物等削減対策事業) (P40)	市町等が行う不法投棄廃棄物の撤去処分事業及び食品廃棄物等対策事業への支援	3市3町による撤去処分、 2市町による食品ロス削減に関する啓発	2,514	10,500
⑮ 海ごみ対策推進事業 (P6)	海岸漂着物等対策に係る市町の取組に対する助成	海ごみ対策を総合的・効果的に推進	16,003	40,285
合計			18,517	50,785

3 資源循環の推進

【取組状況】

(1) 総合的・計画的な取組の推進

ア 廃棄物処理計画策定事業 [循環型社会課]

循環型社会と低炭素社会の一体的実現に向け、本県の廃棄物対策の基本となる計画である「第4次広島県廃棄物処理計画」に基づく施策を推進しています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】「第4次廃棄物処理計画」の推進。

(2) リサイクルの推進

ア 産業廃棄物処理実態調査事業 [産業廃棄物対策課]

産業廃棄物の排出・処理の実態を把握し、廃棄物処理計画改訂の基礎資料とするため、5年毎に産業廃棄物処理実態調査を実施しています。調査を実施しない年度においても、補完調査を行うことにより、毎年度の産業廃棄物の排出量等の動向を把握し、廃棄物処理計画の適切な進行管理を図っています。

【平成29年度実績】補完調査を行い、平成28年度の実態を把握。

【平成30年度内容】補完調査を行い、平成29年度の実態を把握。

イ 廃棄物再生事業者登録 [循環型社会課]

廃棄物の減量化・再生利用を推進するため、廃棄物の再生事業について、一定の基準を満たす事業者を登録し、優良事業者の育成を図っています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】平成29年度末時点で、93事業者を登録。

指標項目	H25	H26	H27	H28	H29
登録事業者数	92	94	94	94	91

ウ 廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費助成事業 [循環型社会課]

循環型社会の実現に向け、効果が大きいと認められる廃棄物の排出抑制やリサイクル関係施設の整備に要する費用の一部を助成しています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】平成29年度は6事業209,266千円を支援。平成30年度から補助上限額を大幅にアップするとともに、2か年の事業実施も対象にするなど、補助要件の緩和及び補助対象を追加して実施。

図表 2-1-6 助成条件

項目	内容
対象分野	廃棄物の排出抑制, 減量化, リサイクル
対象者	新たに設置又は改造する施設を整備する者
対象経費	①廃棄物排出抑制施設 ・排出事業者自らが設置するものであって、事業場外に排出する廃棄物について、重量を10%以上削減又は容量を30%以上減少できるもの ②廃棄物リサイクル施設 ・リサイクル製品を製造する施設で新規製品を製造するために整備するもの ・既にリサイクル製品を製造している施設で受入可能な廃棄物の重量を10%以上増加又は最終処分される廃棄物の重量を30%以上削減するもの ・混合廃棄物から再生資源等を分離するための施設で最終処分量が投入した廃棄物の重量の90%又は容量の70%を下回るもの ・廃棄物熱回収施設であって、当該熱回収施設に投入される廃棄物の総熱量と燃料の総熱量を合計した熱量の30%を超えて燃料の投入を行わない状態で、熱回収率が5%以上のもの

項目	内容						
対象経費	③資源循環促進施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 排出事業者自らが、分別施設、保管施設等を整備することにより、事業所外に排出後リサイクルされる廃棄物の重量を30%以上増加できるもの ・ 現在最終処分されている廃棄物をリサイクルするために一時的に保管・選別する施設で最終処分する廃棄物の重量を10%又は容量を30%以上削減するもの ・ 県内で生産されたリサイクル製品の出荷重量を10%以上増加させるもの ・ 再生資源等の製造施設で最終処分する廃棄物の重量を10%以上削減するもの 						
補助率	1/3 以内（がれき類等の特定の廃棄物を処理する施設及びCO ₂ 排出量の削減効果が高い設備の整備は、1/2 以内）						
補助額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">廃棄物排出抑制施設</td> <td style="text-align: right;">300,000 千円以内/件</td> </tr> <tr> <td>廃棄物リサイクル施設</td> <td style="text-align: right;">5,000 千円以上 300,000 千円以内/件</td> </tr> <tr> <td>資源循環促進施設</td> <td style="text-align: right;">15,000 千円以内/件</td> </tr> </table>	廃棄物排出抑制施設	300,000 千円以内/件	廃棄物リサイクル施設	5,000 千円以上 300,000 千円以内/件	資源循環促進施設	15,000 千円以内/件
廃棄物排出抑制施設	300,000 千円以内/件						
廃棄物リサイクル施設	5,000 千円以上 300,000 千円以内/件						
資源循環促進施設	15,000 千円以内/件						

エ 各種リサイクル法の円滑な運用

（ア）資源有効利用促進法の推進 [循環型社会課]

3R対策や分別回収のための識別表示、製造事業者による自主回収システム等について、県民に周知しています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】製造事業者等による廃パソコン、小型二次電池（充電式電池）、二輪車（オートバイ）、携帯電話・PHS等の自主回収をホームページに掲載し、リサイクルの取組に協力するよう県民等への普及啓発を実施。

（イ）家電リサイクル法の推進 [循環型社会課]

家電リサイクル法対象4品目の廃家電（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）の適正な引渡しとリサイクル料金等の負担について、県民等へ周知しています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】家電リサイクル法の適正な運用を図るよう県民等へ普及・啓発活動を実施。

（ウ）自動車リサイクル法の推進 [産業廃棄物対策課]

「自動車リサイクル法」に基づき、自動車のリサイクルを推進しています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】自動車リサイクル制度等について周知するとともに、関連事業者への立入検査を実施し、使用済自動車の適正処理を指導。

※ 関連事業：容器包装リサイクル法の推進（P27）、小型家電リサイクル推進事業（P27）、びんごエコタウン推進事業（P98）、循環型社会形成推進機能強化事業（P98）、廃棄物排出抑制・リサイクル関連研究開発費助成事業（P99）、リサイクル製品使用促進事業（P99）

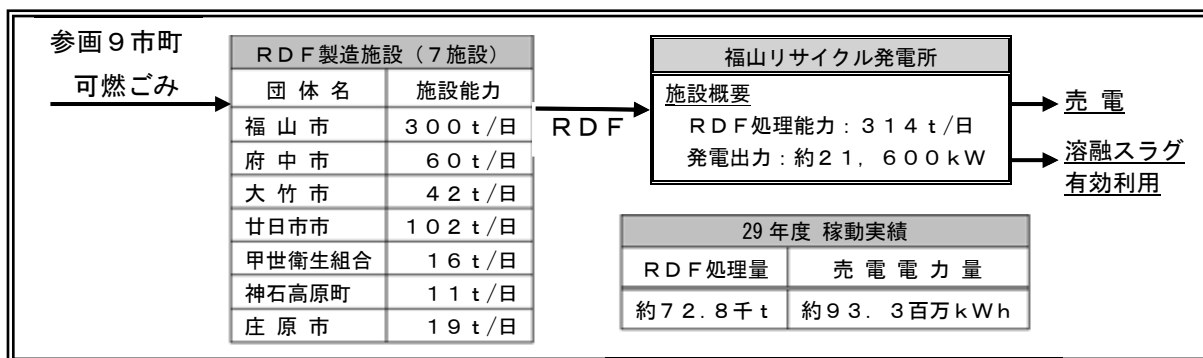
(3) サーマルリサイクル³の推進

ア 福山リサイクル発電事業の推進 [循環型社会課]

一般廃棄物の広域処理とサーマルリサイクルを通じて、ダイオキシン類、二酸化炭素の削減等の環境対策や資源・エネルギー対策を進め、併せて市町の廃棄物処理コストの低減を図るため、福山リサイクル発電⁴によるRDF発電・灰溶融事業を推進しています(平成16年4月操業開始)。

【平成29年度実績・平成30年度内容】搬入されたRDFを処理し、発電・灰溶融を実施。

図表 2-1-7 福山リサイクル発電事業の概要



イ 廃棄物エネルギー回収促進事業(再掲)

※ 第1章「エコの力でひろしまを元気に」具体化推進事業(2)」(P6)

(4) 食品廃棄物削減等対策

ア 食品廃棄物の再生利用等の推進 [循環型社会課]

食品廃棄物は、近年、排出量は横ばいで推移しているものの、その多くが市町で焼却されていることから、市町と県が連携して、食品廃棄物の発生抑制や、再生利用を推進します。

【平成29年度実績・平成30年度内容】食品廃棄物排出事業者に係る情報収集や、県・市町の実務者による一般廃棄物排出量等の削減対策検討会において、情報共有や意見交換を実施。

また、平成29年度から、市町による食品廃棄物の適正処理や食品ロス削減対策等を支援している。

※ 関連事業：事業系一般廃棄物削減対策事業(P40)

3 サーマルリサイクル：廃棄物等から熱エネルギーを回収すること。廃棄物の焼却に伴い発生する熱を回収し、発電をはじめ、施設内の暖房・給湯、温水プール、地域暖房等に利用。

4 RDF：Refuse Derived Fuel(ごみ固形燃料)の略。ごみに含まれる厨芥・紙などを乾燥・粉砕して石灰などを混ぜ、クレヨン状に成形加工した固形燃料。

第2款 適正かつ効率的・安定的な廃棄物処理を支える社会づくり

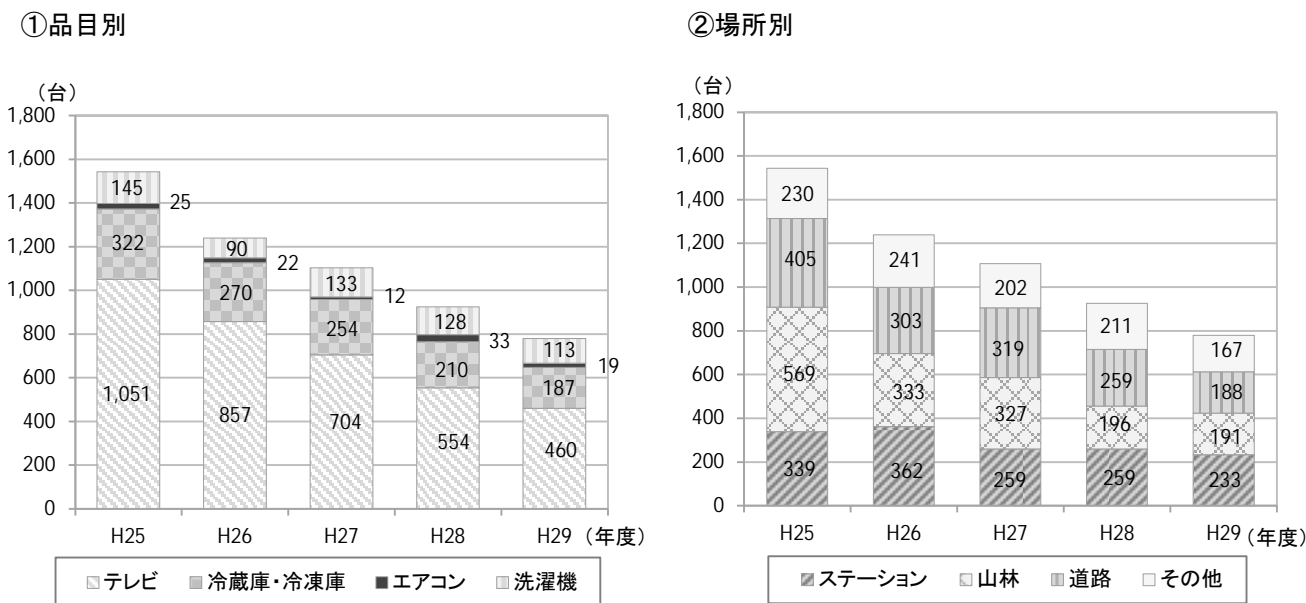
【現状と課題】

(1) 適正処理の状況

廃棄物が適正に処理されるよう、効率的な施設の整備を図るとともに、優良な処理事業者の育成に努める必要があります。

また、廃棄物処理法の規制強化、最終処分場のひっ迫、廃棄物処理費用の増加、各種リサイクル法の施行などにより不法投棄等の不適正処理の増加が懸念されることから、施設への立入検査や不法投棄・不適正処理の防止に積極的に取り組む必要があります。

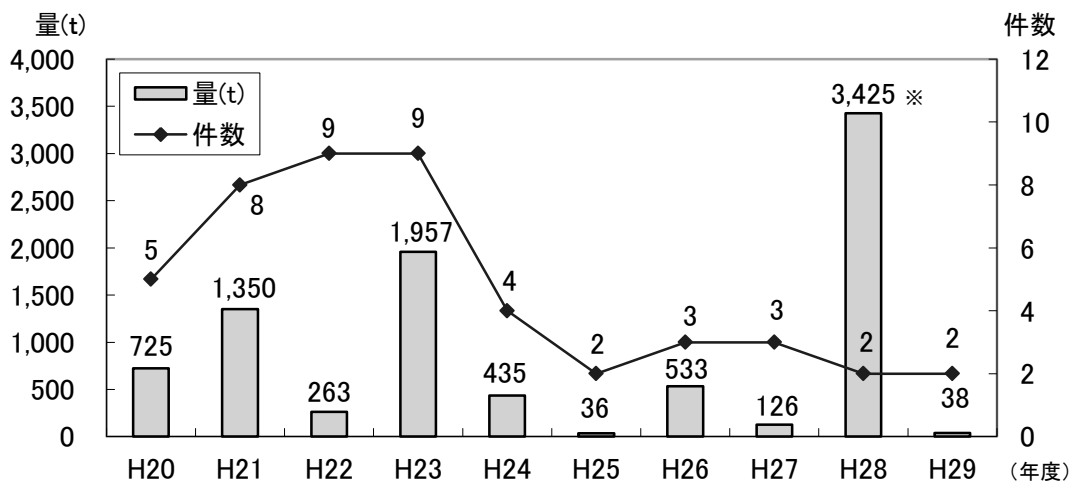
図表 2-2-1 家電リサイクル法対象4品目不法投棄台数



資料：県循環型社会課

資料：県循環型社会課

図表 2-2-2 産業廃棄物不法投棄発生状況（投棄量10トン以上の事案）



資料：県産業廃棄物対策課

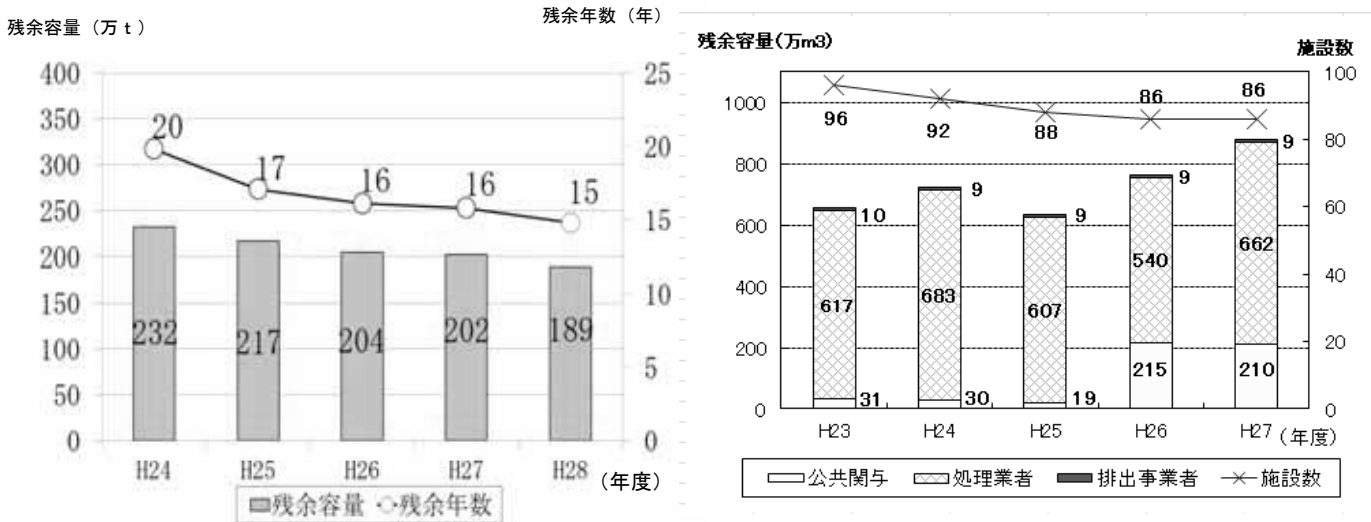
(※) 平成28年度は廃棄物量3,374tの大量投棄が1件あったため、大幅に増加した。この事案は、建築物の解体で発生したがれき類を現場で再生利用するため残置したものであるが、現場の状況から勘察し、不法投棄と判断したもの。

適正かつ効率的・安定的な廃棄物処理を支える社会づくり

(2) 最終処分場の状況

一般廃棄物、産業廃棄物ともに、最終処分場の残余容量は不足していることから、新規埋立処分場の整備等により最終処分場を確保する必要があります。

図表 2-2-3 一般廃棄物最終処分場の残余容量及び残余年数 図表 2-2-4 産業廃棄物最終処分場の施設数及び残余容量



資料：県循環型社会課

資料：県産業廃棄物対策課

図表 2-2-5 産業廃棄物最終処分場の設置等状況 (平成 27 年度末現在)

区分	施設数				残余容量 (万 m³)				残余年数
	排出事業者	処理業者	公共	計	排出事業者	処理業者	公共	計	
安定型最終処分場 ⁵	4	57	1	62	1	537	4	542	10.0
管理型最終処分場 ⁶	5	16	3	24	8	125	206	339	18.8
計	9	73	4	86	9	662	210	881	12.2

(注1) 表中の施設は、廃棄物処理法第15条の許可対象施設。

資料：県産業廃棄物対策課

(注2) 残余年数は、年度末の残余容量及び当該年度の廃棄物埋立容量から算出することとなり、経済活動等により大きく変動する(平成27年度埋立容量：安定型54万m³、管理型18万m³)。

(注3) 端数処理のため、合計値が合わない場合がある。

図表 2-2-6 公共関与による埋立処分事業の実施状況 (平成 28 年度末)

名称	埋立面積 (ha)	廃棄物埋立容量 (千 m³)	進捗率 (%)	事業期間	事業主体
箕島地区	32	1,267	84.2	昭和63年10月～	(一財)広島県環境保全公社
出島地区	17	1,900	2.6	平成26年6月～	

資料：県産業廃棄物対策課

【環境の状態等を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

担当課	指標項目 (内容)	単位	基準年度値 (H24)	現状値 (H29)	目標値 (目標年度)	目安 ^{※1}	指標の達成率	進捗状況
産業廃棄物対策課	産業廃棄物の不法投棄件数 (投棄量 10 t 以上)	件	5.6 (H17~26 平均)	2	毎年度 5 以下 (H32)	5	250.0%	目標以上達成
産業廃棄物対策課	産業廃棄物の最終処分場の残余年数	年	10.6	12.2 (H27)	10 以上 (H32)	10.4	117.6%	目標どおり達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按じた数値

5 安定型最終処分場：産業廃棄物の廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（工作物の除去に伴って生じたコンクリート片等）の最終処分場をいう。

6 管理型最終処分場：産業廃棄物の燃え殻、汚泥、木くず、鉱さい、ばいじん等の最終処分場で、浸出液による公共用水域及び地下水の汚染を防止するため、浸出液処理施設等が設けられている。

1 一般廃棄物の適正かつ効率的な処理

【取組状況】

(1) 適正処理の推進

ア 監視・指導等 [循環型社会課]

一般廃棄物処理施設の適正な維持管理を促進するため、立入検査等を実施しています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】立入検査等を実施。

図表 2-2-7 一般廃棄物処理施設立入件数・指導件数（平成29年度）

区 分	立入件数・指導件数
し尿処理施設	53
ごみ処理施設	83
埋立処分地	38
浄化槽	36,769
計	36,943

資料：県循環型社会課

(2) 将来を見据えた関係市町との連携による廃棄物処理の推進

ア 一般廃棄物処理施設整備の促進 [循環型社会課]

一般廃棄物処理施設について、市町等による計画的な施設整備を支援しています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】計画的な施設整備を支援。

図表 2-2-8 一般廃棄物処理施設整備状況

区 分	27年度		28年度	
	し尿処理施設	ごみ処理施設	し尿処理施設	ごみ処理施設
施設数	30	70	30	70
施設能力	2,181kℓ/日	4,826 t/日	2,181kℓ/日	4,828 t/日

資料：県循環型社会課

※ 関連事業：廃棄物エネルギー回収促進事業（P6）

(3) 違法な不用品回収業等への対策

ア 違法な不用品回収業に対する指導の強化 [循環型社会課]

廃棄物の収集運搬に必要な許可を受けていないなど、違法な不用品回収と判断される場合は、回収を止めるよう指導しています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】市町との連携による、不用品回収業者への立入検査のほか、市町への技術的支援を実施。

イ 有害使用済機器保管等業者に対する指導

有害使用済機器（本来の用途を終えた家電等）の保管等を行う者に対し、法に基づく届出や、保管等の基準の遵守について指導しています（廃棄物処理法の改正に伴い平成30年4月から実施）。

【平成30年度内容】対象事業者の把握（実態調査）及び届出・保管等に係る指導を実施

(4) 災害廃棄物の処理対策の構築

ア 災害発生時における廃棄物処理体制の強化（災害廃棄物処理対策市町等連携事業） [循環型社会課]
 大規模災害時の適正・迅速な廃棄物処理のため、県災害廃棄物処理計画に基づき、市町等と連携した実効性の高い災害廃棄物処理体制の強化を図ります。

【平成 29 年度実績】県災害廃棄物処理計画を策定するとともに、市町計画策定に向け研修及びマニュアル策定等の支援を実施。

【平成 30 年度内容】県災害廃棄物処理計画の円滑な運用推進のため、市町等職員向けに災害廃棄物処理関連研修を実施するとともに、市町災害廃棄物処理計画の策定業務へ補助金を交付。

イ 広域的な相互協力体制の整備 [循環型社会課・産業廃棄物対策課]

広範囲な災害に備え、広域的な相互協力体制整備を推進しています。県は、市町による収集、運搬及び処分が困難と認められる場合に、災害廃棄物が迅速かつ円滑に処理されるよう、関係団体4団体と支援協力に関する協定を締結しています（累計4団体）。

【平成 29 年度実績】協定を締結した関係団体との情報交換等により、協力体制の継続を確認。国が設置するブロック協議会への参加及び情報収集。

【平成 30 年度内容】平成 29 年度取組の継続。

(5) 海ごみ対策の推進（再掲）

※ 第1章「「エコの力でひろしまを元気に」具体化推進事業（3）」(P6)

2 産業廃棄物の適正処理

【取組状況】

(1) 適正処理の推進

ア 監視・指導等 [産業廃棄物対策課]

産業廃棄物の適正処理を推進し、生活環境の保全を図るため、産業廃棄物排出事業者及び産業廃棄物処理業者の事業所並びに処理施設の立入検査を実施しています。

【平成 29 年度実績・平成 30 年度内容】排出事業者及び処理業者の立入検査を実施。

図表 2-2-9 事業所立入検査件数（平成 29 年度）

区 分	立入検査件数	延指導件数
産業廃棄物排出事業者	840	156
産業廃棄物処理業者	730	106
計	1,570	262

資料：県産業廃棄物対策課

イ ダイオキシン類等対策事業 [産業廃棄物対策課]

産業廃棄物焼却施設のダイオキシン類対策を推進するため、排出ガスの行政検査を実施し基準の適合状況を監視しています。

【平成 29 年度実績・平成 30 年度内容】排出ガスの行政検査を実施。平成 29 年度の実績は5施設。

ウ PCB廃棄物処理促進事業 [産業廃棄物対策課]

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB廃棄物特別措置法）」に基づき策定したPCB廃棄物処理計画により、適正保管の徹底及び安全で計画的な搬出・処理等を指導しています。

また、中小企業者の処理費用負担額の軽減を図るため、国及び他の都道府県と協調して、(独)環境再生保全機構のPCB廃棄物処理基金へ拠出しています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】PCB廃棄物の保管及び処理の状況を把握するとともに、適正保管及び適正処理を指導。なお、平成28年度届出状況は次表のとおり。

図表 2-2-10 PCB廃棄物保管等届出状況（平成29年3月31日）

種 類 (単位)	保管中	使用中
変圧器 (トランス) (台)	1,773	681
ネオン変圧器 (ネオントランス) (台)	1	—
コンデンサー (3kg以上) (台)	939	142
コンデンサー (3kg未満) (台)	3,175	2,577
柱上変圧器 (柱上トランス) (台)	1,804	3,078
蛍光灯用安定器 (台)	8,491	15,830
水銀灯用安定器 (台)	254	2,575
ナトリウム灯用安定器 (台)	84	128
安定器 (用途不明) (台)	337	107
その他 PCB を含む油 (kg)	112,906	—
変圧器油 (トランス油) (kg)	4,433	—
熱媒体油 (kg)	—	—
柱上変圧器油 (柱上トランス油) (kg)	3,405	—
コンデンサー油 (kg)	0	—
感圧複写紙 (kg)	6,285	—
ウエス (kg)	3,177	—
計器用変成器 (kg)	65	8,200
サージアブソーバー (kg)	—	—
リアクトル (kg)	36,955	54,880
放電コイル (kg)	102	—
整流器 (kg)	24,960	870
その他電気機械器具 (台)	2,857	1,220
OF ケーブル (kg)	—	—
汚泥 (kg)	17,141	—
その他 (kg)	491,115	1,040
届出事業所数	1074	—

(注) 容量で報告されたものは重量に換算

資料：県産業廃棄物対策課

エ 廃棄物排出事業者責任強化対策事業 [産業廃棄物対策課]

平成20年度から排出事業者にマニフェスト⁸交付状況報告が義務化されるなど排出事業者責任が強化されたことから、廃棄物処理法に関する知識の向上を図るため排出事業者講習会を開催し、排出事業者責任の徹底を指導しています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】排出事業者にマニフェスト交付状況報告書の提出を周知し、法規制等に係る講習会を開催。排出事業者指導員を配置し、排出事業者責任の徹底を指導。

7 PCB：ポリ塩化ビフェニル。絶縁性、不燃性などの特性から電気機器をはじめ幅広い用途に使用されていたが、昭和43年のカネミ油症事件によりその毒性が社会問題化し、昭和47年以降製造が行われていない。しかし、処理施設が無かったため、長期にわたりほとんどの処理が行われないまま大量に保管が続いている状況にあったが、近年その処理が進み始めている。

8 マニフェスト（産業廃棄物管理票）：産業廃棄物の排出事業者が処理業者に処理委託する際、不法投棄の防止や適正処理の確保を目的に交付する管理票。

オ 優良な産業廃棄物処理業者の育成（産業廃棄物処理情報管理推進事業） [産業廃棄物対策課]

産業廃棄物処理業者等における電子マニフェストの導入や、優良認定の取得や社会貢献の活動を支援し、優良な処理業者の育成、業界の健全な発展を促進しています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】（一社）広島県資源循環協会に対して、産業廃棄物処理業者等の電子マニフェストの導入、優良認定の取得及び社会貢献の活動を支援。産業廃棄物処理業者に対して、優良認定の制度周知及び取得推進を実施。

図表 2-2-11 補助事業の概要

実施主体	(一社) 広島県資源循環協会		
事業名	電子マニフェスト導入事業	優良業者支援事業	社会貢献事業
事業内容	協会が独自開発したシステムにより電子マニフェストの導入を支援	優良認定を取得するための協会の取組を支援	不法投棄された廃棄物の撤去等地域社会へ貢献し県民理解を深める協会の取組を支援
補助率	1/2		
補助金額	4,000千円		

(2) 処理施設の確保

ア 公共関与処分場による廃棄物適正処理事業 [産業廃棄物対策課]

【平成29年度実績】箕島処分場及び出島処分場において、廃棄物の受入を実施。

【平成30年度内容】公共関与処分場の運営主体である（一財）広島県環境保全公社と連携して適正な管理・運営を実施。

3 廃棄物不法投棄防止対策

【取組状況】

(1) 不法投棄防止に向けた啓発、監視の強化

ア 監視・パトロール（不法投棄監視体制強化事業） [産業廃棄物対策課]

「不法投棄110番」による情報収集、車両、ヘリコプター及び船舶を使用した監視パトロールを実施し、早期発見・早期是正に努めています。また、産業廃棄物運搬車両検査を実施し、運搬先及び運搬先業者の許可状況等を確認し、不法投棄を防止しています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】不法投棄監視パトロールや産業廃棄物収集運搬車両検査を実施。平成29年度実施件数は次表のとおり。

図表 2-2-12 実施件数（平成29年度）

項目	実施件数
車両によるパトロール	76
ヘリコプターによるパトロール	27
船舶によるパトロール	14
産業廃棄物運搬車両検査	82

資料：県産業廃棄物対策課

9 不法投棄110番：広く県民から不法投棄に関する情報を収集し、不法投棄の早期解決を図るため、県産業廃棄物対策課内に設置された専用ファクシミリ及び県ホームページ通報入力フォームのこと。(FAX: 082-211-5374)

イ 不法投棄対策班の活動（不法投棄監視体制強化事業） [産業廃棄物対策課]

現職警察官、警察官OB及び県職員で構成する不法投棄対策班により、不適正処理の監視、是正等の指導を行い、早期発見・早期是正による事案の拡大防止を図っています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】不法投棄110番、関係機関の要請等を受けて、不法投棄等の不適正処理に対して早期対応を実施。平成29年度は延べ570回出動。

ウ 市町職員の併任制度（不法投棄監視体制強化事業） [産業廃棄物対策課]

市町職員が産業廃棄物の立入検査を行うため、県職員として併任する制度を導入し、不法投棄等の監視体制を強化しています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】7市5町の市町併任職員による産業廃棄物事案等の立入検査を実施。平成29年度は72件の立入検査実績。

エ 地区不法投棄防止連絡協議会の設置（不法投棄監視体制強化事業） [産業廃棄物対策課]

厚生環境事務所・支所の管轄区域毎に、厚生環境事務所・支所、市町、警察及び海上保安部などで構成する地区不法投棄防止連絡協議会を設置し、不法投棄防止の啓発、情報交換等を実施しています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】協議会を開催し関係機関と不法投棄防止の啓発、情報交換等を実施。平成29年度は6地区で開催。

オ 業界団体との不法投棄通報協定の締結 [産業廃棄物対策課]

不法投棄の早期発見、早期対応を図るため、業界団体と不法投棄通報協定を締結し、不法投棄等の監視体制を強化しています。

【平成29年度実績】協定を締結した広島県資源循環協会、建設業団体等の5団体に対して、不法投棄の早期発見、早期通報等を依頼。

【平成30年度内容】他の団体との協定締結を進め、不法投棄の監視体制を強化。

(2) 市町の不法投棄防止対策に対する支援

ア 地域廃棄物対策支援事業 [循環型社会課]

市町等が実施する不法投棄防止対策事業を支援し、不法投棄の未然防止及び早期発見・早期是正を図っています。

(ア) 不法投棄防止対策事業

項目	内容
実施主体	市町（一部事務組合を含む。）
対象事業	① 不法投棄監視事業 住民団体・民間警備会社への監視パトロール委託、監視カメラ、防止ネット・防止柵等 ② 不法投棄防止に関する普及啓発事業 不法投棄防止パンフレット・看板、講習会、広報活動、不法投棄防止大会及び住民参加による不法投棄廃棄物の作業委託等 ③ その他関連事業 不法投棄を防ぐための環境整備事業等
補助率	2/3以内
補助限度額	45,000千円～15,000千円/市町

【平成29年度実績】

実施市町数	主な事業内容					補助金交付額
	監視パトロール	監視カメラ	防止ネット、防止柵	パンフレット、看板等	廃棄物等の回収処理(住民参加)	
23市町	17市町	10市町	5市町	18市町	13市町	47,979千円

【平成30年度内容】市町等が実施する不法投棄防止対策事業を支援。

(イ) 不法投棄廃棄物等の撤去処分事業

項目	内容
実施主体	市町（一部事務組合を含む。）
対象事業	① 不法投棄廃棄物撤去処分事業 不法投棄された廃棄物の撤去・処分等（撤去後、当該地において不法投棄の未然防止対策を行うものに限る。） ② 廃棄物類似処理困難物撤去処分事業 廃屋など、廃棄物に類似するものの解体・撤去・処分等（市町のまちづくりに関する計画により対策が必要なものに限る。）
補助率	1/2 以内

【平成 29 年度実績】

実施市町数	事業内容		補助金交付額
	不法投棄廃棄物撤去処分事業	廃棄物類似処理困難物撤去処分事業	
6 市町	3 市 3 町	—	1,701 千円

【平成 30 年度内容】市町等が実施する不法投棄廃棄物等の撤去処分事業を支援。

(ウ) 事業系一般廃棄物削減対策事業（H29 においては食品廃棄物等削減対策事業）

項目	内容
実施主体	市町（一部事務組合を含む。）
対象事業	① 実態把握事業 事業系一般廃棄物の展開検査（組成分析）、排出事業者の意識調査、排出実態調査等 ② 分別促進事業 排出事業者への分別・リサイクル・排出抑制等に係る情報提供、分別・リサイクル・適正排出等のガイドライン作成等 ③ 事業者との協働事業 食べきり店の募集・登録、広報、事業者等と連携した食品ロスの削減対策等
補助率	1/2 以内

【平成 29 年度実績】

実施市町数	事業内容			補助金交付額
	実態把握事業	分別促進事業	事業者との協働事業	
2 市町	1 町	1 町	1 市	711 千円

【平成 30 年度内容】市町等が実施する事業系一般廃棄物の排出抑制・減量化・リサイクル・適正処理を支援。

(エ) 災害廃棄物処理計画策定事業

項目	内容
実施主体	市町（一部事務組合を含む。）
対象事業	災害廃棄物処理計画の策定
補助率	1/2 以内

※ H30 年度からの新規事業

第3節 広島の良い「地域環境の保全」

第1款 良い大気環境の確保

1 大気質の保全

【現状と課題】

大気汚染は、主に工場・事業場から排出されるばい煙や自動車排出ガスによって引き起こされます。

高度経済成長期には、大気汚染が急速に進行しましたが、近年では、工場・事業場や自動車排出ガスへの対策が進んだことから、全般的に改善されてきました。

平成29年度の測定項目では、二酸化硫黄¹、一酸化炭素²、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は、すべての測定局で環境基準を達成しました。一方、光化学オキシダントは、すべての測定局で環境基準非達成であり、また、平成21年度に新たに環境基準が設定された微小粒子状物質（PM_{2.5}）³は、24測定局中、17測定局で環境基準を達成（71%）しました。

なお、光化学オキシダントの環境基準は、昼間（5～20時）の1時間値で評価するため、1年のうち1時間でも環境基準値を超えると環境基準非達成となります。平成29年度に昼間の1時間値が環境基準値以下となった割合は、約89%でした。

図表 3-1-1 大気汚染物質の環境基準達成率（%）

項目／年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
二酸化硫黄及び一酸化炭素	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
二酸化窒素	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
浮遊粒子状物質	100	100	69	41	100	100	100	100	100	100
光化学オキシダント	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
【参考】（ ）内は、1時間値における環境基準値以下の割合	(87)	(87)	(91)	(94)	(92)	(91)	(92)	(91)	(90)	(89)
微小粒子状物質(PM _{2.5})	-	-	-	0	0	9	24	38	71	71

（注）環境基準達成率：環境基準達成測定局数／測定局数×100%

資料：県環境保全課

微小粒子状物質（PM_{2.5}）は、平成25年1月の中国の深刻な大気汚染の影響により、県内でも濃度が上昇し、大きな関心が寄せられました。本県では、PM_{2.5}濃度が国の定めた注意喚起の基準に達する場合には、高濃度予報を発表し、県民への注意喚起を行うこととしていますが、これまでに高濃度予報の発表はありません。

その他の問題として、黄砂や酸性雨があります。黄砂とは、中国内陸部の乾燥・半乾燥地域で強風により吹き上げられた多量の砂塵が、上空の偏西風に運ばれて日本に飛来し降下する現象です。近年、黄砂の飛来が大規模化しており、過放牧や耕地の拡大等の人為的な要因による影響も指摘されています。

本県でも、黄砂の影響により、浮遊粒子状物質や微小粒子状物質（PM_{2.5}）の濃度が上昇する日が、例年観測されています（平成29年度黄砂観測日数：3日）。

1 環境基準：環境基本法第16条第1項の規定に基づき、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として、国が定める環境の基準。大気汚染にかかるものは、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン及びダイオキシン類の11物質について定められている。（基準値は、「広島県環境データ集」を参照）

2 光化学オキシダント：工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物（NOx）や炭化水素類（HC）を中心とする一次汚染物質から太陽光線による光化学反応により二次的に生成されるオゾン、パーオキシアセチルナイトレートなどの酸性物質の総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている。光化学オキシダントは強い酸化力を持ち、高濃度では目やのどへの刺激や呼吸器へ影響を及ぼし、植物などへも影響を与える。

3 微小粒子状物質（PM_{2.5}）：大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が2.5μm（1μm（マイクロメートル）は1mmの千分の1）以下のものをいう。PM_{2.5}は非常に小さい（髪の毛の太さの1/30程度）ため、肺の奥深くまで入りやすく、喘息や気管支炎などの呼吸器系疾患への影響のほか、肺がんのリスクの上昇や循環器系への影響も懸念されている。

酸性雨は、硫黄酸化物や窒素酸化物の酸性物質が、雨などに溶け込んで通常より強い酸性を示す現象であり、生態系や建造物への悪影響が問題となります。全国調査の結果では、国外（中国大陸）からの影響も指摘されています。

本県のpH（年平均値）は、ほぼ横ばいで推移していますが、全国と同様にpH4～5の雨が観測されています。

図表 3-1-2 降雨pH（年平均値）

区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
広島市	4.5	4.7	4.6	4.7	4.6	4.7	4.4	4.7	4.6	4.5
呉市	4.5	4.3	4.5	4.6	4.6	4.8	4.6	4.7	5.0	5.0
福山市	5.2	5.0	5.3	5.3	5.3	5.1	5.6	5.0	5.1	5.0
三次市	—	4.7	5.0	5.6	5.2	5.2	5.0	5.0	5.1	5.1
庄原市	4.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—

広島市の測定地点は、H21までは県庁、H22以降は伴小学校

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市

【環境の状態等を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値（H26）	現状値（H29）	目標値（目標年度）	目安※1	指標の達成率	進捗状況
環境保全課	環境基準達成率：二酸化窒素	%	100	100	100（H32）	100	100%	目標どおり達成
環境保全課	環境基準達成率：浮遊粒子状物質		100	100	100（H32）	100	100%	目標どおり達成
環境保全課	環境基準達成率：ベンゼン		100	100	100（H32）	100	100%	目標どおり達成
環境保全課	環境基準達成率：ジクロロメタン		100	100	100（H32）	100	100%	目標どおり達成
環境政策課	次世代自動車導入台数※2	万台	0.5（H24）	13.9（H28）	41.2（H32）	20.9	66.7%	未達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

※2 平成27年度の低公害車の対象範囲の変更に伴い、低公害車導入台数から次世代自動車導入台数へと指標を変更

＜未達成の項目の要因と今後の対応方針＞

指標項目（内容）	目標と実績の乖離要因	今後の対応方針
次世代自動車導入台数	次世代自動車導入のためのコストが高いことや、低公害車の適合市場が短距離使用者に限定されている。	国の次世代自動車普及に向けた経済的支援の県民等への周知やインフラ整備等の普及促進策の活用により、増加を図る。

【取組状況】

(1) 効果的・効率的な監視・情報提供体制の整備

ア 大気汚染の常時監視等 [環境保全課]

11市3町に設置した38局の大気測定局と中央監視局で構成する常時監視システムにより、県内の大気汚染状況を常時監視するとともに、大気汚染による人の健康被害等を未然に防止するため、緊急時に工場等にはばい煙等の排出削減を要請する措置や、県民への周知及び大気汚染予報等の対策を実施しています。また、主要発生源の企業9社10工場に発生源測定局を設置し、硫黄酸化物、窒素酸化物の排出状況を監視しています。

4 pH：酸性かアルカリ性かの程度を0から14までの数値で表したもので、水素イオン濃度を表す単位。7が中性、数が小さいほど酸性が強く、数が大きいほどアルカリ性が強いことを示す。何も溶けていない水のpHは7.0で中性であるが、大気中の二酸化炭素が十分溶け込んだ場合のpHが5.6であるため、酸性雨はpH5.6以下となる。

5 次世代自動車：「低炭素社会づくり行動計画」（2008年7月閣議決定）において、ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグイン・ハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車、CNG自動車等とされている。

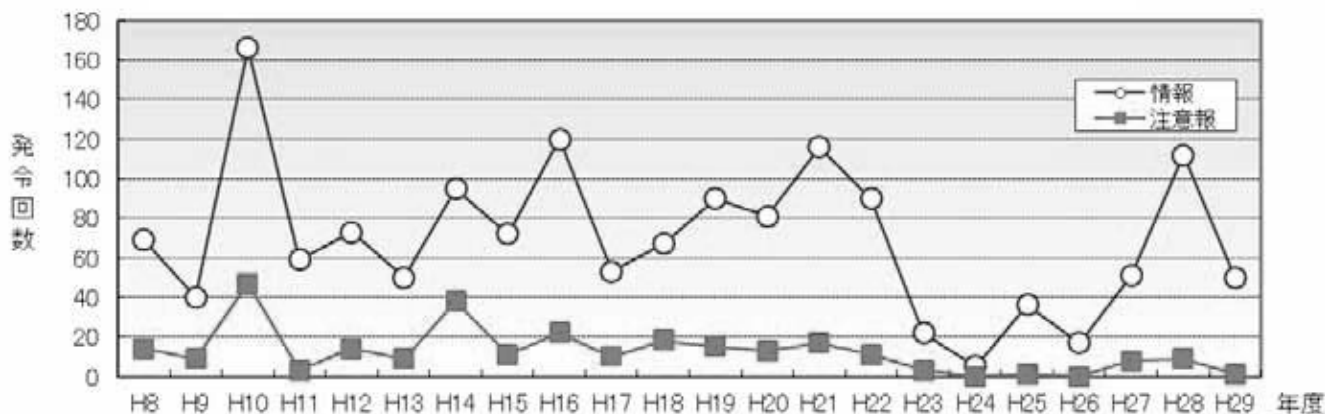
【平成29年度実績】常時監視システムにより大気汚染状況を監視し、緊急時のばい煙の排出削減要請措置や県民への周知等を実施。

光化学オキシダントに係る緊急時発令については、情報を50回、注意報を1回発令。毎時データや発令情報はホームページ、モバイルサイトに掲載し、迅速に情報提供。

微小粒子状物質（PM2.5）については、県内24局で監視。《測定結果は、「広島県環境データ集」参照》

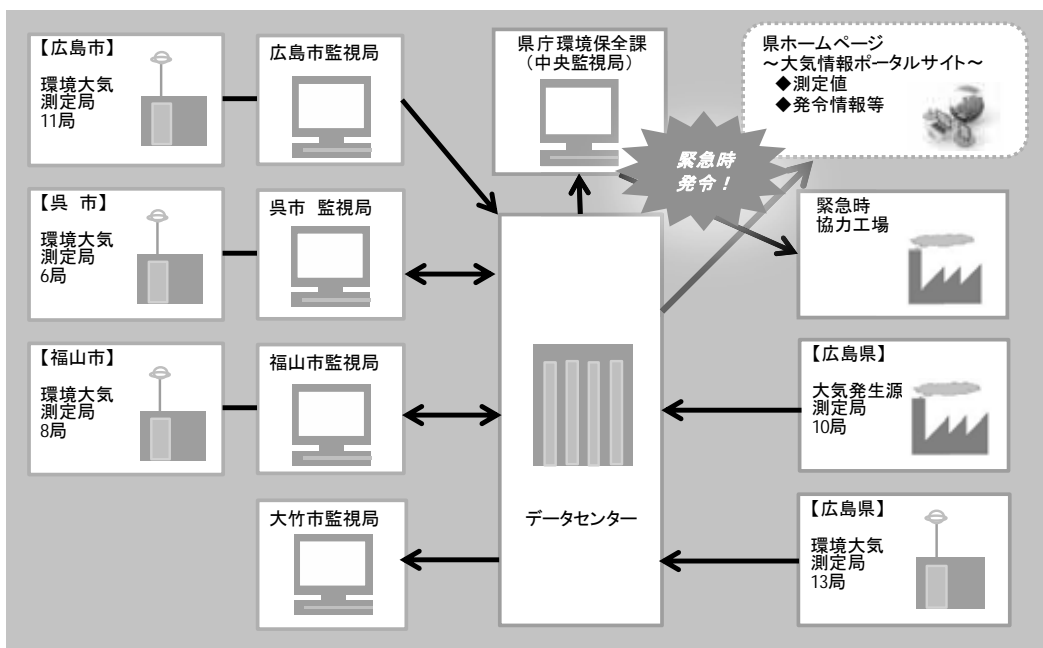
【平成30年度内容】引き続き、常時監視システムにより大気汚染状況を常時監視し、緊急時の措置や県民への迅速な周知等を実施。

図表 3-1-3 光化学オキシダントに係る緊急時発令状況



資料：県環境保全課

図表 3-1-4 大気汚染常時監視システム系統図



資料：県環境保全課

イ 酸性雨モニタリング調査 [環境保全課]

地域環境への酸性物質の蓄積動向に着目し、降雨のモニタリングを継続して実施するとともに、県内の調査結果を踏まえて影響を監視します。《調査結果は、「図表 3-1-2 降雨pH (年平均)」参照》

【平成29年度実績・平成30年度内容】三次市で酸性雨モニタリング調査を実施。

(2) 固定発生源対策の推進

ア 排出規制の実施 [環境保全課]

工場・事業場からのばい煙（硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん等）及び粉じん等について、大気汚染防止法及び生活環境保全条例による規制を実施しています。また、大気汚染事故が発生した場合には、「広島県危機対策運営要領（大気汚染事故）」（平成21年度策定）に基づき、関係機関と連携して速やかな対応を実施します。

【平成29年度実績・平成30年度内容】大気汚染防止法及び生活環境保全条例に基づき、立入指導を実施。平成29年度は、全工場(3,357工場)のうち、1,038工場に立入検査を実施し、85工場に対し、行政指導を実施。《立入検査状況は、「広島県環境データ集」参照》

イ 揮発性有機化合物（VOC）⁶の排出抑制 [環境保全課]

浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントによる大気汚染の防止を目的として、原因物質の一つであるVOCの排出量を削減するため、工場の立入検査を実施し、平成22年4月から排出基準が適用された既存施設について引き続き指導を強化しています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】排出基準適用施設に対し、排出濃度検査等を実施するとともに、必要に応じて改善等を指導。また、基準適用外施設に対してもガイドライン等を活用し、自主的な取組を支援。平成29年度は22件の立入調査を実施。

ウ 有害大気汚染物質のモニタリング [環境保全課]

大気中の濃度が低濃度であっても、人が長期的に曝露された場合に、発ガン性など健康への影響が懸念される有害大気汚染物質による大気の汚染状況を把握するため、ベンゼン等の環境基準設定物質を含む21の優先取組物質について月1回のモニタリングを実施しています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】県内16か所でモニタリングを実施。平成29年度は、環境基準値又は国の指針値がある項目について基準値等を超過するものはなし。《測定結果は、「広島県環境データ集」参照》

(3) 「自動車使用合理化計画」⁷策定・公表制度の運用（再掲）

※ 第2章 第1節 第1款3「(1)『自動車使用合理化計画』策定・公表制度の運用」(P10)

(4) 低炭素型交通体系の推進（再掲）

※ 第2章 第1節 第1款3「(2)低炭素型交通体系の推進」(P11)

(5) 低公害車等の導入拡大（再掲）

※ 第2章 第1節 第1款3「(4)低公害車等の導入拡大」(P12)

(6) エコドライブ⁸等の普及（再掲）

※ 第2章 第1節 第1款3「(5)エコドライブ等の普及」(P12)

(7) 県自らの低公害車の率先導入（再掲）

※ 第2章 第1節 第1款3「(6)県自らの低公害車の率先導入」(P12)

6 VOC: Volatile Organic Compoundsの略称で、常温常圧で大気中に容易に揮発する有機化学物質の総称。

7 自動車使用合理化: 自営配送から委託配送への転換、複数の荷主との共同輸配送、公共交通機関の利用などにより、自動車の走行量を削減すること。

8 エコドライブ: 二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための環境に配慮した運転。具体的には、駐停車時に原動機を停止する(アイドリング・ストップ)、経済速度で走る、無駄な荷物を積まない、無駄な空ぶかしをやめる、急発進・急加速・急ブレーキをやめる、マニュアル車は早めにシフトアップする、渋滞などをまねく違法駐車をしない、エアコンの使用を控えるにすることが挙げられる。

2 騒音・振動，悪臭の防止

【現状と課題】

(1) 騒音

近年の騒音公害は，都市化の進展や生活様式の多様化に伴い，深夜営業や日常の家庭生活に起因する近隣騒音が問題となっています。

騒音の環境基準は，住民の生活環境を保全する観点から，都市計画法に基づく用途地域の指定状況等の土地の利用形態，時間区分及び発生源（航空機及び新幹線鉄道等）に応じて指定されています。

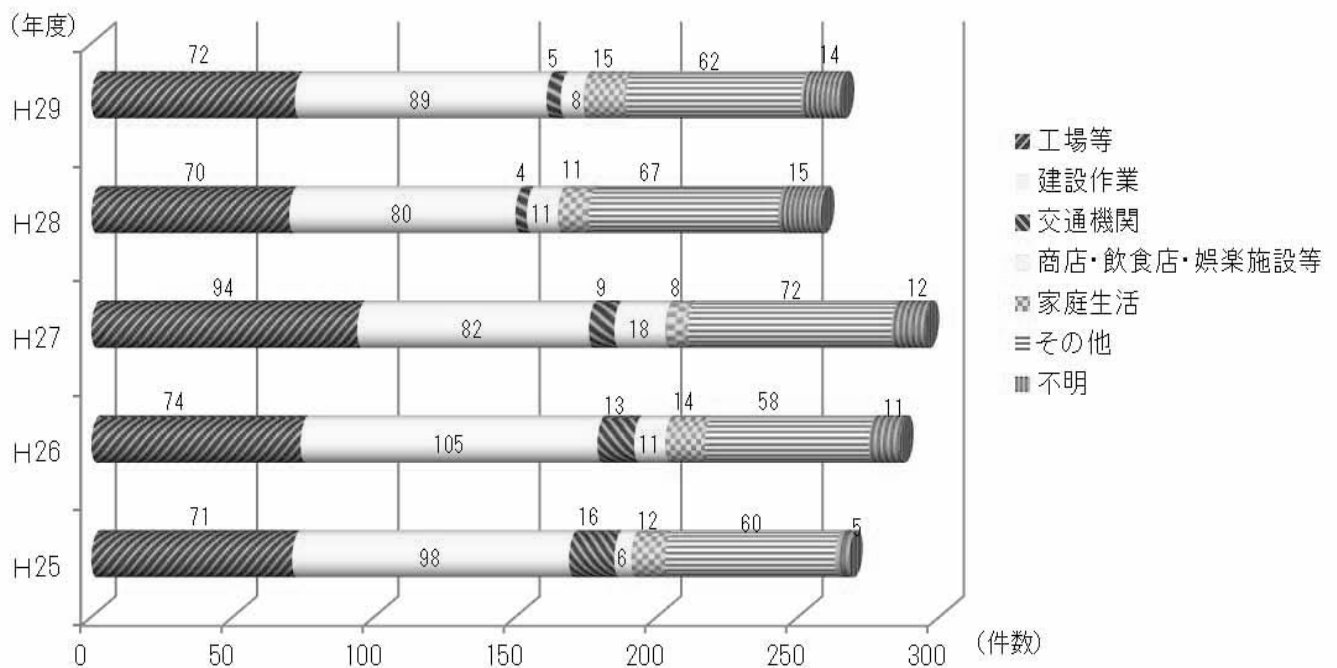
道路の沿線における自動車騒音の環境基準達成率は，依然として低い状況にあります。一定の地域における騒音レベルが基準値を超過する戸数及び割合を把握する「面による評価」（面的評価）で見ると，経年的には横ばいの状況となっています。

航空機騒音については，広島空港周辺で，環境基準を達成しています（広島西飛行場周辺は廃港に伴い平成24年11月15日付けで環境基準の類型指定を解除）。

新幹線鉄道騒音の環境基準達成率については，低い状況にあります。

また，近年，人の耳では聞きとれない低周波音（空気振動）⁹による問題も生じています。

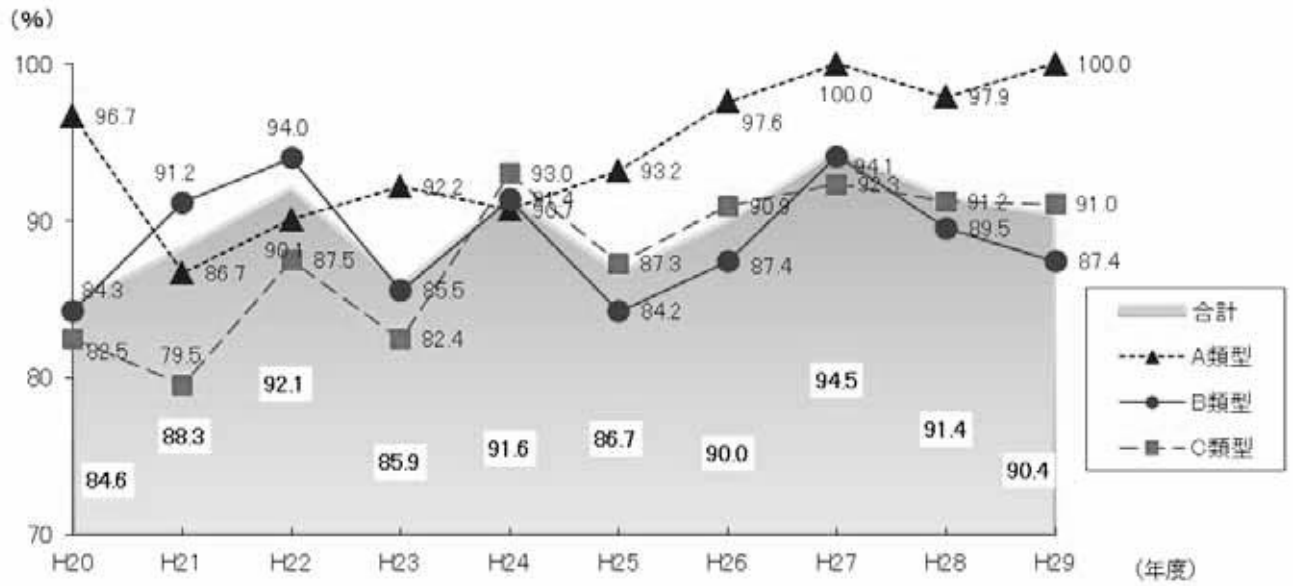
図表 3-1-5 騒音に係る苦情件数の推移



資料：県環境保全課

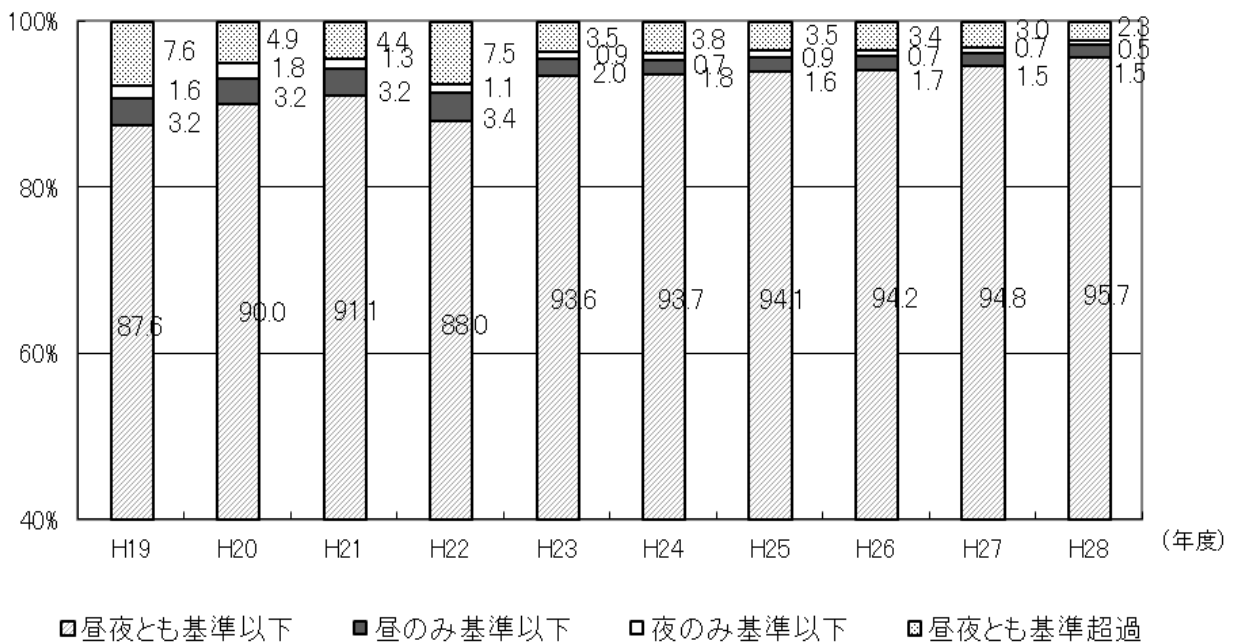
⁹ 低周波音（空気振動）：人の耳には聞こえない20Hz以下の超低周波音と、20～100Hz程度の周波数範囲の音を合わせて、低周波音（空気振動）と通称される。人の聴覚感度が鈍くなる周波数範囲の音である。建具や窓、障子などが振動して音を発し，騒音・振動公害の一因として昭和40年代から問題化した。

図表 3-1-6 一般地域における騒音の環境基準達成率



資料：県環境保全課

図表 3-1-7 自動車騒音の面的評価による環境基準達成率

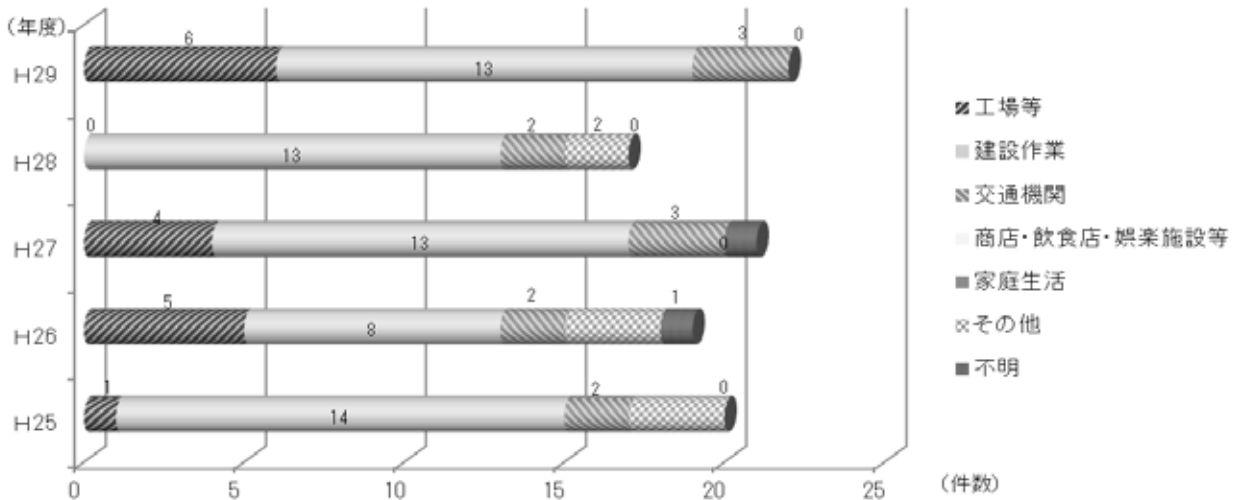


資料：県環境保全課

(2) 振動

振動公害は、工場、建設作業、交通機関等による人為的な地盤振動が原因で、建物を振動させて、物的又は感覚的被害を与えます。

図表 3-1-8 振動に係る苦情件数の推移



資料：県環境保全課

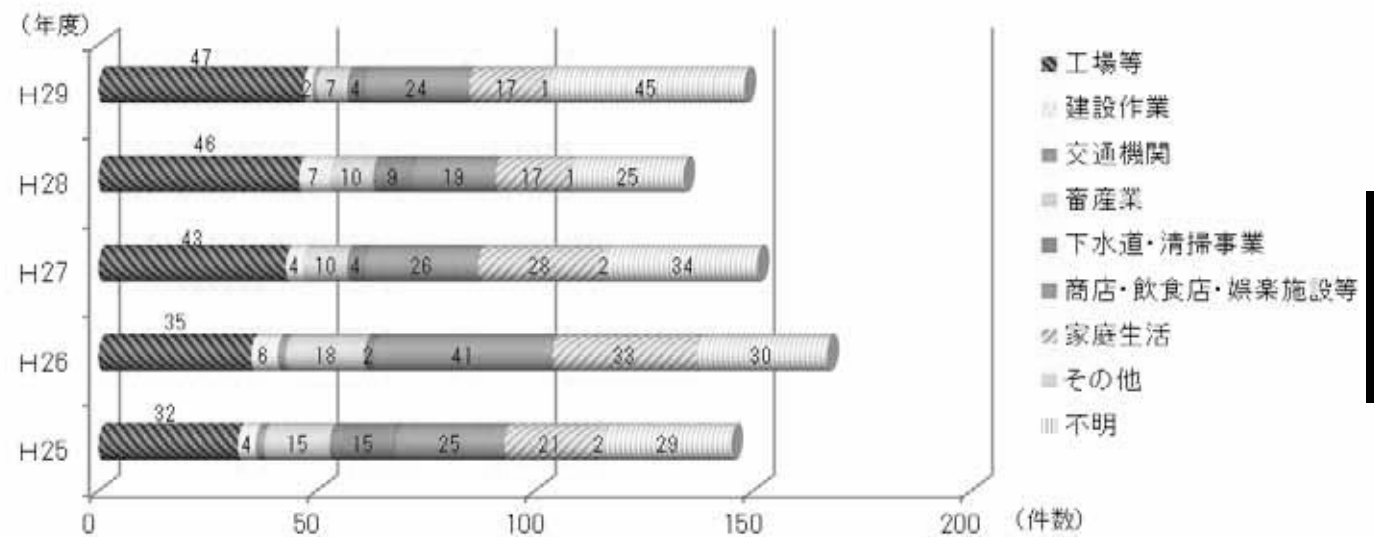
(3) 地盤の沈下

地盤沈下は、主として軟弱地盤において地下水を過剰に採取することによって生じるもので、一旦沈下を生じると、ほとんど回復することが不可能であるという特徴があります。現在、広島県において、地盤沈下が認められる地域はありません。

(4) 悪臭

悪臭の発生源は、製造業、塗装業、畜産業、下水・清掃事業、浄化槽など多種多様あり、様々な臭気物質が複合して生じるものであることから、臭気指数¹⁰に基づく規制の導入が効果的です。

図表 3-1-9 悪臭に係る苦情件数の推移



資料：県環境保全課

10 臭気指数：おいそのものを人の嗅覚により測定する方法。採取した空気を無臭空気で希釈して実際に人がおいを嗅ぎ、おいのしなくなったときの希釈倍率から算出する。

【環境の状態等を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 (H26)	現状値 (H29)	目標値 (目標年度)	目安 ※1	指標の 達成率	進捗 状況
環境保全課	環境基準達成率：一般地域における騒音	%	90.0	90.4	環境基準の達成率の向上を図る (H32)	90.0	100.4%	目標どおり達成
環境保全課	環境基準達成率：道路に面する地域における騒音		80.8	78.9		80.8	97.6%	概ね達成
環境保全課	環境基準達成率：航空機騒音		100	100	100 (H32)	100	100%	目標どおり達成
環境保全課	環境基準達成率：新幹線鉄道騒音		54.5	54.5	環境基準の達成率の向上を図る (H32)	54.5	100%	目標どおり達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

【取組状況】

(1) 騒音・振動の防止

ア 自動車騒音・道路交通振動対策

(ア) 自動車騒音及び道路交通振動の実態把握 [環境保全課]

個々の自動車から発生する騒音は、「騒音規制法」による規制が行われており、段階的に強化されています。自動車騒音については環境基準の指定地域内、道路交通振動については県内主要道路の沿線で測定を実施しています。市町長は、測定の結果、限度を超えて道路の周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、県公安委員会に対し、「騒音規制法」又は「振動規制法」に基づき、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請（平成29年度実績なし）したり、自動車騒音について、道路管理者等に対し意見（平成29年度実績なし）を述べます。《測定結果は、「広島県環境データ集」参照》

【平成29年度実績・平成30年度内容】 自動車騒音の測定及び面的評価を実施。

イ 工場・事業場の騒音・振動対策

(ア) 工場・事業場等に対する規制の実施 [環境保全課]

a 騒音規制

「騒音規制法」及び「生活環境保全条例」により、指定地域内における特定の工場・事業場、特定の建設作業及び音響機器の騒音規制を実施するとともに、県内全域における深夜騒音、拡声放送等の規制を行っています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】 21市町で規制地域を指定しており、県は、市町に対し、技術的・専門的な助言を行い、市町の円滑な事務執行を支援。平成29年度は市町の立入調査等の結果、改善勧告等の実績なし。《規制状況、届出状況及び立入調査結果は、「広島県環境データ集」参照》

b 振動規制

「振動規制法」により、指定地域内における特定の工場・事業場、特定の建設作業の振動規制を実施しています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】 19市町で規制地域を指定しており、県は、市町に対し、技術的・専門的な助言を行い、市町の円滑な事務執行を支援。平成29年度は市町の立入調査等の結果、改善勧告等の実績なし。《規制状況、届出状況及び立入調査結果は、「広島県環境データ集」参照》

(イ) 環境騒音の実態把握 [環境保全課]

【平成 29 年度実績・平成 30 年度内容】市町が一般地域や道路に面する地域の環境騒音の実態を把握し、県は市町に対し技術的な支援を実施。《類型指定状況、環境基準達成状況は、「広島県環境データ集」参照》

ウ その他の騒音発生源対策等

(ア) 航空機騒音の常時・短期測定 [環境保全課、空港振興課]

広島空港周辺において、航空機騒音に係る環境基準の類型を指定しています。環境基準の達成状況等を把握するため、常時及び短期騒音測定を実施しています。《類型指定状況、測定結果は、「広島県環境データ集」参照》

【平成 29 年度実績】常時 5 地点、短期 20 地点で騒音測定を実施。

【平成 30 年度内容】常時 5 地点、短期 20 地点で実施予定。

(イ) 新幹線騒音対策 [環境保全課]

新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を指定しています。

【平成 29 年度実績・平成 30 年度内容】環境基準の達成状況等を把握するため、沿線において市町が測定を実施し、県は市町に対し技術的・専門的な助言を行い、市町の円滑な事務執行を支援。《類型指定状況、測定結果は、「広島県環境データ集」参照》

(2) 悪臭の防止

ア 悪臭規制地域の指定 [環境保全課]

「悪臭防止法」により、指定地域内における全工場・事業場に対し、特定の悪臭物質濃度又は臭気指数による規制を実施しています。また、「生活環境保全条例」により、県内全域における特定の事業場に対し、規制を行っています。地域の指定は、住民の生活環境を保全するため、悪臭を防止する必要があると認める住居が集合している地域等について行っています。《規制地域及び規制基準は、「広島県環境データ集」参照》

【平成 29 年度実績・平成 30 年度内容】市町への臭気指数規制の導入を推進。

イ 工場・事業場に対する悪臭規制の実施 [環境保全課]

【平成 29 年度実績・平成 30 年度内容】「悪臭防止法」及び「生活環境保全条例」による規制事務を行う市町において、工場・事業場に対して立入検査及び悪臭の測定を実施。平成 29 年度は立入調査等による改善勧告等の実績なし。《届出状況及び立入調査結果は、「広島県環境データ集」参照》

第2款 健全な水環境の保全・管理

【現状と課題】

(1) 公共用水域の環境基準達成状況

ア 健康項目

人の健康の保護に関する項目（カドミウムなど27項目）については、延べ139の全地点で環境基準を達成しています。《測定結果は、「広島県環境データ集」参照》

イ 生活環境項目

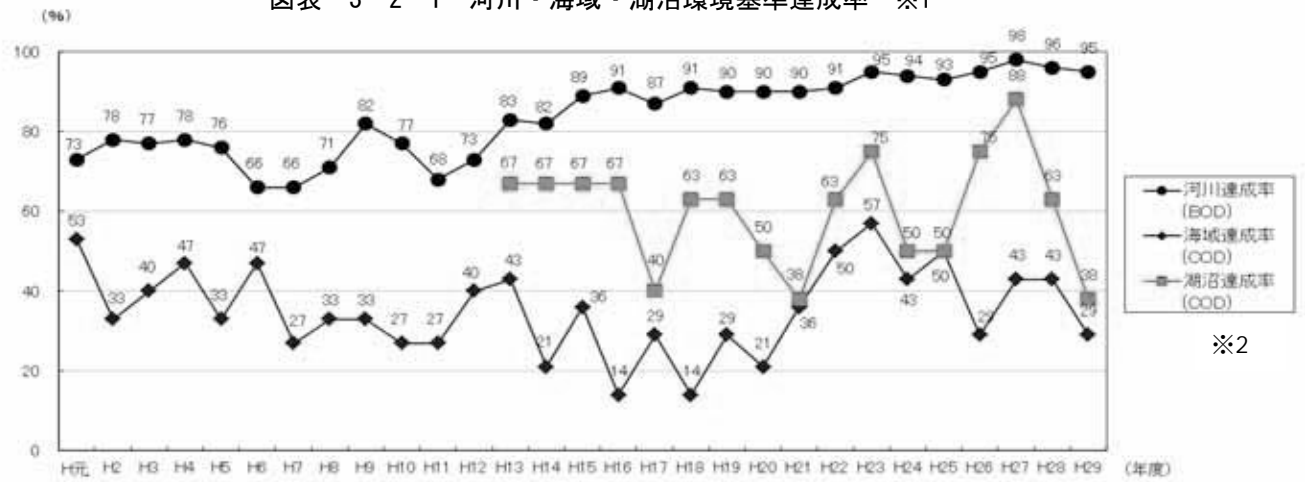
環境基準の類型が指定されている河川24水系82水域、海域14水域、湖沼8水域におけるBOD¹²（河川）・COD¹³（海域・湖沼）の環境基準の達成状況は、過去5か年の傾向として、河川及び海域は横ばい傾向ですが、湖沼は変動しています。

河川のBODの環境基準達成率は高い状況ですが、都市部の河川では、生活排水による汚濁がみられ、環境基準が達成されていません。

また、県内で排出されるCOD汚濁負荷量は減少傾向ですが、内部生産や藻場・干潟の減少等による浄化機能の低下などの影響により、海域のCOD環境基準達成率は低い水準で推移しています。富栄養化に伴う赤潮も依然として発生していることから、引き続き、海域に流入する汚濁負荷量の計画的な抑制が必要となっています。《類型指定状況と測定結果は、「広島県環境データ集」参照》

また、全窒素及び全りん的环境基準の類型が指定されている海域9水域、湖沼8水域の環境基準の達成状況について、海域の全りんは全地点で基準を達成し、海域の全窒素も高い水準で基準を満たしていますが、湖沼の全窒素・全りんは横ばい又は下降傾向です。

図表 3-2-1 河川・海域・湖沼環境基準達成率 ※1



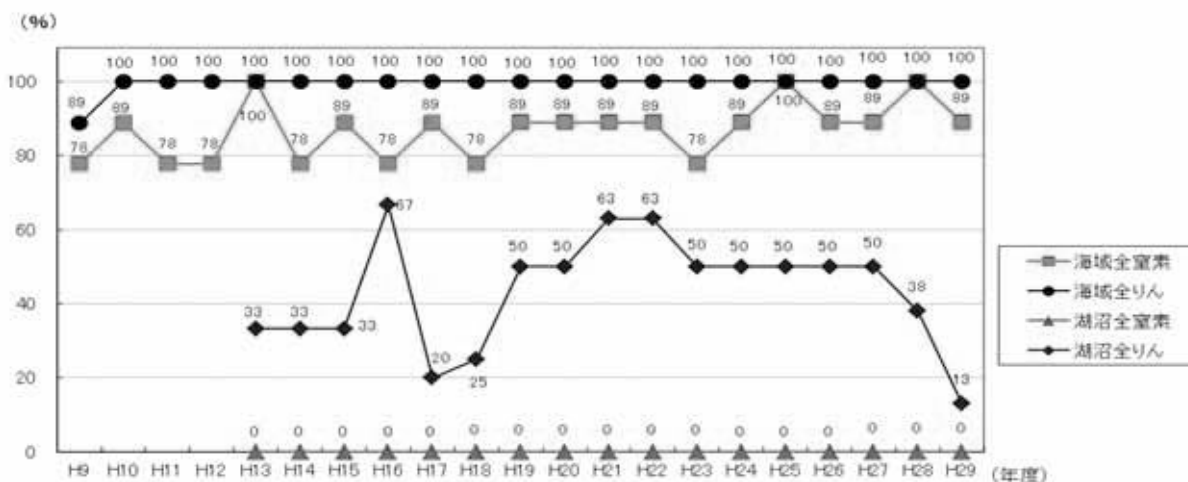
※1 (環境基準達成水域数/環境基準類型指定水域数) × 100

資料：県環境保全課

※2 河川はBOD，海域・湖沼はCODの環境基準達成率

11 公共用水域：河川、湖沼、海域、港湾、沿岸海域など広く一般に開放された水域及びこれらに接続する下水路、用水路等公共の用に供する水域のこと。
 12 BOD：生物化学的酸素要求量。微生物が水中の有機物を分解する時に消費する酸素の量で、河川で環境基準値が定められている。この値が大きいほど、汚濁の程度も大きい。
 13 COD：化学的酸素要求量。水中の有機物を酸化剤で酸化する時に消費される酸素の量で、湖沼・海域で環境基準値が定められている。この値が大きいほど、汚濁の程度も大きい。
 14 汚濁負荷量：陸域から排出されるCOD、窒素及びりん等の汚濁物質の総量。「汚濁負荷量＝汚濁濃度×排出量」で計算する。
 15 内部生産：湖沼、内湾など閉鎖性水域において、植物プランクトンの増殖（光合成）により有機物が生産されること。植物プランクトンの増殖には、窒素やりんが不可欠であることから、こうした栄養塩類の水域への流入量を削減することにより内部生産を抑制できる。
 16 富栄養化：水の交換が少ない閉鎖性水域において、工場排水等により水中の栄養塩類の窒素やりんなどが増え、プランクトン等が増殖しやすい状態になること。
 17 赤潮：窒素やりんの増加に伴う水域の富栄養化により、水中の植物プランクトンが異常に増殖して水の色が赤褐色や茶褐色に変色すること。

図表 3-2-2 全窒素及び全りん環境基準達成率（海域・湖沼）※



※（環境基準達成水域数／環境基準類型指定水域数）／100

資料：県環境保全課

ウ 地下水

平成 29 年度は県内 47 地点で地下水の水質調査を実施し、環境基準達成率は、89.4%（平成 28 年度 82.2%）でした。《測定結果等は、「広島県環境データ集」参照》

(2) 発生汚濁負荷量

県内で排出される汚濁負荷量は、瀬戸内海流域がそのほとんどで、経年的には横ばい傾向です。

図表 3-2-3 県内で排出される汚濁負荷量（平成 28 年度末現在）

区分		産業排水 (t/日)	生活排水 (t/日)	その他 (t/日)	計 (t/日)
瀬戸内海	COD	20	17	6	44
	窒素	10	13	16	40
	りん	0.5	1.1	0.8	2.3
その他 (江の川)	COD	1	2	3	5
	窒素	0	1	7	8
	りん	0.1	0.2	0.3	0.5
県計	COD	21	19	9	49
	窒素	11	14	23	48
	りん	0.6	1.2	1.0	2.8

※端数処理の関係で、計が合わない場合がある。

資料：県環境保全課

産業排水の発生汚濁負荷量のうち、COD、りんの約4割が総量規制の対象とならない小規模及び未規制の事業場等から排出されています。

窒素については、指定地域内事業場からの負荷量が約9割を占めています。

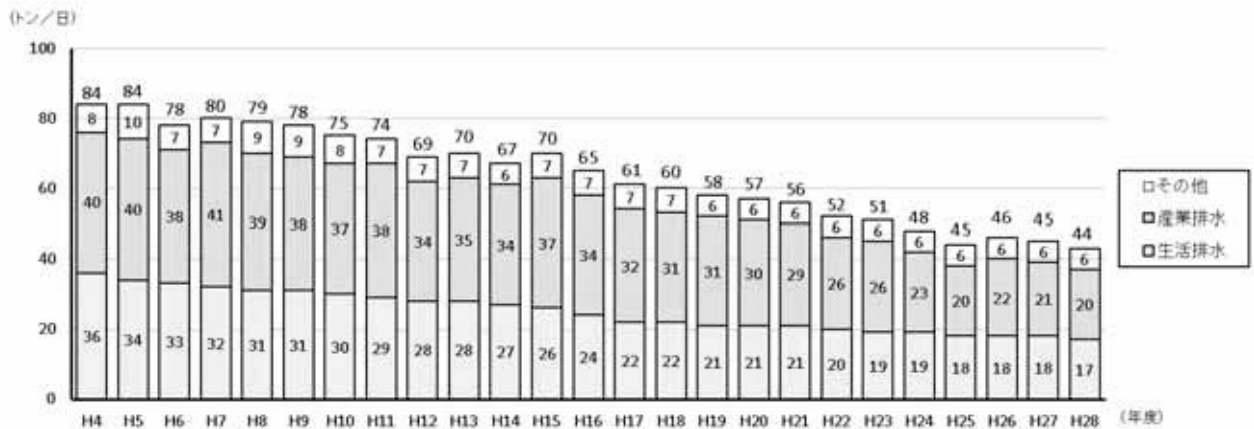
なお、産業排水の業種別の負荷量の割合としては、COD及び窒素では、パルプ・紙製造業、化学工業及び鉄鋼業で約6～7割を占めるなど、工業が盛んな本県の地域性を反映したものとなっています。

りんは、食料品製造業の割合が約2割を占めるほかは製造業以外の業種による負荷量が約4割と多くなっています。

また、生活排水の発生汚濁負荷量のうち、CODの約5割が未処理のまま放流される生活雑排水によるものであり、排水処理施設の整備など、着実な対策が必要です。窒素については、下水道終末処理場からの負荷量が約5割を占めていますが、これは下水道整備の進展により、生活雑排水の処理が進んだ結果です。

なお、汚水処理人口普及率（し尿と生活排水の処理率）を地域別に見ると、市域と町域で格差があり、とりわけ中山間地域では、地形的な条件等により整備が遅れています。《産業排水、生活排水ごとの発生源別汚濁負荷量の割合等は、「広島県環境データ集」参照》

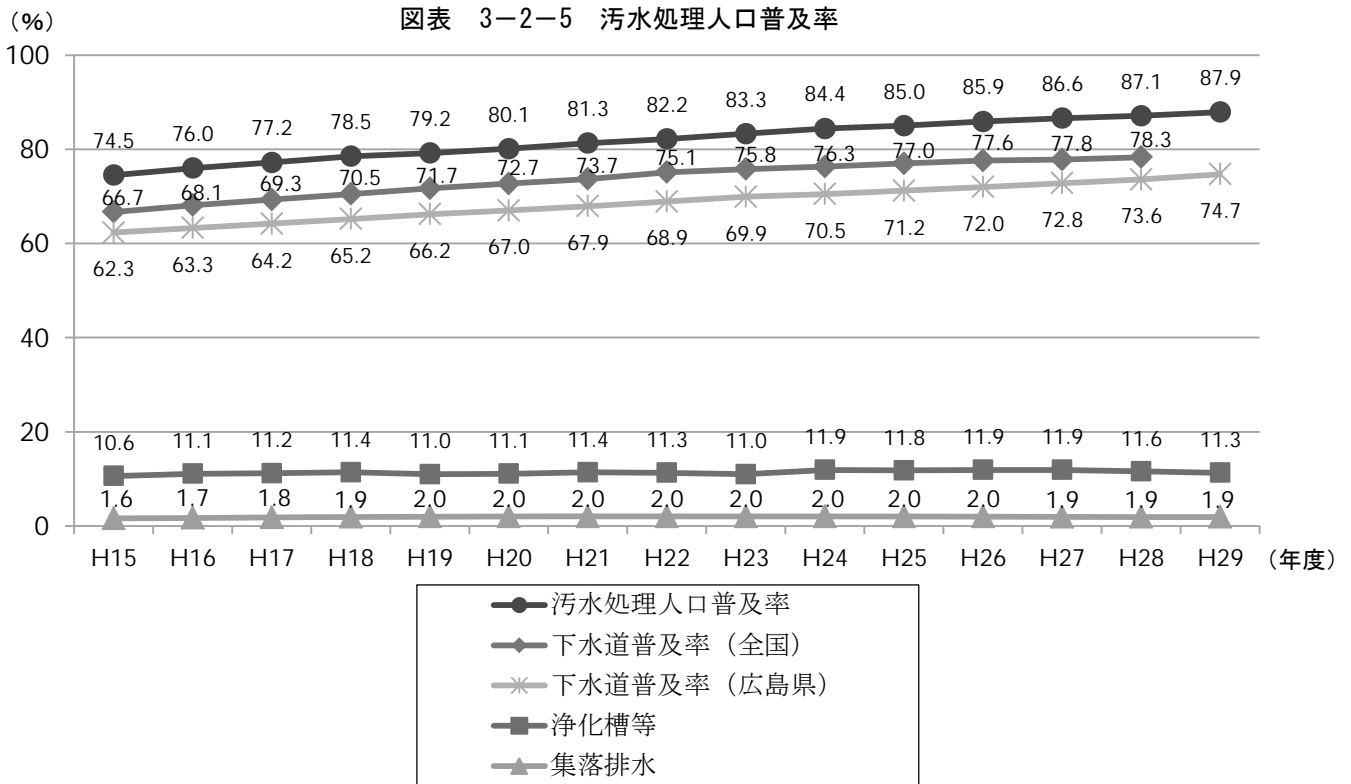
図表 3-2-4 瀬戸内海流域におけるCOD発生汚濁負荷量



※窒素、りんはデータが少ないため未掲載

資料：県環境保全課

図表 3-2-5 汚水処理人口普及率



(注) 平成29年度は速報値

資料：県循環型社会課、県農業基盤課、県港湾漁港整備課、県下水道公園課

(3) 富栄養化の状況

県内の湖沼や海域においては、生活排水等の流入による窒素・りん濃度の上昇（富栄養化）が原因となり、植物プランクトンが繁殖して赤潮や水道水源の利水障害が発生しています。

椋梨ダムでは、過去10数年来、水の華¹⁸・アオコが発生しており（平成29年度は38日確認）、特に、平成8年には下流の宮浦・坊士浄水場の濾過障害の遠因と考えられ、平成12年には貯水池内のアオコの大量発生による異臭及び景観阻害が生じているため、水質保全対策が必要とされています。《赤潮発生海域概要及び椋梨ダムのアオコ確認日数は、「広島県環境データ集」参照》

図表 3-2-6 赤潮発生状況

年	発生件数		発生継続日数別件数 (広島県)				発生日数 (広島県)		漁業被害を 伴った件数	
	広島県	瀬戸内海	5日以内	6～10日	11～30日	31日以上	発生日数	平均日数	広島県	瀬戸内海
H18	9	94	0	2	4	3	282	41	1	11
H19	3	99	0	1	1	1	143	47	0	9
H20	2	116	0	0	1	1	50	25	0	19
H21	4	104	0	0	0	4	233	58	0	7
H22	4	91	0	0	0	4	169	42	0	9
H23	2	89	0	0	1	1	59	30	1	11
H24	3	116	0	1	0	2	96	32	0	18
H25	6	83	0	0	3	3	195	33	0	9
H26	4	97	0	0	0	4	241	60	1	13
H27	4	80	0	0	1	3	217	54	0	16
H28	3	78	0	0	0	3	277	92	1	14
H29	2	80	0	0	0	2	145	73	0	16

資料：水産庁瀬戸内海漁業調整事務所、県水産課

(4) 水循環

水は、蒸発・降水・浸透・貯留・流下・海への流入という過程を繰り返す中で浄化されますが、都市への急速な人口・産業の集中と過疎化の進行、産業構造やライフスタイルなどの社会変化を背景として水循環が急激に変化したことにより、河川流量や雨水浸透量の減少、湧水の枯渇、水質汚濁、生態系への影響などの諸問題が生じています。

こうした問題の解決を図るためには、それぞれの地点で環境の質を判断し、汚濁負荷の低減を通じて環境の保全を図る「場の視点」による取組とあわせ、水源となる森林から海に至る河川の流域を一体的な水循環系として捉える「流れの視点」に基づいて、河川流量や地下浸透量の保全等を図る取組が不可欠です。併せて、家庭や工場・事業場における水の合理的・循環的な利用をさらに進めていく必要があります。

18 水の華：植物プランクトンの異常増殖によって水の色が変化する現象。

【環境の状態等を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 (H27)	現状値 (H29)	目標値 (目標年度)	目安 ※1	指標の 達成率	進捗 状況
環境保全課	環境基準達成率：河川BOD	%	97.6	95.1	環境基準の 達成率の 向上を図る (H32)	97.6	97.4%	概ね達成
環境保全課	環境基準達成率：海域COD		42.9	28.6		42.9	66.7%	未達成
環境保全課	環境基準達成率：海域全窒素		88.9	88.9		88.9	100%	目標どおり達成
環境保全課	環境基準達成率：海域全りん		100	100	100 (H32)	100	100%	目標どおり達成
環境保全課	環境基準達成率：地下水		89.1	89.4	環境基準の 達成率の向上 を図る(H32)	89.1	100.3%	目標どおり達成
環境保全課	COD汚濁負荷量（瀬戸内 海水域）：生活系COD	t/ 日	18 (H26)	17 (H28)	16 (H31)	17.2	101.2%	目標どおり達成
環境保全課	COD汚濁負荷量（瀬戸内 海水域）：産業系COD		21 (H26)	20 (H28)	23 (H31)	23	115.0%	目標どおり達成
環境保全課	COD汚濁負荷量（瀬戸内 海水域）：その他COD		6 (H26)	6 (H28)	6 (H31)	6	100%	目標どおり達成
循環型社会課ほか	汚水処理人口普及率	%	86.6	87.9	90.2 (H32)	88.1	99.8%	概ね達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

＜未達成の項目の要因と今後の対応方針＞

指標項目（内容）	目標と実績の乖離要因	今後の対応方針
環境基準達成率：海域COD	藻場・干潟の減少等による浄化機能の低下や内部生産などにより、低い水準で推移している。	第8次総量削減計画を推進する。

1 水質の保全・管理

【取組状況】

(1) 生活排水処理対策（し尿等）の推進

ア 下水道の整備促進 [下水道公園課]

(ア) 公共下水道の整備

公共用水域の水質改善及び生活環境の改善を目指して、市町の下水道整備を推進しています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】14市8町で、下水道整備及び維持管理を実施。

(イ) 流域下水道の整備

市街化の進展が著しい河川流域について、流域を一体とした効果的な下水処理を行うため、各浄化センターの建設を推進するとともに、維持管理を行っています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】太田川流域下水道については、東部浄化センターの建設及び維持管理を実施（平成29年度末現在、148,380 m³/日で稼働）。また、窒素・りんの除去を目的に高度処理を実施。芦田川流域下水道については、芦田川浄化センターの建設及び維持管理を実施（平成29年度末現在、179,200 m³/日で稼働）。沼田川流域下水道については、沼田川浄化センターの建設及び維持管理を実施（平成29年度末現在、23,800 m³/日で稼働）。

イ 農業・漁業集落排水処理施設の整備促進

(ア) 農業集落排水事業 [農業基盤課]

農業振興地域内の農業集落において、農業用水や公共用水域の水質改善及び生活環境の改善を目指して、農業集落排水施設の整備及び更新を実施しています。

【平成29年度実績】1地区について整備，2地区について更新。

【平成30年度内容】1地区について整備，3地区について更新。

(イ) 漁業集落環境整備事業 [港湾漁港整備課]

漁港区域背後の漁業集落において排水処理施設を整備することにより、前面海域への負荷を低減するとともに、集落内の生活環境の改善を図っています。

【平成29年度実績】汚水管路等を2地区で整備。

【平成30年度内容】汚水管路等を2地区で整備，1地区で更新。

ウ 浄化槽の整備促進等 [循環型社会課]

(ア) 浄化槽の整備

集合処理施設の整備が地理的・経済的に困難な地域において生活排水対策を推進するため、小型浄化槽設置整備事業及び浄化槽市町村整備推進事業を実施しています。また、し尿のみを処理する単独処理浄化槽が多数設置されていることから、生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽への転換を推進しています。

【平成29年度実績】小型浄化槽設置整備事業で16市町（709基の浄化槽）、浄化槽市町村整備推進事業で3市（190基の浄化槽）に対し補助。

【平成30年度内容】小型浄化槽設置整備事業で20市町（1,099基の浄化槽）、浄化槽市町村整備推進事業で3市（190基の浄化槽）に対し補助。

図表 3-2-7 事業の概要

区分	小型浄化槽設置整備事業	浄化槽市町村整備推進事業
事業の内容	個人設置の浄化槽（単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換に限る。）に助成する市町に対し、市町の事業費の1/3×減額率（一律）を事業実施年度に補助	市町が公共事業として浄化槽を整備する事業に対し、市町の起債元金償還額（交付税措置分を除く。）の1/2もしくは1/3を起債償還年度に補助

(イ) 浄化槽の管理（浄化槽対策事業、浄化槽適正維持管理促進事業）

浄化槽の適正な維持管理の徹底をパンフレットなどにより普及啓発するとともに、法定検査結果等に基づいて浄化槽の効率的な立入検査を実施し、不適正な浄化槽については、改善等の指導を促進しています。

また、市町や法定検査機関等と連携して、未受検者に対する適切な指導や法定検査に関する効果的な普及啓発などにより、平成32年度までに法定検査の受検率が概ね75%となるよう、受検率の向上を図っています。

図表 3-2-8 浄化槽の法定検査の受検率の推移

(単位：%)

区 分	年 度					
	H25	H26	H27	H28	H29 (推計値)	全 国 (H28)
新設時の検査(7条検査)	99.5	99.7	99.4	99.5	100.0	94.5
定期検査(11条検査)	58.7	61.8	65.4	67.4	69.4	40.3

資料：県循環型社会課

【平成29年度実績】浄化槽設置（管理）者、浄化槽保守点検事業者等への文書指導、立入検査等を実施。浄化槽適正維持管理促進協議会を開催し、関係者との意見交換、協議を実施。

【平成30年度内容】引き続き、市町や法定検査機関と連携し、要綱整備や台帳精度の向上を図るとともに、浄化槽の適正管理について啓発、指導を行い、受検を促進。浄化槽維持管理業務研修会を開催。

エ 生活排水浄化対策推進要綱等に基づく取組 [環境保全課]

生活排水対策の推進に関して基本となる生活排水浄化対策推進要綱により、全県的な生活排水対策を推進しています。さらに、水質汚濁が懸念される河川や湖沼については、生活排水対策重点地域の指定（黒瀬川・高屋川・山南川・二河川・藤井川）等による対策を講じています。

【平成 29 年度実績・平成 30 年度内容】市町や関係団体の協力を得て、普及啓発活動を実施するとともに、計画の推進を図るため、計画の進行状況の把握や関係機関相互の連絡調整などを実施し、住民、事業者、行政が一体となった生活排水対策を推進。

(2) 瀬戸内海の水質の保全・管理

ア 排水規制等の実施 [環境保全課]

特定事業場からの排水に対しては、水質汚濁防止法や生活環境保全条例等により排水基準や総量規制基準を設定し排水規制を実施しています。また、排水規制を受けない小規模の事業場に対しては、排水処理施設の適正な維持管理などについて指導を行っています。《特定事業場の届出状況は、「広島県環境データ集」参照》

【平成 29 年度実績・平成 30 年度内容】立入検査や排水検査を実施し、処理施設、排水方法の改善等が必要な事業場については、適切な排水等を行うよう指導。さらに、行政処分による措置が必要と認められた場合は、改善命令等の行政処分を実施。《立入検査数は、「広島県環境データ集」参照》

イ 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画の推進 [環境保全課]

第 8 次総量削減計画（平成 29 年 6 月 26 日策定（告示））に基づき、瀬戸内海に流入する汚濁負荷量の総量の総合的かつ計画的な抑制を図っています。計画達成の方策として、下水道・合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備（生活排水対策）、総量規制基準による工場・事業場の排水対策や小規模事業場排水対策（産業排水対策）、農地からの負荷低減対策、畜産排水対策、養殖漁場の環境改善等を行っています。

図表 3-2-9 第 8 次総量削減計画負荷量 (単位：t/日)

区 分	31 年度（目標年度）	26 年度（基本年度）	削 減
COD	45	45	0
窒 素	40	39	+1
り ん	2.2	2.2	0

資料：県環境保全課

【平成 29 年度実績】工場・事業場への立入検査を行い総量規制基準の遵守及び汚濁負荷量の測定状況等の監視・指導等により、第 8 次総量削減計画を推進。

※ 特定事業場の汚濁負荷量自動測定器設置状況（平成 29 年度末現在）：COD 191 基、窒素 151 基、りん 151 基

【平成 30 年度内容】引き続き、工場・事業場の監視・指導を実施。

ウ 公共用水域等の常時監視等 [環境保全課]

公共用水域や地下水の水質及び底質の状況を把握するため、測定計画を策定し、水質の常時監視を行っています。《測定結果は、「広島県環境データ集」参照》

【平成29年度実績・平成30年度内容】水質の常時監視を実施。（平成29年度実績は次のとおり。）

図表 3-2-10 水質常時監視実績（平成29年度）

項目	対象水域等
公共用水域	河川：38水系227地点，海域：6海域67地点，湖沼：8水域8地点
底質	河川：5水系12地点，海域：3海域14地点

エ 各種調査 [環境保全課] 《調査結果は、「広島県環境データ集」参照》

水質保全対策の一環として、海水浴場調査や水生生物調査等の各種調査を実施しています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】県内の主要海水浴場の水質調査を開設前（5月）14か所，開設中（7月）14か所で実施。平成29年度は、いずれも海水浴に適した水質であり、病原性大腸菌O157についても調査した結果、いずれの海水浴場からも検出なし。

オ 養殖漁場における環境負荷の削減 [水産課]

魚類養殖における給餌方法及び放養密度の適正化等の指導により、水質汚濁負荷量の削減を図っています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】魚類養殖における給餌方法及び放養密度の適正化等を指導。平成29年度は県内説明会（海面1か所，内水面1か所），巡回指導（海面6か所，内水面8か所）を実施。

カ 赤潮対策 [水産課]

(ア) 監視通報体制の強化

赤潮による漁業被害を未然に防止するため、国及び瀬戸内海沿岸域の1府10県の観測データを情報交換するとともに、県内拠点漁協からの通報、水産海洋技術センター及び関係農林水産事務所の赤潮発生状況調査等を基に赤潮情報を発令し、カキ、ハマチ、タイ等養殖業の漁業被害の軽減を図っています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】赤潮による漁業被害の未然防止を図るため、国及び瀬戸内海沿岸府県との情報交換（随時）や赤潮情報を発信。平成29年度は、4件の赤潮情報（注意報・警報・解除）を発信。

(イ) 調査研究の推進

赤潮発生機構を解明するため、水温、塩分、溶存酸素、栄養塩類及び赤潮プランクトンを調査しています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】平成29年度は12回の定期水質調査、13回の有害赤潮の発生特性調査を実施。

(ウ) 研修会の開催

赤潮、漁場環境保全に関する知識、技術を漁業者等に普及させるため、研修会を開催しています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】漁業者等を対象にした研修会を1回開催。

キ 持続性の高い農業生産方式の導入推進 [農業技術課]

「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」に基づき、堆肥等を使った土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用の低減を一体的に行おうとする者に対して、認定権限を持つ市町とともに、農業生産方式の導入計画を認定しています。

【平成 29 年度実績・平成 30 年度内容】認定を受けようとする者への助言等を実施。平成 29 年度は 47 件（県認定 18 件、市町認定 29 件）の計画を認定。

ク 特別栽培農産物の推進 [農業技術課]

農林水産省の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づき生産された農産物を「安心！広島ブランド」として認証し、環境への負荷をできる限り低減した栽培方法の普及促進を図っています。

【平成 29 年度実績・平成 30 年度内容】制度の啓発を図り、認証を推進。平成 29 年度は 216 件を認証。

ケ 耕畜連携による資源循環型畜産の推進 [畜産課]

畜産経営の健全な発展のため、「広島県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」に基づいて、家畜排せつ物の管理の適正化を図り、畜産環境の保全及び資源循環型畜産の確立を積極的に推進します。

また、家畜排せつ物の適正な管理による畜産環境の保全並びに堆肥化等による家畜排せつ物の農地へのリサイクルを推進するため、資源循環型畜産推進指導協議会（以下「指導協議会」）による巡回指導等を実施します。

【平成 29 年度実績・平成 30 年度内容】指導協議会による畜産農家の巡回指導を実施。平成 29 年度は 10 戸を指導。

コ 家畜排せつ物処理施設整備の推進 [畜産課]

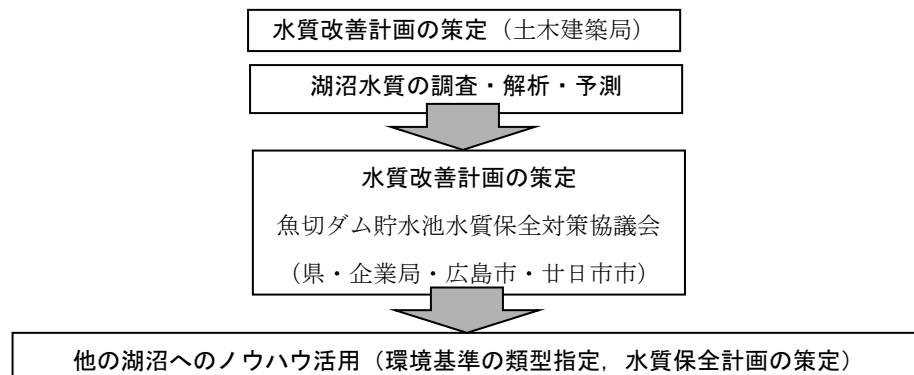
家畜排せつ物の適正な管理と良質堆肥の安定的な生産及び利用の促進を図るため、堆肥化を基本とした家畜排せつ物処理施設及び堆肥保管施設の整備並びに機能保全を計画的に推進しています。

【平成 29 年度実績・平成 30 年度内容】平成 29 年度は 1 か所で家畜排せつ物処理施設整備の取組を実施。平成 30 年度は 1 か所の家畜排せつ物処理施設の整備の取組を計画。

サ 湖沼水質改善対策 [環境保全課・河川課]

魚切ダム貯水池のアオコの発生による利水障害を改善するため、湖沼水質改善対策事業を行っています。また、この事業の成果は、他の湖沼の水質保全対策に反映させています。

図表 3-2-11 湖沼水質対策の概要



【平成 29 年度実績・平成 30 年度内容】魚切ダム貯水池水質改善計画（平成 22 年 2 月改正）に基づき、発生源対策としての生活排水対策及び農業排水対策、土壌浄化施設による流入河川対策及び曝気循環装置によるダム湖内対策を実施することにより、関係機関と連携を図りながら、水質改善対策を推進。

また、啓発活動の一環として、本取組をホームページで公開し、関係住民への周知を実施。

シ 河川底質改善実証実験事業 [河川課]

河川環境整備の一環として、広島大学、中国電力との産学官連携により京橋川の環境悪化の原因となっているヘドロを浄化するため、底質改善に一定の効果がある石炭灰造粒物を活用した実証実験を行い、効率的・効果的な底質改善技術の確立を目指しています。また、県内にある優れた底質改善技術を保有する企業の技術開発の支援育成を図るため、新たな底質改善材料である鉄キレート発生材を活用した河川環境整備を実施しています。

【平成 29 年度実績・平成 30 年度内容】京橋川において石炭灰造粒物・鉄キレート発生材を活用した底質改善実証試験を行うとともに、その結果のとりまとめを実施。

ス 椋梨ダム貯水池水質保全事業 [河川課]

椋梨ダムにおけるアオコの発生を抑制するための水質保全対策を椋梨ダム貯水池水質改善計画（平成 25 年 2 月改正）に基づき、流入河川及び貯水池内で実施しています。

【平成 29 年度実績・平成 30 年度内容】水質調査等を継続的に実施するとともに、水質改善計画に基づき、発生源対策としての生活排水対策及び農業排水対策、植生浄化施設及び曝気循環装置によるダム湖内対策を実施。

セ 山田川ダム貯水池水質保全事業 [河川課]

山田川ダムにおけるアオコの発生を抑制するための水質保全対策を山田川ダム水質改善計画（平成 23 年 3 月改正）に基づき、流入河川及び貯水池内で実施しています。

【平成 29 年度実績・平成 30 年度内容】水質調査等を継続的に実施するとともに、水質改善計画に基づき、発生源対策としての生活排水対策及び農業排水対策、植生浄化施設及び曝気循環装置によるダム湖内対策を実施。

ソ 福富ダム貯水池水質保全事業 [河川課]

福富ダムにおけるアオコの発生を抑制するための水質保全対策を福富ダム貯水池水質保全計画（平成 25 年 2 月策定）に基づき、流入河川及び貯水池内で実施しています。

【平成 29 年度実績・平成 30 年度内容】水質調査等を継続的に実施するとともに、水質保全計画に基づき、発生源対策としての生活排水対策及び農業排水対策、植生浄化施設及び曝気循環装置によるダム湖内対策を実施。

タ 野間川ダム貯水池水質保全事業 [河川課]

水道用水としての運用開始に伴い、野間川ダムにおけるアオコの発生を抑制するための水質保全対策を野間川ダム貯水池水質保全計画に基づき、流入河川及び貯水池内で実施しています。

【平成 29 年度実績】野間川ダム貯水池水質保全計画の策定。

チ 庄原ダム貯水池水質保全事業 [河川課]

水道用水としての運用開始に伴い、庄原ダムにおけるアオコの発生を抑制するための水質保全対策を庄原ダム貯水池水質保全計画に基づき、流入河川及び貯水池内で実施しています。

【平成 29 年度実績】庄原ダム貯水池水質保全計画の策定。

2 水循環の確保

(1) 水源林等の保全・整備の推進

ア 水源地域整備事業 [森林保全課]

水源地域において、森林の有する水源涵養機能を高度に発揮させ、水資源の確保と県土の保全に資するため、荒廃地、荒廃移行地の復旧整備及び荒廃森林の整備を総合的に実施しています。

【平成 29 年度実績】 荒廃した森林等 2 地区の整備を実施。

【平成 30 年度内容】 荒廃した森林等 1 地区の整備を実施予定。

イ 多目的ダム建設事業 [河川課]

水害防除や既得取水の安定化及び河川環境の保全、都市用水などの補給を目的にダムを建設しています。

【平成 29 年度実績】 庄原ダム建設事業の供用開始。

(2) 地下水汚染対策の推進

ア 地下水質調査 [環境保全課]

「水質汚濁防止法」に基づき、地下水の汚染状況を監視するため地下水質調査を行っています。

【平成 29 年度実績】 県内 51 地点での調査を実施。

【平成 30 年度内容】 県内 51 地点での調査を実施予定。

第3款 化学物質による健康リスクの低減・土壌環境の保全

1 化学物質の潜在リスクの把握及び排出抑制の推進

【現状と課題】

現代の社会経済活動において製造・使用されている様々な化学物質は、生活を豊かにし、生活の質の維持向上に欠かせない一方で、長期間曝露することにより、人の健康や生態系に影響を及ぼすおそれのあるものがあり、悪影響が生じないよう適正な管理を進め、環境への負荷の低減を図る必要があります。

(1) PRTR¹⁹制度

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）」に基づき、人の健康等に有害なおそれのある化学物質（462物質）について、環境への排出量等を事業者自ら把握し、国に届け出るとともに、国は届出データ及び推計データ（自動車、家庭等からの排出量）を、集計・公表しています。

国が公表した平成28年度の排出量等の状況によると、広島県における届出事業所数は全国16位（2.4%）、届出排出量・移動量は、全国9位（3.7%）です。届出外排出量（推計）を含めた環境への排出量は、全国9位（3.7%）です。また、広島県における届出排出量の多い化学物質は、キシレン（主な用途：溶剤）、トルエン（主な用途：溶剤）、鉛化合物（廃棄物）の順で、排出量全体の58.6%を占めています。

なお、平成20年11月の化管法施行令の改正により、対象化学物質及び対象業種が変更になり、平成22年度把握、23年度届出から実施されています。

図表 3-3-1 化学物質の排出状況等（平成28年度）

区 分		広島県		全国		
届出事業所数		845		34,668		
排出先・移動先又は排出源の区分		量（t/年）	割合（%）	量（t/年）	割合（%）	
届出排出・移動量	排出量	大気	6,335	45.4	136,646	36.4
		公共用水域	189	1.4	7,281	1.9
		土壌	0	0.0	3	0.0
		埋立処分	2,450	17.6	7,500	2.0
	計	8,974	64.4	151,430	40.3	
	移動量	下水道	10	0.1	1,178	0.3
		廃棄物	4,946	35.5	223,316	59.4
計		4,956	35.6	224,494	59.7	
届出排出・移動量計		13,930	100.0	375,924	100.0	
届出外排出量	対象業種（取扱量1t/年未満）	1,100	19.2	45,321	18.4	
	非対象業種	1,782	31.1	87,245	35.4	
	家庭	1,200	20.9	45,524	18.4	
	移動体（自動車等）	1,649	28.8	68,684	27.8	
	計	5,732	100.0	246,774	100.0	
排出量合計		14,706	—	398,398	—	

（注1）量（t/年）の数值は、小数点第1位を四捨五入している。

（注2）端数処理の関係で、計が合わない場合がある。

資料：県環境保全課

19 PRTR：Pollutant Release and Transfer Register の略。市民等による環境情報の把握を目的に、行政が事業者からの報告に基づいて化学物質の排出量や移動量のデータを収集し、公表する制度。

(2) ²⁰ダイオキシン類の環境基準の達成状況

ダイオキシン類による環境汚染の状況を把握するため、大気、水質、底質、地下水及び土壌の汚染状況調査を行っており、いずれにおいても環境基準の適合を確認しています。ダイオキシン類は人の健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることから、環境汚染の未然防止を図るため、今後も、継続して調査を実施する必要があります。

(3) ²¹アスベスト対策

アスベストを吸引すると15～50年の潜伏期間を経て肺がん等の疾患を招くおそれがあるため、県は、アスベスト対策推進本部を設置し、相談窓口の整備をはじめ、健康対策、環境対策、廃棄物対策、建築物対策など総合的な対策の推進に取り組んでいます。

アスベストは、ビルの天井や外壁等の建材に多く利用されているため、建築物等の解体や廃棄物処理の際に飛散防止対策を徹底する必要があります。今後、アスベストが使用された建築物等の解体の増加が見込まれるため、アスベスト廃棄物を適正に処理する施設の整備が必要となります。

また、発生源周辺等で行った環境モニタリングの結果、大気中のアスベスト濃度は低いレベルであることが確認されましたが、環境の状況を監視するため、継続してモニタリングを実施する必要があります。

【環境の状態等を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

担当課	指標項目(内容)	単位	基準年度値(H26)	現状値(H29)	目標値(目標年度)	目安※1	指標の達成率	進捗状況
環境保全課	ダイオキシン類環境基準達成率：大気	%	100	100	100(H32)	100	100%	目標どおり達成
環境保全課	ダイオキシン類環境基準達成率：公共用水域		100	100	100(H32)	100	100%	目標どおり達成
環境保全課	ダイオキシン類環境基準達成率：土壌		100	100	100(H32)	100	100%	目標どおり達成
環境保全課	事業者によるダイオキシン自主測定の実施率		100	100	100(H32)	100	100%	目標どおり達成
環境保全課	化管法に基づく指定化学物質の環境への届出排出量：大気	t/年	5,999(H25)	6,335(H28)	排出量の削減を図る(H32)	5,999	94.7%	概ね達成
環境保全課	化管法に基づく指定化学物質の環境への届出排出量：公共用水域		286(H25)	189(H28)		286	151.3%	目標以上達成
環境保全課	化管法に基づく指定化学物質の環境への届出排出量：埋立処分		3,435(H25)	2,450(H28)		3,435	140.2%	目標以上達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

20 ダイオキシン類：一般的には、有機塩素化合物のポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン及びポリ塩化ジベンゾフランをまとめた略称。ダイオキシン類対策特別措置法では、これらに加えて、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニルをダイオキシン類と定義している。塩素原子の数と位置により多数の異性体があり、このうち2,3,7,8-テトラクロロジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性が最も強く、生殖機能への影響、発ガン性や奇形を引き起こすおそれがあることなどが指摘されている。主な発生源として、ごみの焼却等により非意図的に副生成物として生成。

21 アスベスト：石綿ともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物のこと。繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、WHO（世界保健機関）ではアスベストを発ガン物質と断定。日本でも、大気汚染防止法（昭和43年）により、平成元年に「特定粉じん」に指定され、使用制限又は禁止されるようになった。

【取組状況】

(1) 化学物質の排出抑制の推進

ア リスクコミュニケーション等の推進

(ア) P R T Rデータの集計結果の公表 [環境保全課]

化管法に基づき、事業者から届け出られた排出の状況等について、国の集計データをもとに県内の状況を地域別等に集計し、ホームページ等により公表するとともに、環境リスク²²に関する情報を提供しています。

【平成 29 年度実績・平成 30 年度内容】県内における化学物質の排出・移動の状況について集計し、P R T R 対象物質についての情報をホームページ等により、分かりやすく公表。

(イ) リスクコミュニケーション等の推進 [環境保全課]

事業者、住民及び行政によるリスクコミュニケーションを推進するための取組を行っています。

【平成 29 年度実績・平成 30 年度内容】県ホームページを活用し、地域に密着した市町等と連携してリスクコミュニケーションを実施する等、県民が化学物質の理解を深める取組を促進。

イ ダイオキシン類排出抑制対策事業（ダイオキシン類等対策事業） [環境保全課]

ダイオキシン類の環境中への排出を抑制するため、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、工場・事業場に対し、排出濃度の自主測定の実施等の指導や行政検査等を実施し、法の基準の遵守徹底を図っています。《自主測定の実施状況等は、「広島県環境データ集」参照》

【平成 29 年度実績・平成 30 年度内容】ダイオキシン類対策特別措置法に基づく立入検査及び行政検査を実施し、排出基準の遵守や自主測定結果の報告等について指導。《立入検査状況は、「広島県環境データ集」参照》

ウ ダイオキシン類環境調査 [環境保全課]

ダイオキシン類についての環境汚染状況調査を実施しています。《調査結果は、「広島県環境データ集」参照》

【平成 29 年度実績・平成 30 年度内容】大気、水質等の調査を年 1～4 回実施。平成 29 年度は、大気 25、水質 34、底質 28、地下水 5 及び土壌 16 地点を調査したところ、全地点で環境基準に適合。

エ 環境ホルモン環境汚染状況調査 [環境保全課]

人の健康や生態系に影響を及ぼすおそれがある内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）について、その汚染状況を把握するため、環境汚染状況調査を実施しています。《調査結果は、「広島県環境データ集」参照》

【平成 29 年度実績・平成 30 年度内容】内分泌かく乱作用があると推察された物質による環境汚染状況調査を実施。平成 28 年度は、ノニルフェノール、4-*t*-オクチルフェノール及びビスフェノール A について、水質 34 地点を調査した結果、いずれも予測無影響濃度を下回った。

21 リスクコミュニケーション：化学物質や環境汚染などにより人類や生態系が受ける影響（リスク）について、企業や地域住民、消費者、行政などが意見交換・対話を通じて相互理解を深め、適切な対策につなげていく手法。

22 環境リスク：人の活動によって環境に加えられる負荷が環境中の経路を通じ、環境の保全上の支障を生じさせるおそれ（人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性）のこと。

オ 化学物質環境汚染実態調査 [環境保全課]

環境省の委託を受け、一般環境中の化学物質による汚染状況を把握するための調査を実施しています。

【平成 29 年度実績・平成 30 年度内容】広島湾及び呉港において水質及び底質調査を実施。平成 29 年度は、経年的な変化を把握する 10 物質群のモニタリング調査（水質及び底質）を実施（県管轄分のみ）。

カ 生物・食品の汚染対策 [食品生活衛生課]

(ア) 魚介類等の汚染状況調査

PCB²³、水銀、トリブチルスズ化合物（TBT）及びトリフェニルスズ化合物（TPP）による食品の汚染状況を調査しています。《調査結果は、「広島県環境データ集」参照》

【平成 29 年度実績・平成 30 年度内容】尾道総合食品地方卸売市場等に入荷する魚介類や市販鶏肉等について調査。平成 29 年度は全て暫定的規制値以下。

(イ) かきの重金属検査

生かきに含まれる重金属を調査し、広島かきの衛生対策を推進しています。《調査結果は、「広島県環境データ集」参照》

【平成 29 年度実績・平成 30 年度内容】11 地点で調査。平成 29 年度は全て通常の数値の範囲内。

(2) 化管法に基づく化学物質の自主管理の徹底

ア 化学物質の排出削減・自主管理の徹底

(ア) 排出量等の届出指導 [環境保全課]

第一種指定化学物質の環境への排出量及び事業場外への移動量を把握し、届け出ることが義務付けられている事業者に対して、排出量等の把握及び届出に係る指導を行っています。

【平成 29 年度実績・平成 30 年度内容】届出対象事業者への適切な届出指導を実施。

(イ) 自主管理の促進指導等 [環境保全課]

事業者に対し、自主的な化学物質の管理の改善を促進するため、技術的な支援等を実施しています。

【平成 29 年度実績・平成 30 年度内容】「生活環境保全条例」に基づき、対象事業者に対して化学物質自主管理計画書の作成・公表を指導し、化学物質の自主管理を促進。

(3) アスベスト対策の推進

ア 県民への的確な情報提供 [環境保全課、産業廃棄物対策課、健康対策課、建築課]

県民の不安解消を図るため、健康、環境汚染、廃棄物処理、建築物に関するアスベスト相談窓口を設置し、各種相談に応じるとともに、県ホームページ等により、アスベスト関連情報を提供しています。

【平成 29 年度実績・平成 30 年度内容】相談窓口の設置、県民向け及び事業者向けのパンフレットの作成、県ホームページによるアスベスト関連情報の提供。

23 PCB：ポリ塩化ビフェニル。絶縁性、不燃性などの特性から電気機器をはじめ幅広い用途に使用されていたが、昭和 43 年のカネミ油症事件によりその毒性が社会問題化し、昭和 47 年以降製造が行われていない。しかし、処理施設が無かったため、長期にわたりほとんどの処理が行われないまま大量に保管が続いている状況にあったが、近年その処理が進み始めている。

イ 建築物解体等の規制 [環境保全課]

「大気汚染防止法」に基づき、建築物及び工作物の解体等の作業現場への立入検査を実施し、作業基準の遵守を指導するとともに、アスベストの飛散防止を指導しています。

【平成 29 年度実績・平成 30 年度内容】建築物及び工作物の解体等の作業現場に立入し、アスベスト飛散状況調査の実施。平成 29 年度は延べ 412 作業現場で立入検査を、延べ 8 地点 21 か所（県管轄分のみ）で測定調査を実施。平成 29 年度に引き続き改正大気汚染防止法を事業者へ周知。

ウ 環境モニタリングの実施 [環境保全課]

一般環境や発生源周辺の大気中のアスベスト濃度を測定しています。

【平成 29 年度実績・平成 30 年度内容】環境モニタリングを実施。平成 29 年度は、一般環境 12 地点（県管轄分のみ）において実施。すべて敷地境界基準を下回った。

エ 廃棄物処理の規制 [産業廃棄物対策課]

「廃棄物処理法」に基づき、処理業者等への立入検査や、廃棄物処理時のアスベスト飛散状況を調査し、アスベスト廃棄物の適正処理を図っています。

【平成 29 年度実績・平成 30 年度内容】産業廃棄物処理業者等への立入検査やアスベスト飛散状況を調査し、アスベスト廃棄物の適正処理を指導。

2 土壌汚染対策の円滑な推進

【現状と課題】

「土壌汚染対策法」に基づき、土壌汚染の状況把握、規制対象区域の汚染の除去等汚染土壌の適正処理などの措置が講じられています。

工場跡地等の土壌汚染については、平成 28 年度の全国の調査事例によると、831 件中 528 件で土壌汚染が判明するなど、高い水準で推移しており、県内においても、土壌汚染が判明する事例が発生しています。土壌は、いったん汚染されると、その影響が長期にわたり、地下水への影響も考えられることから、適切な未然防止対策を講じるとともに、必要な調査を実施し、汚染が判明した場合は適切な措置を講じる必要があります。

【取組状況】

(1) 土壌汚染の未然防止

ア 土壌汚染状況調査等の実施指導 [環境保全課]

土地所有者等に対し、法に基づく土壌汚染状況調査の実施の徹底を指導するとともに、汚染が判明した場合には、要措置区域等へ指定し、汚染の除去等の措置の実施について指導を行います。

【平成 29 年度実績・平成 30 年度内容】法に基づき、土地所有者等に対する指導を行うとともに、区域の指定等、必要な措置を実施。(平成 29 年度末現在の指定状況：要措置区域 0 件、形質変更時要届出区域 39 件)

図表 3-3-2 土壌汚染対策法に基づく届出等の件数 (平成 29 年度)

項 目	件 数
法第 3 条第 1 項に基づく土壌汚染状況調査結果の報告	8
法第 3 条第 1 項ただし書に基づく確認	16
法第 4 条第 1 項に基づく土地の形質変更の届出	178
法第 4 条第 2 項に基づく調査命令	0
法第 5 条第 1 項に基づく調査命令	0
要措置区域等の指定 (区域拡大を含む, 延べ件数)	15
要措置区域等の解除 (一部解除を含む, 延べ件数)	4
法第 12 条に基づく形質の変更の届出	32
法第 12 条第 4 項に基づく計画変更命令	0
法第 14 条に基づく指定の申請	11
法第 16 条に基づく汚染土壌の搬出時の届出	22
法第 16 条第 4 項に基づく計画変更命令	0
法第 16 条に基づく基準適合認定申請	1
法第 19 条に基づく措置命令	0
法第 22 条に基づく汚染土壌処理業の許可申請	0
法第 23 条に基づく汚染土壌処理業の変更許可申請	0

資料：県環境保全課，広島市，呉市，福山市

イ 土地改変時の土地履歴調査等の実施指導 [環境保全課]

土壌汚染の早期発見と適切な処理を推進し、土壌汚染問題の発生を未然に防止するため、一定規模の土地の改変を行う者に対し、条例に基づき、土地履歴調査及び土壌汚染確認調査等の実施について、指導を行っています。

【平成 29 年度実績・平成 30 年度内容】土地改変時における調査について指導等を実施。

図表 3-3-3 広島県生活環境の保全等に関する条例 (土壌環境の保全) に基づく報告等の件数 (平成 29 年度)

項 目	件 数
土地履歴調査結果の報告	141
土壌汚染確認調査結果の届出	0
汚染拡散防止計画書の提出	0

資料：県環境保全課，広島市，呉市，福山市

ウ 大久野島の土壌汚染に係る環境調査等 [環境保全課]

大久野島の土壌汚染については、国において、撤去処理等の当面の対策 (平成 11 年 6 月完了) が行われましたが、恒久的対策が着実に講じられるよう、大久野島周辺環境の調査を定期的実施しています。

【平成 29 年度実績・平成 30 年度内容】大久野島周辺海域 5 か所において、砒素及び鉛に係る水質調査を実施した結果、すべて環境基準に適合。引き続き、水質調査を実施。

第4款 地域環境の維持・向上

1 総合的な環境保全対策の推進

【現状と課題】

(1) 公害防止計画の策定状況

環境基本法第17条に基づく公害防止計画について、備後地域及び広島地域において策定しています。公害の発生源に対する各種規制、下水道、廃棄物処理施設、バイパス、公園の整備など、総合的な公害防止対策を推進しています。

図表 3-4-1 公害防止計画策定状況

地域名	地域の範囲	策定年月日	計画期間(年度)
備後地域	福山市の区域並びに岡山県笠岡市の区域	H24.3.16	H23~H32
広島地域	広島市の区域	H24.3.16	H23~H32

資料：県環境政策課

(2) 環境保全協定の締結状況

環境保全関係法令による規制等を補完し、地域の実情に即した生活環境保全対策を実行する上で有効な手段として、県や市町と企業、または住民代表と企業が環境保全協定の締結を行っています。このうち、県は県内主要企業14社と環境保全協定等を締結しています。

(3) 公害苦情件数の状況

県及び市町における公害苦情事案の取扱件数は、横ばい傾向にあります。全国的な状況等を踏まえ、今後、必要に応じて対策等を検討していく必要があります。

図表 3-4-2 公害苦情事案の取扱件数

年度	区分 取扱件数 (A+B)	取扱件数内訳					発当 年 度 件 数 (A)	繰 越 件 数 (B)	前 年 度 件 数	増 加 件 数 対 前 年 度	対 前 年 度 比
		大 気 汚 染	水 質 汚 濁	騒 音 振 動	悪 臭	そ の 他					
H22	1,524	352	335	298	232	307	1,369	155	42	1.03	
H23	1,450	389	291	309	172	289	1,402	48	△74	0.95	
H24	1,650	441	290	343	180	396	1,606	44	200	1.14	
H25	1,428	375	242	288	145	378	1,392	36	△222	0.87	
H26	1,425	352	252	305	167	349	1,393	32	△3	1.00	
H27	1,403	356	290	316	151	290	1,360	43	△22	0.98	
H28	1,249	346	232	253	134	284	1,209	40	△154	0.89	
H29	1,349	371	239	287	148	304	1,205	144	100	1.08	
29年度構成比(%)	100.0	27.5	17.7	21.3	11.0	22.5	-	-	-	-	

(注)取扱件数内訳の欄中「その他」とは、土壌汚染、地盤沈下及び廃棄物に関するもの等をいう。

資料：県環境保全課

【取組状況】

(1) 公害防止計画の推進

ア 公害防止計画の策定及び推進 [環境政策課]

公害防止計画の推進を図るため、計画に基づく公害防止対策を推進しています。

【平成 29 年度実績・平成 30 年度内容】広島地域及び備後地域の公害防止計画を推進。

(2) 環境保全協定の締結及び監視

ア 環境保全協定の締結及び監視 [環境保全課]

県は県内主要企業 14 社と環境保全協定等を締結しており、その遵守状況の確認等を行っています。

【平成 29 年度実績・平成 30 年度内容】協定内容の確認調査、設備の新增設・変更時の事前指導、排出状況の常時監視、緊急時の対応要請などを行い、協定工場における協定の遵守状況の確認等を実施。

(3) 公害紛争処理の推進

ア 公害苦情相談 [環境保全課]

県及び市町に、公害紛争処理法に基づく公害苦情処理事務担当職員を 221 人（うち公害苦情相談員 121 人）配置し、公害苦情事案について、連携して調査・指導を行い、迅速かつ適正な解決を図っています。

【平成 29 年度実績・平成 30 年度内容】市町と連携を図りながら、県内の公害苦情事案処理を行い、公害苦情事案の迅速かつ適切な処理を促進。《詳細は、「広島県環境データ集」参照》

イ 広島県公害審査会の設置 [環境政策課]

公害に係る紛争について、広島県公害審査会において、あっせん、調停及び仲裁を行っています。

【平成 29 年度実績】新規事件受付件数 1 件（調停）、継続事件件数 2 件（調停）

【平成 30 年度内容】新規事件受付件数 2 件（調停）、継続事件件数 1 件（調停）

(4) 市町に対する支援

ア 権限移譲市町に対する支援 [環境保全課]

環境法令に関する権限移譲を行った市町に対して、研修等による技術的支援を行っています。

【平成 29 年度実績】新任及び分野別研修を 4 回実施

【平成 30 年度内容】新任及び分野別研修を 4 回実施

2 環境汚染事案への対応

【現状と課題】

環境の状態を把握し、汚染が認められた場合には速やかに対策を講じるため、常時監視測定局等における監視・測定を着実に実施するとともに、未規制化学物質など新たに発生する問題にも対応できるよう、監視体制を充実していく必要があります。

【環境の状態等を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 (H27)	現状値 (H29)	目標値 (H32)	目安※1	指標の 達成率	進捗 状況
環境保全課	水質事故発生件数	件	171	152	現状より 減少させる	171	112.5%	目標どお り達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

【取組状況】

(1) 環境汚染事故時における適切な対応

ア 水質汚染事故の対応 [環境保全課]

水質汚染事故が発生した場合、人の健康又は生活環境への被害等を防止するため、「広島県危機対策運営要領（水質汚染事故）」に基づき、河川管理者、市町、消防等と連携して速やかに対応しています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】水質汚染事故に対し、河川管理者、市町、消防等との連携により、現地調査、水質検査、原因物質の回収作業等により被害の拡大防止を図るとともに、原因者に対して、再発防止を指導。平成29年度は、県に通報のあった水質汚染事故発生件数は、小規模なものを含めて152件。このうち、公共用水域へ影響のあったものは、119件。

また、県環境情報サイト「エコひろしま」等により事故防止の注意喚起を行うとともに、県地方機関及び市町の担当者等を対象に迅速・円滑な初動対応や資質向上を目的とした研修・訓練を実施。

イ 大気監視テレメータシステムの運用 [環境保全課]

大気監視テレメータシステムにより県内の大気環境の状況を把握しています。また、光化学オキシダント注意報等発令状況などの最新情報を県民、市町に迅速に提供しています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】大気監視テレメータシステムにより、大気環境データの収集、処理及び加工等を行い、県内の大気環境の状況を把握。また、県ホームページの充実により、環境情報を県民等に分かりやすく提供するとともに、大気測定データの速報値や光化学オキシダント注意報等発令状況を迅速に情報提供。

※ 関連事業：モニタリング調査の普及（P89）

(2) 生活環境中の放射能の測定

ア 生活環境中の放射能濃度等の測定 [環境保全課]

福島第一原子力発電所で発生した原子力災害による影響を把握するため、生活環境中の放射能濃度等の測定を実施しています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】県内5か所のモニタリングポストで、大気中の放射線量率を24時間連続して監視。

水質の緊急分析に助っ人登場 ～迅速前処理カートリッジ～

事故等で汚染物質が河川等へ流出した場合、早急に汚染状況を把握することが重要ですが、水質検査には時間がかかることから、検査時間の短縮が課題となっていました。

この課題を解決するため、県立総合技術研究所保健環境センターは、従来の方法に比べ検査時間を大幅に短縮できる「迅速前処理カートリッジ」を開発し、2017年（平成29年）には、分析機器メーカーにより製品化・発売され、全国で使用可能となりました。

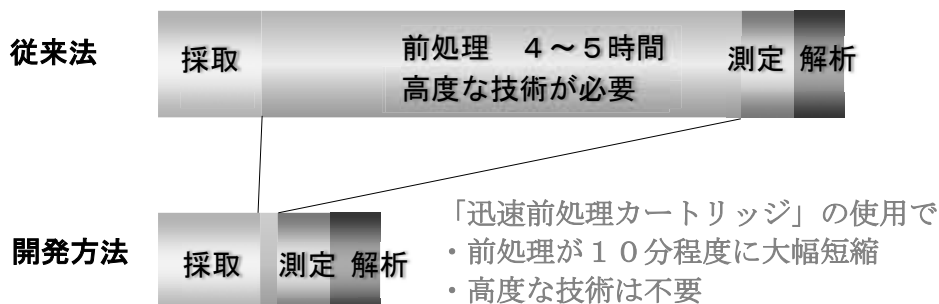


「迅速前処理カートリッジ」

□何ができるの？

水質検査には、現場から採取した汚染水を分析機器で測定できる状態にする「前処理」という工程があり、迅速前処理カートリッジで、水に溶けている化学物質の前処理をすることができます。これまでは、前処理に4～5時間以上の時間がかかっていましたが、「迅速前処理カートリッジ」を使用することで、高度な技術を必要とせず、前処理時間を10分程度に大幅短縮し、汚染の有無を速やかに把握できるようになりました。

汚染水の分析工程



※この技術は、平成28年3月に特許登録されています。（特許第5896305号）

□どんな物質に使えるの？

水に溶けた多くの有機化学物質の前処理に使えます。有機化学物質とは、主に炭素、酸素、水素で構成された物質で、農薬や環境ホルモンなど様々な物質があります。

□お問い合わせ先



広島県立総合技術研究所 保健環境センター 環境研究部

TEL 082 (255) 7131

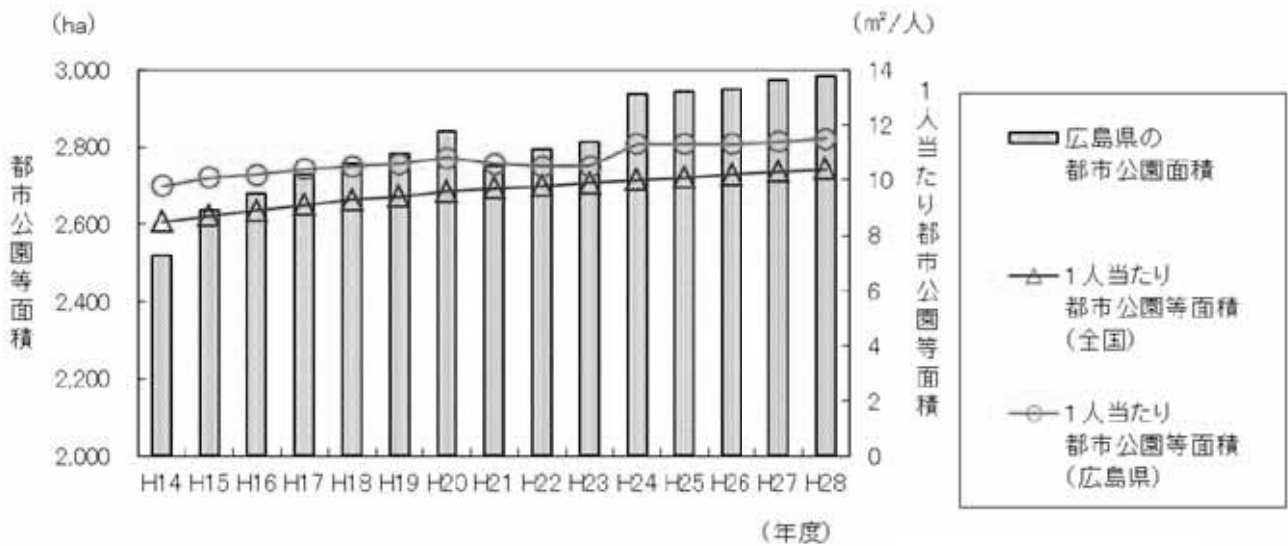
3 身近な緑地環境等の保全

【現状と課題】

農山村地域等は、²⁴里山、水田・畑などの農用地や集落などで構成される多様な環境が存在し、その中で多くの生物が生息していますが、過疎化・高齢化の進行により、里山・農用地等の有する環境保全機能の維持が困難な地域も発生しています。

一方、都市域及び都市近郊では、地域住民の良好な生活環境の維持に資する自然環境の保全を図るとともに、公園や緑地、街路樹等の整備・保全等により、安らぎのある快適な生活空間を創造していく必要があります。

図表 3-4-3 ²⁵都市公園等面積及び1人当たり都市公園等面積



資料：県下水道公園課

図表 3-4-4 緑地環境保全地域数及び面積（平成30年4月1日現在）

区分	地域数	総面積 (ha)
緑地環境保全地域	22	818

資料：県自然環境課

【環境の状態等を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

担当課	指標項目 (内容)	単位	基準年度値 (H26)	現状値 (H29)	目標値 (目標年度)	目安 ※1	指標の達成率	進捗状況
自然環境課	緑地環境保全地域面積	ha	818	818	現状を維持 (H32)	818	100%	目標どおり達成
下水道公園課	1人当たり都市公園等面積	m²/人	11.3 (H25)	11.5 (H28)	設定なし	—	—	—

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

24 里山：市街地等で従来から林産物の栽培、肥料、炭の生産等に利用されてきた森林。近年身近な自然として評価されているが、所有者による維持管理が困難な状況となっている場合も多い。

25 都市公園：都市公園法第2条で定義されたもので、国が設置する国営公園と、地方公共団体が設置する街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園等の都市公園がある。

【取組状況】

(1) 身近な緑地の保全

ア 緑地環境保全地域の指定等 [自然環境課]

「自然環境保全条例」に基づく緑地環境保全地域を指定し、市街地やその周辺地域の緑地等の保全を図っています。《緑地環境保全地域指定状況は、「広島県環境データ集」参照》

【平成29年度実績・平成30年度内容】 県内22か所の緑地環境保全地域の保全を推進。

(2) 身近な緑地の整備

ア 植樹帯などによる道路緑化 [道路企画課, 道路整備課]

【平成29年度実績・平成30年度内容】 緑に恵まれた快適な環境が身近な空間に創出されるよう、道路改良の際、植樹帯や法面緑化などを必要に応じて行い、良好な道路環境の整備を推進。

イ 都市公園事業 [下水道公園課]

都市公園の整備や都市における緑化の推進により、都市環境を改善するとともに、自然的環境を創出し、快適で潤いのある生活環境の形成を図っています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】 平成29年度は龍王山総合公園（東広島市）等、7箇所公園整備を実施。

ウ 街路事業 [都市計画課]

【平成29年度実績・平成30年度内容】 街路樹の植栽などによる道路緑化、法面における自然植生の回復などを必要に応じて行い、良好な道路環境の整備を推進。

(3) 身近な農地・農業用施設の保全

ア 中山間地域等直接支払事業 [農業基盤課]

農用地の持つ水源涵養^{かん}などの公益的機能の維持を図るため、農業生産条件の不利な中山間地域等を対象として、集落等を単位とする農業生産活動を推進し、耕作放棄の原因となる農地生産条件の不利性を補正する直接支払を実施しています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】 平成27年度から5年間の第4期対策を開始しており、持続的な農業生産活動を推進。平成29年度は協定面積21,076haに対し、2,046,940千円を交付。

イ 農業・農村多面的機能支払事業 [農業基盤課]

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮のための地域活動や、道水路及び農村環境の適切な保全活動を支援することにより、持続的な農業生産活動を通じた農地の公益的機能を維持しています。

【平成29年度実績】 農地維持838組織(18,838ha), 554,343千円, 資源向上(共同活動)576組織(15,323ha), 293,065千円及び資源向上(長寿命化)133組織(6,403ha), 250,221千円を交付。

【平成30年度内容】 協定面積を拡大して実施予定。

ウ 農薬適正使用推進対策事業 [農業技術課]

農産物の安全性向上や農薬による危害を防止するため、農薬販売者及び農薬使用者等に対する講習会の開催や農薬取締法に基づく立入検査権限を持つ市町とともに検査等を実施しています。また、農薬使用者等に対し、農薬に関する正しい知識の普及を行っています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】平成29年度実績は危害防止講習会（県内5会場、490人）、立入検査（131箇所、うち指導件数23）を実施。（注）立入検査件数は、権限移譲市町分を含む。

エ 農業生産資材総合対策事業 [農業技術課]

肥料生産・販売の取締指導を行うとともに、土壌機能促進に係る地力増進制度の普及啓発による地力の維持・増進に取り組んでいます。

【平成29年度実績・平成30年度内容】「肥料取締法」に係る取締指導等を実施。平成29年度は肥料登録申請・届出（65件）を受付。（注）受付件数は、平成29年1月から12月までの実績であり、肥料販売業務に係る権限移譲市町分を含む。

4 優れた景観等の保全と創造

【現状と課題】

本県は中国山地の自然美、瀬戸内の多島美、水とみどり豊かな田園景観、歴史と伝統に彩られた活力ある都市景観などを有しており、こうした優れた景観を県民共有の財産として守り育て、次の世代に引き継いでいくことが求められています。

県では、平成3年に「ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例（県景観条例）」を制定し、景観指定地域や大規模行為届出対象地域の指定など、良好な景観形成に努めてきました。平成16年には「景観法」が制定されたことから、市町が景観行政団体となり、主体的に景観行政を推進するよう取り組んでいます。

また、県内の数々の文化遺産のうち、国・県・市町の文化財に指定・選定・登録された数は約3,000件、周知の埋蔵文化財包蔵地が約18,000件あり、いずれも全国的に件数の多い県になっています。この貴重な文化遺産を、県民共有の財産として保存し次世代に継承するとともに、県民の文化の向上に資するため、整備・活用を進めることが求められています。

図表 3-4-5 「県景観条例」に基づく景観指定地域（7市町）

名称	区域	種類	指定年月日
宮島・大野 景観指定地域	廿日市市（旧宮島町、旧大野町の区域） ※H28.4.1 県景観条例の届出事務を適用除外	旧宮島町：景観モデル地域 旧大野町：景観形成地域	H3.12.25
新広島空港周辺 景観指定地域	三原市（旧本郷町、旧大和町の区域）及び東広島市（旧河内町の区域）	全域：景観形成地域	H4.4.1
西中国山地国定公園 周辺景観指定地域	廿日市市（旧吉和村の区域）、安芸太田町（旧筒賀村、旧戸河内町の区域）及び北広島町（旧芸北町の区域） ※廿日市市域については、H28.4.1 県景観条例の届出事務を適用除外	全域：景観形成地域	H5.2.10
西瀬戸自動車道 景観指定地域	尾道市（旧御調町を除く区域）	全域：景観形成地域	H5.4.1
安芸灘架橋 景観指定地域	呉市（旧蒲刈町、旧下蒲刈町、旧川尻町、旧豊浜町、旧豊町の区域） ※H28.4.1 県景観条例の届出事務を適用除外	全域：景観形成地域	H6.4.1

資料：県環境保全課

図表 3-4-6 「県景観条例」に基づく大規模行為届出対象地域

竹原市，三原市（旧本郷町，旧大和町を除く区域），府中市（旧上下町を除く区域），庄原市（旧口和町，旧比和町，旧総領町を除く区域），大竹市，東広島市（旧福富町，旧河内町を除く区域），安芸高田市（旧八千代町の区域），江田島市，府中町，海田町，熊野町，坂町，大崎上島町，神石高原町（旧豊松村，旧三和町の区域）
 ※H19.10.1（三次市），H20.3.1（呉市），にそれぞれの市景観計画区域となったことに伴い，県景観条例の届出事務を適用除外

資料：県環境保全課

図表 3-4-7 「景観法」に基づく景観行政団体（ ）は，景観行政団体となった日

広島県（H16.12.17），広島市（H16.12.17），福山市（H16.12.17），三次市（H17.4.1），尾道市（H17.8.1），呉市（H17.10.1），廿日市市（H21.7.15）

資料：県環境保全課

【環境の状態等を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値（H26）	現状値（H29）	目標値（目標年度）	目安※ ₁	達成率	進捗状況
環境保全課	景観計画策定市町数	市町	5	6	増加を図る（H32）	5	120.0%	目標以上達成

※1 目安は，目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

【取組状況】

（1）市町主体の景観行政の促進

ア 市町主体の景観施策の促進 [環境保全課]

地域の特性を活かしたまちの景観整備が進められるよう，まちづくりの主体である，市町による景観行政の一層の促進を図っています。

【平成 29 年度実績・平成 30 年度内容】市町担当者の事例研修の実施や，広島県景観会議の運営を支援。また，「市町景観計画策定の手引き」を活用し，景観法に基づき，市町が自然的，社会的特性に応じて景観計画を策定するよう働きかけるなど，市町主体の景観施策を促進。

（2）自然景観の保全

ア 県景観条例に基づく届出制度の運用 [環境保全課]

「県景観条例」に基づき，景観指定地域や大規模行為届出対象地域を指定して，大規模建築物の建設や造成行為等の届出指導を行っています。

【平成 29 年度実績・平成 30 年度内容】良好な景観の保全等のために届出制度による指導を実施。平成 29 年度の大規模行為等の届出実績 219 件。

イ 道路環境整備事業 [都市計画課]

良好な街並み景観の創造と道路空間の有効利用を図るため，無電柱化に係るガイドラインに基づく電線類の地中化などを行うことにより，優れた景観の形成を図っています。

【平成 29 年度実績・平成 30 年度内容】平成 29 年度は高小路線（庄原市）他 1 路線において，電線類の地中化を実施。平成 30 年度も継続して，同路線において実施予定。

ウ 広島港色彩計画に基づく協議 [港湾漁港整備課]

広島港において、統一感のある良好な景観を創出することで、誰もが行ってみたい、愛着の持てる港空間創りを図るため、広島港色彩計画に基づき、建物の新設や外観の変更等を行う者と協議を行っています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】良好な景観の創出のために協議制度を活用。

(3) 文化的景観の保全

ア 指定文化財の管理及び保存・修理 [文化財課]

所有者等が実施する保存修理事業等に要する経費の一部を助成するとともに、国指定文化財の防災設備保守点検、雪降ろし等に要する経費の一部を助成し、指定文化財の適切な保存と管理を推進しています。

(ア) 国指定文化財保存事業

国指定文化財の保存修理・防災施設設置事業に対し助成します。

【平成29年度実績・平成30年度内容】平成29年度は重要文化財竜山八幡神社本殿（北広島町）など7件の保存修理事業に対し助成。平成30年度は7件の助成を予定。

(イ) 県指定文化財保存事業

県指定文化財の保存修理事業等に対し助成しています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】平成29年度は県重要文化財須佐神社（三次市）など11件の保存修理事業に助成。平成30年度は3件の助成を予定。

(ウ) 指定文化財管理事業

国指定文化財の防災設備保守点検、雪降ろし等に対し助成しています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】平成29年度は国宝不動院金堂（広島市）など32件の防災設備保守点検事業等に対し助成。平成30年度は33件の助成を予定。

イ 歴史的文化遺産の継承と活用 [文化芸術課・文化財課]

県内の国・県指定文化財等の保存と活用を図るため、インターネット等を通じて文化財情報の公開や県所有の文化財を公開しています。

(ア) 文化財ホームページ [広島県の文化財] の公開活用

国・県指定文化財の所在地や内容、写真等の情報を紹介し、指定文化財の公開活用を推進しています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】新指定文化財情報など文化財に係る情報を適宜追加。

(イ) 縮景園・みよし風土記の丘（浄楽寺・七ツ塚古墳群）の公開活用

広島を代表する名勝縮景園や県北の古墳文化を象徴する史跡浄楽寺・七ツ塚古墳群を公開し、広島県の歴史と文化に関する学習機会を提供しています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】利用促進と学習支援の充実を図るために縮景園、浄楽寺・七ツ塚古墳群の環境整備や茶会等の行事を実施。平成29年度の見学者数は、縮景園が約30.2万人、浄楽寺・七ツ塚古墳群が約10万人。

ウ 埋蔵文化財の保護 [文化財課]

埋蔵文化財の保護（保存と活用）を図るため、「広島県遺跡地図」を活用して埋蔵文化財包蔵地を周知するとともに、開発事業との調整により、埋蔵文化財の現状保存あるいは記録による保存を図っています。

(ア) 県内遺跡詳細分布調査事業

開発事業地内等の埋蔵文化財の有無について確認する踏査，試掘調査を実施するとともに，埋蔵文化財保護と開発事業との調整を行っています。

【平成 29 年度実績】 一般国道 183 号鍵掛峠道路建伝事業など 4 事業計画地の踏査，試掘調査を実施。

【平成 30 年度内容】 一般国道 183 号鍵掛峠道路建設事業など 5 事業に伴う現地踏査，試掘調査及び市町への支援を実施予定。

(イ) 遺跡地図の公開・活用

「広島県遺跡地図」を公開・活用し，埋蔵文化財の一層の保護を図っています。

第4節 広島豊かな「生物多様性の保全」

第1款 生態系の健全な維持管理

1 豊かな恵みを次世代へ継承する取組の推進

【現状と課題】

本県は、中国山地を形成する1,000m級の山々の北部積雪地帯とそれに続く内陸の台地、気候温暖な瀬戸内沿岸部や島しょ部からなり、その複雑な地形と多様な気候によって、豊富な生物相を有しています。一方で、県内に生息する野生生物15,314種のうち、絶滅のおそれのある野生生物として1,000種（うち19種は既に絶滅）が選定され、そのうち緊急に保護対策を要する野生生物としてミヤジマトンボなど動物7種、ヤチシヤジンなど植物4種が「野生生物の種の保護に関する条例」により、指定野生生物種等に指定されています。

こうした希少な野生生物について、生息・生育状況等の現状を把握するとともに、野生生物に関する情報の提供を行い、野生生物保護思想の普及啓発を行う必要があります。

また、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」や「野生生物の種の保護に関する条例」に基づき、野生生物の保護を進めるとともに、鳥獣保護区や野生生物保護区の指定などにより、生息・生育域の保全を図る必要があります。

一方、ニホンジカやイノシシなどの一部の野生鳥獣については、農林業への深刻な被害が生じており、また、指定野生生物種であるツキノワグマによる人身被害が発生するなど、適切な個体数管理が求められています。

また、海外から持ち込まれた外来生物が、人間の生活や生態系に大きな影響を及ぼしており、本県においてもアライグマやアルゼンチンアリ、セアカゴケグモなどの特定外来生物の生息が確認されており、生息域の拡大を防止する必要があります。さらに、昨年（H29）6月に国内で初めてヒアリが確認されており、ヒアリの侵入初期段階での徹底的な防除及び拡散を防止する必要があります。

これらの課題について、総合的かつ計画的に対策を実施するため、平成25年3月に策定した「未来へつなげ命の環！広島プラン～生物多様性広島戦略～」に基づき、生物多様性の保全及びその持続可能な利用を図ることとしています。

図表 4-1-1 絶滅のおそれのある野生生物の種の選定状況（平成23年度）

分類群	県内種数	カテゴリー別種数					選定種数
		絶滅	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧	要注意種	
種子植物・シダ植物	2,928	4	109	145	140	60	458
コケ植物	719		38	10	4	2	54
藻類	1,258		1		11	17	29
地衣植物	382	1	3	5	7		16
菌類	700			12	30		42
哺乳類	43	3	6	5	8		22
鳥類	302		8	10	14	11	43
爬虫類	16			1	3	2	6
両生類	19		1	5	4		10
汽水・淡水魚類	84	2	10	5	12	8	37
昆虫類	8,318	8	46	36	92	37	219
貝類	133	1	6	8	14	7	36
その他無脊椎動物	412		1		12	15	28
合計	15,314	19	229	242	351	159	1,000

資料：県自然環境課

図表 4-1-2 指定野生生物種等の指定状況

種名	分類	種名	分類
ツキノワグマ	哺乳類	ヒメシロチョウ	昆虫類
アビ類 (シロエリオオハム, オオハム, アビ)	鳥類	ミズニラ (シナミズニラを含む。)	シダ類
ダルマガエル	両生類	オグラセンノウ	種子植物
スイゲンゼニタナゴ	淡水魚類	ツルマンリョウ	〃
カワシンジュガイ	陸淡水産貝類	ヤチシャジン	〃
ミヤジマトンボ※	昆虫類	計11種類 (※は特定野生生物種。)	

資料：県自然環境課

図表 4-1-3 野生鳥獣による農作物被害額 (単位：百万円)

区分	H24	H25	H26	H27	H28	H29
イノシシ	394	351	307	298	289	302
シカ	48	55	50	42	35	33
サル	19	13	12	8	11	8
その他獣類	15	11	11	9	9	12
鳥類	68	47	93	56	53	52
計	544	477	473	413	397	408

資料：県農業技術課

【環境の状態等を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

担当課	指標項目(内容)	単位	基準年度 (H28)	現状値 (H29)	目標値 (目標年度)	目安※1	指標の 達成率	進捗 状況
自然環境課	鳥獣保護区面積	ha	58,506	58,506	57,343 (H34)	58,312	100.3%	目標どおり 達成
自然環境課	レッドデータブック ひろしま掲載数	種	—	1,000	設定なし	—	—	—
自然環境課	生物多様性に関する 講習会等への参加人数	人/年	1,964 (H25)	5,239	3,000 (H29)	—	174.6%	目標以上 達成
自然環境課	ツキノワグマ年間除 去頭数	頭/年	—	105※2	80以内※2 (H29)	—	76.2%	(※注)
自然環境課	イノシシ年間捕獲頭 数	頭/年	27,571	25,416※3	30,000 (H34)	27,976	90.8%	概ね達成
自然環境課	ニホンジカ年間捕獲 頭数	頭/年	—	10,668※3	設定なし	—	—	—

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

※2 広島県、島根県、山口県の合計

※3 速報値

(※注)「ツキノワグマ年間除去頭数」については、出没件数の増加や人身被害などによりクマ保護に対する理解を得ることが困難な状況が続いたことから増加した。

<H29 除去頭数の内訳> 広島 (32 頭), 島根 (63 頭), 山口 (10 頭) 計 105 頭

【取組状況】

(1) 生物多様性の保全活動の推進

ア 広島県生物多様性保全推進事業 [自然環境課]

生物多様性の保全を図るためには様々な主体が連携した継続的な取り組みが求められます。このため、県内の野生生物の現況調査や希少種保護団体への活動支援を実施しています。

【平成 29 年度実績・平成 30 年度内容】県内の野生生物の現況を把握するための調査を実施。ヒョウモンモドキ保全地域協議会及び芦田川水系スイゲンゼニタナゴ保全地域協議会への参画。

イ 八幡湿原自然再生事業 [自然環境課]

西中国山地国定公園の八幡湿原地域は、乾燥化が進みつつあるため、損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的として、自然再生事業を行っています。

【平成 29 年度実績・平成 30 年度内容】八幡湿原自然再生協議会等との連携により、再生整備後の再生状況の経過観察や環境学習への活用を促進。ニュースレターの発行。年間を通じて自然再生地での地下水位を観測しデータを分析。

ウ 愛鳥週間ポスター募集 [自然環境課]

鳥獣保護の意識啓発のため、小学生、中学生、高校生を対象に愛鳥週間のポスターを募集し表彰しています。

【平成 29 年度実績・平成 30 年度内容】ポスターを募集し、鳥獣保護の意識啓発を実施。

平成 29 年度愛鳥週間ポスター特選（平成 28 年度募集分）



エ 道路改良により生じる法面の自然植生の回復 [道路企画課, 道路整備課]

【平成29年度実績・平成30年度内容】道路法面の緑化については、生態系への影響などを考慮して、周辺の植物を用いた植栽や在来種による植生を実施。

(2) 野生生物の現状の把握及び対策の推進

ア ミヤジマトンボの生息環境の整備 [自然環境課]

緊急に保護を要する種として「野生生物の種の保護に関する条例」において唯一「特定野生生物種」に指定されているミヤジマトンボの絶滅を回避するため、生息環境を整備するとともに、幼虫の人工孵化・飼育を行っています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】専門家、関係機関で構成するミヤジマトンボ保護管理連絡協議会において、生息地の環境整備等について検討し、生息環境の整備（獣害防止柵の設置、潮汐湿地への水路確保等）及び絶滅リスク分散のための生息域外保全（人工孵化・幼虫飼育）を実施。また、新生息地創出に取り組む。

イ 外来生物の生息域の拡大防止 [自然環境課]

外来生物による生態系のかく乱及び農業被害・生活被害の防止に努めています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】「アルゼンチンアリ対策広域行政協議会」において情報交換を行うことにより市町の自主的な防除の取組を促進。また、セアカゴケグモ及びヒアリの防除等に係る指導を実施。

ウ 公共事業や開発事業における野生生物に対する配慮 [道路企画課, 道路整備課]

【平成29年度実績・平成30年度内容】規模の大きな事業等を進める際、環境アセスメントを行い、猛禽類等、レッドデータブックに記載されている希少種等を調査し、存在が確認された場合には、生育環境等を勘案してルート等を決定。

(3) 人と野生鳥獣の調和的共存の推進

ア 特定鳥獣保護管理計画の推進 [自然環境課]

イノシシとニホンジカについては、農林作物の被害が高止まりした状態であるなど、人の生活や経済活動と野生動物との軋轢の解消を図るため、適切な管理（個体数調整を含む。）が求められています。

ツキノワグマについては、人身被害の防止を図りつつ、西中国山地に生息する地域個体群の保護管理を山口県・島根県とともに3県共同で実施しています。

【平成29年度実績】ニホンジカの生息状況調査（糞塊密度調査）、出没の予測や住民等への注意喚起を行うためのツキノワグマの餌食物である堅果類の豊凶調査、ツキノワグマの生態等に関する正しい知識と人身被害を回避するための知識の習得に係る学習会を実施。

【平成30年度内容】職員研修を実施。人と野生動物の調和的共存を図るため、科学的なデータに基づいた総合的な野生動物の保護管理を推進。

イ クマレンジャー事業 [自然環境課]

クマ出没地域周辺のパトロール等を実施することにより、ツキノワグマの里山への定着化を防止し、人身被害発生の危険性を軽減します。

【平成29年度実績・平成30年度内容】クマ出没地域周辺のパトロール等を実施。

ウ ツキノワグマの対策協議会の運営 [自然環境課]

保護管理対策を円滑に実施するため、県と関係市町で構成する「県ツキノワグマ対策協議会」で、保護管理対策を検討・実施するとともに、ツキノワグマによる人身事故被害者への見舞金制度による支払いを実施しています。

【平成 29 年度実績・平成 30 年度内容】構成 11 市町とともに、保護管理対策について検討・実施。

エ 鳥獣保護区等の設定 [自然環境課]

狩猟による鳥獣の捕獲を禁止し、その安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全・管理及び整備するため、第 12 次鳥獣保護管理事業計画に基づき、鳥獣保護区等を設定しています。

【平成 29 年度実績】鳥獣保護区（99 か所 58, 506ha）。

【平成 30 年度内容】鳥獣保護区（99 か所 58, 506ha）。

ヒアリについて

< コラム >

□ ヒアリとは？

南米原産のヒアリは、攻撃性が強く、刺されると体質によってはアナフィラキシー症状を起こす可能性があるなど人体にとって危険を及ぼすとともに、在来のアリ類を駆逐してしまうなど生態系への影響が懸念されており、外来生物法に基づく「特定外来生物」に指定されています。

○ヒアリ

- 体長2.5mm～6.0mm
- 全体的に赤茶色。腹部は濃い赤色で黒っぽく見える。
- お尻の毒針で積極的に刺す。



【環境省】

□ 国内でのヒアリの確認状況は？

平成 29 年 6 月に国内（兵庫県尼崎市）で初めてヒアリが確認され、これまでに 13 都府県 33 事例確認されています（H30.8.13 現在）。

広島県では、平成 29 年 8 月・11 月、平成 30 年 8 月にヒアリが確認されました。

□ ヒアリはどうやって日本にくる？

中国・台湾などのヒアリ定着国からの定期コンテナ航路などの物流によって、これまで日本では多くヒアリが確認されています。日常的にヒアリの侵入リスクがあります。



□ ヒアリに刺されたら・・・

- ヒアリと疑わしいアリを発見した場合、素手で触らないようにしてください。
- 万が一ヒアリに刺された場合、強い激しい痛みや腫れを感じます。
- 異常を感じたら、すぐに医療機関でアリに刺された旨を伝えて受診してください。

□ ヒアリと疑わしいアリを発見した場合の連絡先

次のいずれかに、問い合わせてください。

環境省 ヒアリ相談ダイヤル （ • 受付時間：午前 9 時から午後 5 時まで • 受付曜日：月・水・金・土・日・祝 〔ただし 12 月 29 日～1 月 3 日除く〕 ※7 月～9 月は毎日対応可能 ）	0570-046-110 IP 電話からは、06-7634-7300
広島県 自然環境課 野生生物グループ	082-513-2933 kanshizen@pref.hiroshima.lg.jp
各市町 外来生物担当課	—

第2款 自然資源の持続可能な利用

1 多様な生態系を守り育む自然公園等の保全対策の推進

【現状と課題】

(1) 自然公園等の指定

我が国を代表する優れた自然の風景地である国立公園やそれに準ずる地域である国定公園は「自然公園法」に基づき国より指定されています。また、都道府県を代表する優れた自然の風景地である県立自然公園は条例に基づき県知事が指定しています。これらの自然公園においては、生物多様性の確保など自然環境の保護を図るとともに、自然とのふれあいの場として適正な利用を推進しています。自然公園の保護と利用を適正に行うため、それぞれの公園ごとに公園計画が定められています。

県内には、瀬戸内海国立公園、比婆道後帝釈国定公園、西中国山地国定公園及び6箇所の県立自然公園があり、それらの面積は県土の約4%を占めています。

また、このほかに、県内の優れた自然環境の保全を図るため、「自然環境保全条例」に基づき「自然環境保全地域」等の指定を行っています。《自然公園等指定状況は、「広島県環境データ集」参照》

図表 4-2-1 自然公園の面積（平成30年4月1日現在）

区 分	箇所数	総面積 (ha)	特別地域		普通地域
				うち特別保護地区	
国立公園	1	10,685	7,569	203	3,116
国定公園	2	20,731	20,731	692	—
県立自然公園	6	6,441	6,441	—	—
計	9	37,857	34,741	895	3,116

資料：県自然環境課

図表 4-2-2 県自然環境保全地域等の地域数及び面積（平成30年4月1日現在）

区 分	地域（区）数	総面積 (ha)
県自然環境保全地域	27	2,054（特別地区1,248、普通地区806）
緑地環境保全地域	22	818
自然海浜保全地区	19	17（陸域面積）
計	68	2,889

資料：県自然環境課

(2) 自然とのふれあいの増進

自然公園等の利用者は、世界遺産に登録されている宮島などの好影響を受け国立公園では増加していますが、施設の老朽化や利用者ニーズの多様化などにより、その他の地域は概ね横ばい、又は、減少傾向にあります。《自然公園等位置図は、「広島県環境データ集」参照》

1 自然公園：自然公園法に基づき、優れた自然の風景地を保護し利用することを目的として地域を指定する公園制度。国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の3種類がある。

2 自然環境保全地域：自然環境の適正な保全を総合的に推進するため、「自然環境保全法」や都道府県条例により定められた地域。高山性植物の自生地、すぐれた天然林、湿原等の特異な地質・地形などを主たる保全対象とし、これと一体をなす自然環境で保全の必要性の高い地域。

図表 4-2-3 自然公園等の利用者数 (単位：千人)

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
国 立 公 園	6,870	6,922	7,186	7,732	8,032
国 定 公 園	1,144	1,172	1,118	1,039	995
県 立 自 然 公 園	631	518	513	503	521
県 民 の 森	152	149	128	113	122
もみのき森林公園	195	176	177	174	179
県 民 の 浜	72	59	64	64	65
中 央 森 林 公 園	283	299	315	307	295
中 国 自 然 歩 道	366	381	372	340	365
県 自 然 歩 道	45	38	37	34	36
合 計	9,757	9,713	9,909	10,305	10,610

※端数処理の関係で、合計は一致しないことがある

資料：県自然環境課

図表 4-2-4 野外レクリエーション施設等の状況 (平成 30 年 4 月 1 日現在)

区 分	規 模
県 民 の 森	1,164 ha
もみのき森林公園	400 ha
県 民 の 浜	23 ha
中 央 森 林 公 園	267 ha
中 国 自 然 歩 道	455 km
県 自 然 歩 道	125 km

資料：県自然環境課

(3) 水辺の保全・再生

河川整備においては、災害防止の観点とともに、生物の生育・育成、水の浄化等の機能を保全・創造することの重要性を認識し、自然環境や生態系の保全に配慮した多自然型工法の導入や、親水性や景観に配慮した護岸整備を進めています。

一方、県内の自然海岸は、高度経済成長期から行われた各種の開発行為等により、約 31.5%が残存するのみとなっていることから、優れた環境を有する自然海岸の保全を図るため「自然海浜保全条例」に基づき「自然海浜保全地区」に指定しています。

水質の浄化機能を有し、魚介類の産卵・成育等の場として重要である藻場・干潟についても、沿岸域の環境変化や開発行為等により減少していることから、残された藻場・干潟を保護・保全するとともに、周辺の景観や生態系などの自然環境と調和した人工海浜や離岸堤、緩傾斜護岸の整備等を行う必要があります。

また、ダム貯水池、ため池、農業用水路などの水辺は、魚、昆虫をはじめ野鳥が活動し、水生植物などを含む豊かな生物相が育まれており、地域住民の散策、レクリエーションなどの憩いの場所として、重要な役割を果たしています。《自然海浜保全地区指定状況は、「広島県環境データ集」参照》

図表 4-2-5 自然海浜保全地区数及び面積 (平成 30 年 4 月 1 日現在)

区 分	地区数	陸域面積 (ha)
自然海浜保全地区	19	17

資料：県自然環境課

【環境の状態等を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 (H26)	現状値 (H29)	目標値 (目標年度)	目安※1	指標の 達成率	進捗状 況
自然環境課	県自然環境保全地域面積	ha	2,054	2,054	現状を 維持 (H32)	2,054	100%	目標どお り達成
自然環境課	自然公園面積		37,857	37,857		37,857	100%	目標どお り達成
自然環境課	自然公園利用者数	千人	8,611	9,549	増加を図 る(H32)	8,611	110.9%	目標どお り達成
自然環境課	野外レクリエーション施 設利用者数		683	661	同程度の利用 者数を確保 (H32)	683	96.8%	概ね達成
自然環境課	自然海浜保全地区面積（陸 域）	ha	17	17	現状を維 持(H32)	17	100%	目標どお り達成
森林保全課	森林ボランティア参加数	人	69,343	74,630	80,000 (H32)	74,000	100.8%	目標どお り達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

【取組状況】

(1) 自然公園等の保全対策の推進

ア 自然公園等の保全と管理 [自然環境課]

自然的・社会的条件の変化に対し、公園計画の見直しを行うとともに、保護と利用の調和を図っています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】公園計画に基づく適正な保護・管理、自然公園指導員等による利用の適正化・事故防止、景観の維持及び利用の増進。

イ 自然公園等施設整備事業 [自然環境課]

自然公園等（国立公園、国定公園、県立自然公園、野外レクリエーション施設及び長距離自然歩道（中国自然歩道、県自然歩道））においては、地元市町、指定管理者等との密接な連携のもと、県民が自然とふれあう機会を増進するため、ユニバーサルデザインの導入や環境学習機能の強化など利用者のニーズに沿った安全で快適な利用が図られるよう適切な整備・改修を図っています。

【平成29年度実績】

公園名	事業箇所	内容
瀬戸内海国立公園	宮島	登山道安全対策
西中国山地国定公園	三段峡	歩道安全対策
比婆道後帝釈国定公園	帝釈峡	トイレ改修
野外レクリエーション施設等	県民の森	空調等設備改修
	中央森林公園（公園センター等地区、FHG地区）	門扉、空調等設備改修

※1 箇所当たりの事業費が500万円以上のものを掲載

【平成30年度内容】

公園名	事業箇所	内容
瀬戸内海国立公園	宮島	登山道安全対策
西中国山地国定公園	三段峡	トイレ改修
比婆道後帝釈国定公園	帝釈峡	トイレ改修
三倉岳県立自然公園	三倉岳	トイレ改修
野外レクリエーション施設等	もみのき森林公園	給水設備改修
	中央森林公園（公園センター等地区, F H G地区	電気設備等改修

※1箇所当たりの事業費が500万円以上のものを掲載

(2) 水辺の保全・再生

ア 自然海浜保全地区の指定等 [自然環境課]

優れた環境を有する自然海岸を自然海浜保全地区に指定し、自然海浜の保全及び適正な利用を図っています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】自然海浜保全地区（19か所）の保全と適正な利用を推進。

イ 水産基盤整備事業 [水産課]

藻場³や干潟⁴などの魚介類の産卵、幼稚魚の育成のための場づくりや、優良な漁場を構成するとともに、海底に堆積したゴミを除去して漁場環境を保全することにより、漁場生産力の向上を図っています。

【平成29年度実績】藻場の造成（広島県，呉市4.0ha），海底の清掃（広島市，呉市21.49km²）を実施。

【平成30年度内容】藻場の造成（広島県4.4ha），海底の清掃（広島市，呉市8.9km²）を実施。

ウ 多自然川づくり [河川課]

水生生物・水生植物の維持・回復に配慮した工法の採用等により、自然環境に配慮した河川の整備を進めています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】国兼川（庄原市）において、生物環境調査結果を踏まえた設計を基に用地測量を実施。引き続き、地域の状況を考慮した工法により整備を促進。

エ 美しい川づくり [河川課]

猿猴川は、広島駅を利用して広島を訪れた方が最初に目に触れる河川であり、この周辺は「広島らしさ」を発信する絶好のエリアです。そこで、広島駅周辺地区の水辺を、水の都の玄関口にふさわしい広島の象徴的な空間とするため、県と広島市が連携して「美しい川づくり」に取り組んでいます。

【平成29年度実績】河川環境の改善効果等を検証するためのモニタリング調査・解析を実施した。

【平成30年度内容】河川環境の改善効果等の経過観察を行う。

3 藻場：沿岸浅海域で、大型の海藻や海草が濃密に繁茂し群落を形成している場所。魚の産卵や生育の場として重要な役割を果たしている。

4 干潟：干潮時に現れる砂泥質の平坦な場所。プランクトンなどの微生物や多種多様な生物の生息の場となり、海水を浄化する機能がある。水鳥の飛来場所にもなっている。

オ 放置艇の解消 [港湾振興課]

平成 34 年度末までに県内の放置艇を解消することを目標に掲げる基本方針を策定し、プレジャーボート等の係留保管の適正化により、秩序ある公有水面の利用を図っていきます。

【平成 29 年度実績】「放置艇解消のための基本方針」を策定。

【平成 30 年度内容】実態調査を行い、現場ごとの対策やスケジュールを定める地区別実施計画を作成。

カ 港湾環境整備事業 [港湾漁港整備課]

港湾のアメニティを高め、人々が集い、賑わい、やすらぐ場とするため、緑地などの環境整備を行っています。

【平成 29 年度実績・平成 30 年度内容】広島港で整備した干潟のモニタリングを実施。

2 瀬戸内海の総合的な環境保全・創造施策の推進

【現状と課題】

高度経済成長期に、工場排水や生活排水などにより悪化した瀬戸内海の水質環境は、これまでの規制措置により危機的な状況は脱したものの、近年は横ばいの状況にあります。

本県の藻場・干潟についても、沿岸域の環境変化や開発行為等により減少傾向でしたが、藻場等の造成や海底の堆積物除去などにより、近年は横ばいの状況にあります。

自然海岸については、約 31.5%が残存するのみで、全国の 53.1%に比べ少なくなっています（平成 8 年時点。環境庁第 2 回～第 5 回自然環境保全基礎調査より）。

今後の瀬戸内海の環境施策においては、従来の規制を中心とした保全型施策の充実に加え、失われた自然や自然のもつ機能をどのように回復していくかという視点で、地域の特性に応じた新たな環境修復・創造施策を展開していくことが求められています。

【環境の状態等を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 (H26)	現状値 (H29)	目標値 (目標年度)	目安 ※1	指標の 達成率	進捗 状況
水産課	アマモ場、ガラモ場等の造成面積※2	ha	9.1※3	18.2	28.2※4 (H32)	18.7	97.6%	概ね達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

※2 この造成面積は、県が造成した面積（市町が造成した面積は含んでいない。）

※3 平成 23 年度～平成 25 年度の累計

※4 平成 23 年度～平成 32 年度の累計

【取組状況】

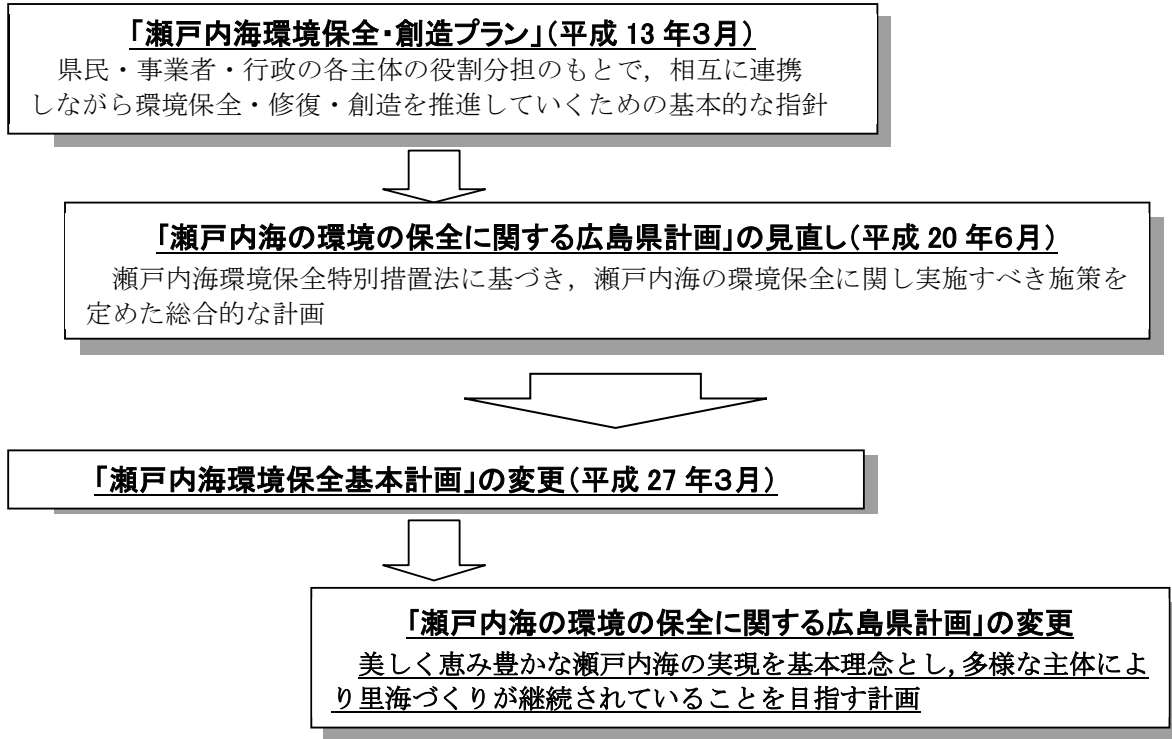
(1) 瀬戸内海の環境保全の推進

ア 環境保全・創造施策の推進 [環境保全課]

「瀬戸内海環境保全・創造プラン」及び「瀬戸内海の環境の保全に関する広島県計画」に掲げる各種施策を総合的に推進しています。

【平成 29 年度実績・平成 30 年度内容】瀬戸内海の環境の保全に関する広島県計画を推進するため、引き続き施策の進行状況の把握及び取りまとめを実施。平成 27 年 3 月に国基本計画が変更されたため、これを受け、平成 28 年 10 月、県計画を変更。

図表 4-2-6 【瀬戸内海環境保全・創造施策の展開】



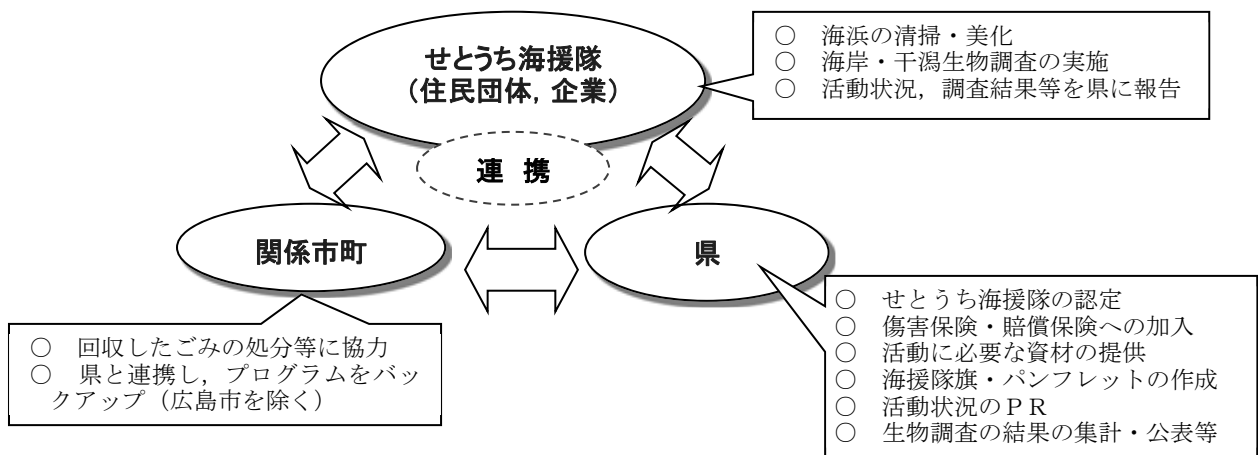
資料：県環境保全課

イ セとうち海援隊支援事業 [環境保全課]

海浜における環境保全活動（海浜清掃・美化及び海岸・干潟生物調査）を実施する団体等を「せとうち海援隊」として認定し、活動に対し、①傷害保険、賠償保険への加入、②活動に必要な資材の提供、③活動状況のPR等により支援しています。

【平成 29 年度実績・平成 30 年度内容】市町と連携しながら、傷害保険への加入、活動状況のPR等によりせとうち海援隊の活動を支援。（平成 29 年度末の認定団体：36 団体）

図表 4-2-7 セとうち海援隊制度における各団体の役割



ウ モニタリング調査の普及 [環境保全課]

瀬戸内海の水環境について、現在の化学的な調査に加えて、地域住民による「瀬戸内海の海岸生物調査マニュアル」を用いた生物調査を実施し、生物指標により評価し、地域住民を主体としたモニタリング調査等普及・啓発を図りました。

【平成 29 年度実績】地域住民の生物調査等を支援するとともに、調査リーダーを育成するための講習会及び観察会を沖美ふれあいセンター及び岸根海岸で実施。

エ 「瀬戸内海環境保全知事・市長会議」、「(公社)瀬戸内海環境保全協会」への参画 [環境保全課]

関係府県・市・漁協・環境保全団体と連携して瀬戸内海の総合的な環境保全対策、瀬戸内海再生のための取組等を行っています。

【平成 29 年度実績】瀬戸内海の共通課題等に係る協議検討、瀬戸内海の環境保全・再生に関する国への要望や、「里海づくり」支援事業・調査研究などを実施。

【平成 30 年度内容】引き続き、関係府県等と連携して広域的な取組を推進。

※ 関連事業：下水道の整備促進 (P54)、農業・漁業集落排水処理施設の整備促進 (P55)、浄化槽の整備促進等 (P55)、排水規制等の実施 (P56)、水産基盤整備事業 (P86)、放置艇の解消 (P87)、港湾環境整備事業 (P87)

第5節 環境負荷の少ない社会を支える「人づくり・仕組みづくり」

第1款 環境学習・環境活動の推進

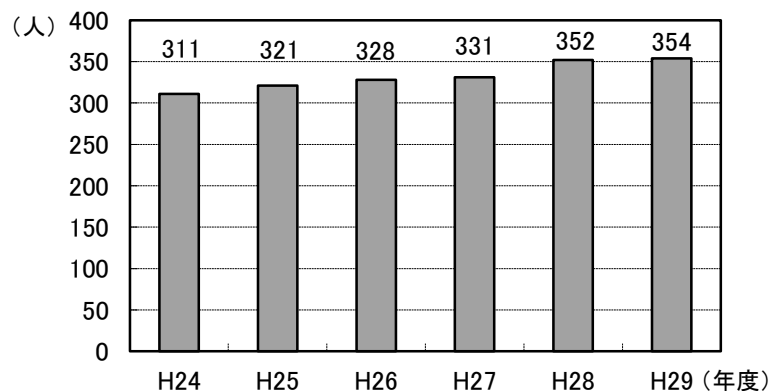
【現状と課題】

社会のあらゆる場において、総合的で実践を伴う環境学習が適切かつ活発になされるよう、学校教育や社会教育での環境学習に関する取組の充実、そのための指導者の育成、拠点整備などを行う必要があります。

平成29年の学習指導要領の改訂でも、「環境に関する教育」を「現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容」の一つに掲げています。また、幼児教育の段階から、発達の段階に応じて自然体験活動など体験活動の推進を図り、環境の保全やより良い環境の創造のために主体的に行動する実践的な態度や資質、能力の育成を目指しています。平成27年度公立小・中学校における教育課程の編成・実施状況調査によると、社会や理科などでの学習に加え、総合的な学習の時間での環境をテーマとした学習が、約88%の公立小学校と約29%の公立中学校で実施されています。

県では、教職員を対象にした環境教育研修の実施や教材・プログラムの作成支援・提供を行うなど、学校における環境学習の支援を行うとともに、県民の自主的な環境保全活動に対し、適切な指導、助言を行うことができる「環境保全アドバイザー」¹等を育成しています。

図表 5-1-1 環境保全アドバイザー登録者数



資料：県環境政策課

環境保全行動に対する県民の意識は年々高まっているものの、実際の行動にはまだ十分に結びついていない状況にあり、日常における県民の自主的かつ積極的な取組を促進する必要があります。

県では、県民の自主的な環境保全活動を促進し参加機会の拡大を図るため、各地で行われている取組に関する情報提供を行うとともに、地域で緑化活動や美化活動などを行っている団体等の活動支援、環境学習講師の派遣などによる環境保全活動の拡大に向けた支援を行っていますが、今後、一層の充実を図る必要があります。

また、県民一人ひとりが、環境への負荷の少ないライフスタイルのあり方や自然の大切さに対する理解と認識を深めるため、「環境の日」ひろしま大会等を通じた環境保全思想の普及啓発に取り組んでおり、引き続き、様々な機会を通じた普及啓発を推進するとともに、県民が自主的に環境に配慮した生活・行動を選択・実行できるよう、環境保全行動等に関するさまざまな情報を各種媒体によって総合的に提供していく必要があります。

¹ 環境保全アドバイザー：地域で行われる環境学習や環境保全活動について、助言・指導を行うことができる人材。県が実施または認定する養成講座を修了した者や地球温暖化防止活動推進員のうち、希望者をアドバイザーとして登録し、地域での活動を促している（※県の独自制度で平成6年度から実施）。

【環境の状態等を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 (H26)	現状値 (H29)	目標値 (目標年度)	目安※1	指標の 達成率	進捗 状況
環境保全課	県環境情報サイト「エコひろしま」アクセス件数	千件	898	607	増加を図る(H32)	898	67.6%	未達成
環境政策課	環境学習講師の派遣者数	人/年	10	22		10	220.0%	目標以上達成
環境政策課	環境活動リーダー養成者数（累計）	人	10	119	100 (H32)	55	216.4%	目標以上達成
環境保全課	せとうち海援隊認定団体数	団体	32	36	新規認定 年1団体以上	35	102.9%	目標どおり達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

＜未達成の項目の要因と今後の対応方針＞

指標項目（内容）	目標と実績の乖離要因	今後の対応方針
県環境情報サイト「エコひろしま」アクセス件数	内容が環境関連事業者向けの申請等のページが多く、話題性のある情報発信が不足しているため、アクセス件数が減少している。	家庭における省エネ行動促進など、身近なテーマの情報を追加していく等により、県民からのアクセス件数の増加を図る。

1 環境学習と啓発活動の推進

【取組状況】

(1) 環境学習の推進

ア 環境学習講師派遣（環境保全活動支援事業） [環境政策課]

学校、自治会等が実施する環境学習会に、県が登録した専門的知識を有する講師を派遣しています。

【平成 29 年度実績・平成 30 年度内容】平成 29 年度は 22 人を派遣。

＜環境学習講師の派遣者数＞

指標項目	H26	H27	H28	H29
派遣者数（人）	10	17	17	22

イ 県立広島大学での教育 [大学教育振興担当]

環境教育に関する科目をカリキュラムに取り入れることにより、持続可能な社会の構築と良好な生存環境の保全に取り組むことができる人材の育成を行っています。1年次の環境科学概論は、環境科学科及び生命科学科のほとんどの学生が履修しており、地球環境とその保全及び社会環境（個人・地域社会・日本・世界）の取組など、循環型社会を担う教養を身につけることができます。

【平成 29 年度実績】環境問題に対して深い関心と理解を持って積極的に取り組み、環境浄化材料開発分野で活躍できる人材や、環境計画・環境修復などの分野で活躍できる人材の育成を目指し、環境に関する授業科目を開講。また、環境関係の資格取得支援を行い、E C O 検定の試験に 140 名が受験し、130 名が合格（合格率 93.8%は全国平均の 73.0%を大きく上回る）。さらに、環境測定分析士の試験に 21 名が受験し、17 名が合格するなど、高水準の合格率（81.0%）を達成。

【平成 30 年度内容】平成 29 年度に引き続き、環境に関する授業科目を開講し、持続可能な社会の構築に対して深い関心と理解を持って積極的に取り組み、循環型の環境材料・技術の開発分野で活躍できる人材や、環境計画・環境修復などの良好な環境を創出する分野で活躍できる人材の育成を目指す。

ウ 少年少女水産教室の開催支援 [水産課]

小学校高学年を中心に、稚魚の放流など栽培漁業の体験学習を実施し、漁業への理解を深めるとともに、資源の大切さを啓発しています。

【平成 29 年度実績】三原市立三原小学校、幸崎小学校、尾道市立浦崎小学校等で、漁協等が開催した水産教室を計 9 回支援。

【平成 30 年度内容】計 9 回の支援を予定。

エ グリーン・ツーリズムの推進 [販売・連携推進課]

農山漁村地域において、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型余暇活動であるグリーン・ツーリズムは、自然環境や資源の大切さを考える機会となるため、その活動を支援しています。

【平成 29 年度実績・平成 30 年度内容】体験施設や宿泊施設の情報をホームページにより提供。

オ 緑化研修及び緑化指導相談 [森林保全課]

県民をはじめボランティア団体や企業の緑化担当者を対象に緑化に必要な知識、技術の研修を行うとともに、県内の小学校を対象に「緑の学校」を開校し、学校に出向いて緑化研修や自然体験学習を行うことで緑化意識の普及啓発を進めています。さらに、みどりについての健康診断や病虫害防除等の緑化相談等を実施し、緑化技術の向上を図っています。

【平成 29 年度実績・平成 30 年度内容】平成 29 年度は緑化研修 52 回、緑の学校 23 回、緑化相談 494 件を実施。

カ 指導指針の提示 [義務教育指導課]

学校における環境教育が適切に実施されるように、広島県教育資料や教育委員会のホームページ等に指導指針を提示しています。

【平成 29 年度実績】平成 30 年緑化推進運動功労者内閣総理大臣表彰の候補者として、全校生徒・教職員・PTA・森林組合・地域が連携して、校内外の美化活動や緑化・育樹活動に積極的に取り組んでいる東広島市立豊栄中学校を推薦。

【平成 30 年度内容】「環境教育指導資料 幼稚園・小学校編」及び「環境教育指導資料 中学校編」(国立教育政策研究所教育課程センター編集)を学校に周知し、持続可能な社会の創り手を育成する観点から総合的な学習の時間等での取組を支援するとともに、県内の他の先進事例を教育委員会のホームページ等で引き続き紹介。

キ 教員研修の推進 [教職員課・義務教育指導課]

児童生徒の発達段階に応じ、地域の特色を活かした学校独自の学習プログラムを創造することができるよう、様々な研修機会をとらえ、教員の環境に関する専門的な知識や技能の向上を図っています。

【平成 29 年度実績・平成 30 年度内容】初任者を対象に、環境教育をテーマとした講座を実施。

ク 自然環境教育支援プログラムの開発・提供 [生涯学習課]

福山少年自然の家では、学校等の自然環境教育を支援・推進し、次代を担う子供たちに、環境の大切さや、かけがえのない生命の営みを学習していくプログラムを開発・提供しています。また、教育企画事業では、小学生を対象とした自然との触れ合いを通して好奇心や感性を育む、参加体験型の事業を実施しています。

【平成 29 年度実績・平成 30 年度内容】これまで開発した自然観察プログラムの活用及び普及を行うとともに、指導者育成・啓発のために教員等を対象とした体験活動指導者研修を実施。

※ 関連事業：せとうち海援隊支援事業（P88）、環境月間行事の実施（P94）

（2）啓発活動の推進

ア 環境講演会の開催 [環境政策課]

ひろしま地球環境フォーラム等との共催により、地球環境等に関する講演会を開催しています。

【平成 29 年度実績・平成 30 年度内容】環境問題やエネルギー等をテーマとした講演会を開催。

イ ひろしま環境賞 [環境政策課]

環境保全活動への意欲を高めるため、地域において先覚的・独創的な環境保全活動等に積極的に取り組み、環境にやさしい地域づくりに顕著な功績のあった個人・団体に対し、その功績を称えて表彰しています。

【平成 29 年度実績】

〈受賞者〉

- 今岡 務（東広島市）
- 谷山 誠（庄原市）
- 江田島市立切串小学校（江田島市）
- 布野の食と脱温暖化を考える会（三次市）

【平成 30 年度内容】

〈受賞者及び活動内容〉

- 尾道市立高見小学校（尾道市）
地域環境を活かし、家庭や複数の地域組織の支援を受けて、海、川、森の複数分野に渡る組織的・系統的・継続的な環境学習を行うほか、保護者や地域とともに平成 12 年から海岸や山の清掃活動を継続。
- 安芸高田市立川根小学校（安芸高田市）
昭和 59 年から長年に渡り、保護者や地域の協力を得ながら、炭焼き窯に隣接する山小屋に泊まり込んでの「炭焼き合宿」や作った炭の販売など、かつての地域の主産業であった「炭焼き」を通じた環境学習を継続。
- 折出 幸二（安芸郡坂町）
業界団体の役員として長年に渡り、産業廃棄物適正処理の推進や産業廃棄物処理業者の育成に取り組むほか、行政と連携して、不法投棄廃棄物の撤去や環境イベントでの啓発活動などを継続し、地域環境保全に貢献。
- 山本 健一（広島市安佐北区）
業界団体の役員として長年に渡り、地域の環境衛生行政に積極的に協力し、合併浄化槽への転換や浄化槽の適正な維持管理の推進に取り組むほか、平成 26 年に発生した広島市土砂災害で被災地の浄化槽等の復旧に尽力し、水環境保全に貢献。

ウ こどもエコクラブの支援 [環境政策課]

幼児から高校生までのこどもが自主的に環境保全活動を行う「こどもエコクラブ」について、地域環境に関する具体的な取組・活動が展開できるよう、市町の協力を得て、支援情報を提供しています。

2 ひろしま地球環境フォーラム：広島県の県民、団体、事業者、行政が相互に連携・協働しながら、環境にやさしい地域づくりを進める環境保全推進組織。

【平成 29 年度実績・平成 30 年度内容】平成 29 年度は、41 団体の子どもエコクラブのメンバー1,057 人による活動を実施。平成 30 年度も、子どもエコクラブへの適切な情報提供に努めるなど、活動の活発化を推進。

エ 環境月間行事の実施 [環境政策課]

県民の環境保全についての理解・関心や積極的な環境保全活動への意欲を高めるため、6月5日の「環境の日」³及び6月の「環境月間」³を通じて、国、市町、団体等の協力のもと、各種事業を実施しています。

≪「環境の日」ひろしま大会≫

【平成 29 年度実績・平成 30 年度内容】

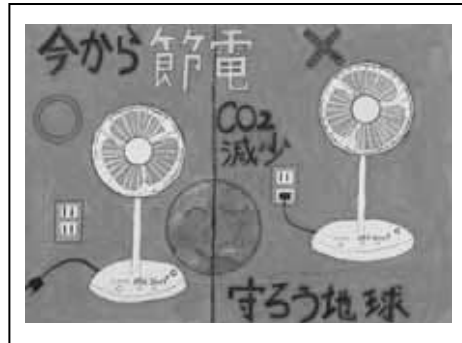
区分	開催日時	開催場所	参加者
平成 29 年度	平成 29 年 6 月 4 日 (日) 10:00~15:30	広島県庁前広場ほか	県民・団体・事業者等
平成 30 年度	平成 30 年 6 月 3 日 (日) 10:00~15:30	広島県庁前広場ほか	県民・団体・事業者等

≪環境月間ポスター≫

子供たちに、ポスターの作成を通して環境への関心と環境保全についての理解・認識を深めてもらうため、環境月間ポスターを募集しています。

【平成 29 年度実績】応募数：小学生の部 591 点，中学生の部 145 点，高校生の部 73 点。

【平成 30 年度内容】応募数：小学生の部 543 点，中学生の部 126 点，高校生の部 62 点。



小学生の部 特選
「今から節電 守ろう地球」
東広島市立入野小学校 6年 源 陽希



中学生の部 特選
「冷暖房に頼り過ぎない衣服の着かたしてますか?」
安田女子中学校 1年 脇田 友加



高校生の部 特選
「伝統ってエコだ」
広島県立熊野高等学校 2年 迫田 佳成汰

3 環境の日、環境月間：1972年6月、国連人間環境会議がスウェーデンのストックホルムで開催され、「人間環境宣言」が採択された。国連では、この会議を記念して毎年6月5日を「世界環境デー」としている。我が国では、環境基本法において6月5日を「環境の日」と定め、また6月を「環境月間」として、事業者及び国民の環境保全についての関心と理解を深めるとともに、環境保全に関する活動を積極的に行う意欲を高めるための各種事業を実施している。

オ 「エコひろしま」の運営 [環境保全課]

県民・事業者等による環境配慮への自主的な取組を促進するため、県環境情報サイト「エコひろしま」を通じた環境情報の発信を行っています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】「エコひろしま」(<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/>)を運営し、迅速で分かりやすい環境情報を発信。

2 自主的な環境活動を行う人づくり・仕組みづくり

【取組状況】

(1) リーダー人材の育成

ア 環境学習指導者専門研修 [環境政策課]

児童・生徒等を対象とした環境学習会をより効果的に実施するため、環境教育の実践者や、その支援者等を受講対象とし、里山フィールドによる実践交流会を通して、お互いの経験から学び合い、指導技術を高め合うスキルアップ研修を実施しています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】学校や地域において環境教育を実践している・実践しようとしている方等を対象とし、平成29年度は、2泊3日の研修を実施し16人が受講。

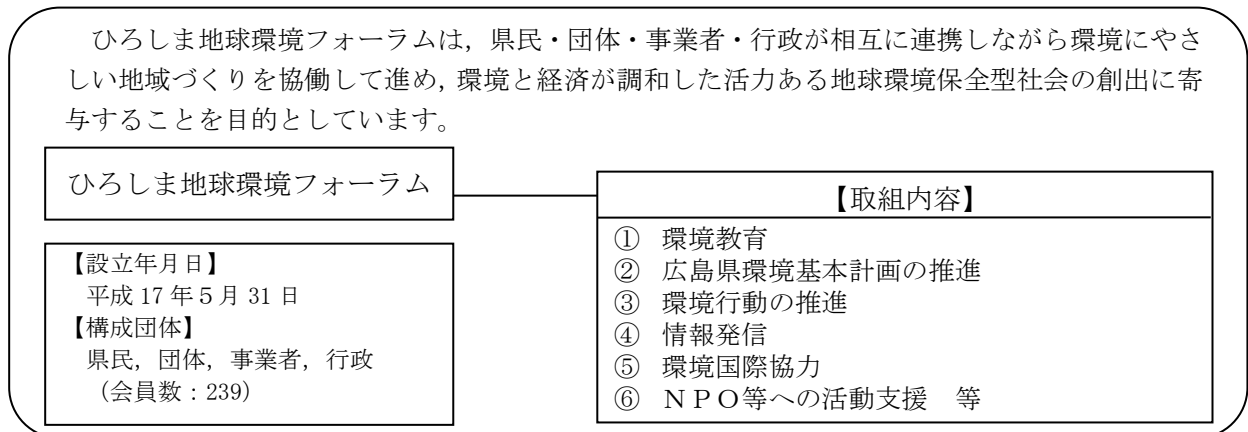
(2) 自主的な環境活動を行う仕組みづくり

ア ひろしま地球環境フォーラムの支援 [環境政策課]

県民、団体、事業者、行政の231会員(平成30年5月末)で組織する「ひろしま地球環境フォーラム」が実施する環境講演会等の環境保全事業に対して、県は事務局として支援しています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】事務局として、各種事業の共同実施、情報提供等の活動を支援。

図表 5-1-2 ひろしま地球環境フォーラムの概要



イ 大学間ネットワークの活用 [環境政策課]

大学生と教員が専門的な知識及び行動力を結集し、大学の枠を越えて設立した「大学環境ネットワーク協議会(UE-net:ゆいねっと)」による地域における環境保全活動及び環境学習の取組を推進しています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】「大学環境ネットワーク協議会(UE-net:ゆいねっと)」による環境イベント等の企画運営や環境学習教材を利用した活動を支援。

ウ ひろしまアダプト活動⁴支援事業（マイロードシステム・ラブリバー制度） [道路河川管理課]

県の管理する道路・河川において、道路や河川敷の清掃、緑化、除草などを行う団体をアダプト活動認定団体（マイロード認定団体・ラブリバー認定団体）として認定し、表示板の設置や保険への加入のほか、活動費の一部を奨励金として交付するなど、その活動を支援しています。

【平成 29 年度実績】マイロード認定団体は、新たに 31（総計 650）の団体を認定し、21,282 人の参加を得て延長 591.69km の道路清掃等を実施。

ラブリバー認定団体は、新たに 24（総計 368）団体を認定し、14,134 人の参加を得て 263.9km の河川清掃等を実施。

【平成 30 年度内容】アダプト活動の拡大・充実を図るため、奨励金交付事業を継続し、団体への積極的な支援を実施。

エ 河川清掃等業務委託事業 [道路河川管理課]

県が管理する河川において、県民の河川愛護意識の普及・向上を図るとともに、良好な河川環境を保持するため、清掃業務等を市町を通じて住民団体に委託し、清掃活動等を行う住民団体を支援しています。

【平成 29 年度実績・平成 30 年度内容】清掃活動等を実施。平成 29 年度は 315 団体で実施。

オ 河川清掃「クリーン太田川」 [道路河川管理課]

太田川流域の河川において、「クリーン太田川実行委員会」の主催により清掃を実施しており、県も河川管理者として積極的に参加し、清掃活動を行う住民団体等を支援しています。

【平成 29 年度実績・平成 30 年度内容】約 18,000 人が参加し、清掃活動を実施。

※ 関連事業：県民運動の支援（P14）、せとうち海援隊支援事業（P88）

⁴ アダプト活動：アダプトが「養子縁組をする」という趣旨から、住民等が主体となって清掃・草刈等を中心に、公共空間をわが子のように面倒をみていく活動。

第2款 環境ビジネスの育成

【現状と課題】

環境省の調査によれば、我が国の環境産業の市場規模は、平成12年の41兆円から平成27年には104兆円に達しています。

本県には、臨海部を中心に鉄鋼、化学などの基礎素材型産業や、自動車を中心とする裾野の広い加工組立型産業の集積があり、これらが有する技術を生かしたエコビジネス育成のポテンシャルは高いと考えられます。

特に市場の拡大が見込まれる省エネルギー、再生可能エネルギーなどの分野における研究開発の促進が必要であり、それらを支える人材の育成が重要になっています。

また、リサイクル関連産業の育成は、事業者による廃棄物抑制の取組につながるため、リサイクル関連の研究開発やリサイクル製品の品質向上・販路拡大を推進する必要があります。

【環境の状態等を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 (H26)	現状値 (H29)	目標値 (目標年度)	目安 ※1	指標の 達成率	進捗 状況
循環型 社会課	技術開発補助金採択件数	件	15	14	95※2 (H32) (19件/年)	17	82.4%	(※注)
循環型 社会課	びんごエコ団地分譲済み 区画数	区画	4/6	5/6	6/6	5/6	100%	目標どお り達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

※2 平成28年度～平成32年度の累計（19件／単年度）

(※注)「技術開発補助金採択件数」については、事業規模が大きいものが多かったため、採択件数が少なくなった。事業効果を見ながらの採択となるため、進捗状況の評価は目標年度に実施する。

1 環境・エネルギー関連産業の育成

【取組状況】

(1) 地域資源・特性に応じた支援

ア 環境浄化産業クラスター形成事業 [海外ビジネス課]

環境問題が深刻化する中国・インドネシア・ベトナム等のアジア地域での新事業展開などを促進するため、環境浄化産業クラスター形成に取り組んでいます。

【平成29年度実績・平成30年度内容】商談会等ビジネスマッチングの実施、企業の現地実証試験や現地拠点設立等への支援、専門家によるハンズオン支援等。

<環境浄化分野の売上高>

指標項目		H25	H26	H27	H28	H29
環境浄化分野の 売上高（億円）	実績	1,098	1,112	1,162	1,236	1,365
	目標	1,050	1,103	1,147	1,195	1,256

イ 中国四川省との環境保護合作事業 [環境政策課]

県が友好提携を結んでいる四川省と平成3年度に交わした「環境保護合作事業」に関する覚書に基づき、研修等を実施しています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】研修員3名を受け入れ、1か月程度の研修を実施。また、四川省での環境関連分野に係る商談会の実施などにより、現地での技術協力を実施。

※ 関連事業：廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費助成事業(P30)、びんごエコタウン推進事業(P98)、循環型社会形成推進機能強化事業(P98)、廃棄物排出抑制・リサイクル関連研究開発費助成事業(P99)、リサイクル製品使用促進事業(P99)、県立広島大学における研究(P106)

(2) 産業分野の人材の育成

ア 研究開発などに携わる人材の育成 [研究開発課]

【平成29年度実績】広島県畜産協会が主催する堆肥共励会の審査員として、堆肥に関する評価及び指導を実施。また、中国四川省農業連携協定に基づく農林水産局職員の派遣団の一員として、農林環境改善に関する専門家として研究員が参加。

【平成30年度内容】平成29年度と同様、堆肥共励会の審査員として、堆肥に関する評価及び指導を実施。

2 リサイクル産業の集積・育成

(1) リサイクル産業の集積

ア びんごエコタウン⁵推進事業 [循環型社会課]

福山市箕沖地区に整備した県内初のリサイクル企業向け「びんごエコ団地」の分譲を行い、循環型社会の拠点形成及びリサイクル産業の振興を図っています。

分譲を促進するため、土地代金の一部助成等の企業立地支援措置を講じています(びんごエコ団地企業立地支援事業)。

【平成29年度実績】1区画について分譲を広報。

【平成30年度内容】1区画について分譲を広報。

※ 関連事業：福山リサイクル発電事業の推進(P32)

(2) リサイクル産業の育成

ア 循環型社会形成推進機能強化事業 [循環型社会課]

廃棄物処理分野での循環型社会形成への取組を強化・加速させるため、産業廃棄物処理業界と大学による体系的な研究開発等に取り組む産学連携の推進母体に対し、研究開発活動経費及び人材育成事業費を助成しています。

【平成29年度実績】研究事業14テーマに84,023千円、人材育成事業1テーマに843千円を支援。

【平成30年度内容】研究事業15テーマ、人材育成事業1テーマに支援。

5 びんごエコタウン(構想)：平成12年3月に備後22市町村を対象地域として、モデル的に循環型社会システムを形成するためのマスタープランとして策定。同年12月に当時の通商産業省と厚生省から中国地域では初めてのエコタウンプランとして承認された。

イ 廃棄物排出抑制・リサイクル関連研究開発費助成事業 [循環型社会課]

事業者の実施する廃棄物のリサイクル等に関する研究開発を支援し、その成果を事業化することにより、資源循環・廃棄物の削減を積極的に推進しています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】平成29年度は実績なし。平成30年度から新たに設定したテーマ型研究については、最長で3年間の事業実施を認めるとともに、大企業も補助対象に追加して実施。

図表 5-2-1 助成条件

項目	内容
対象分野	廃棄物の排出抑制, 減量化, リサイクル
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・県内に本社【又は排出事業所】を置く中小企業者【企業者】 ・構成員の1/2以上が県内に本社【又は排出事業所】を置く中小企業者【企業者】である2者以上の共同研究グループ ・県内に主たる事務所を置く組合等 ※【 】はテーマ型研究の対象者 ※テーマ型研究の対象廃棄物は、指定の廃棄物に限る。
対象経費	即効性が高いと見込まれる研究開発
補助率	2/3以内
補助額	10,000千円以上20,000千円以内/件

ウ リサイクル製品使用促進事業 [循環型社会課]

県内産リサイクル製品の使用促進を図るため、「生活環境保全条例」に基づき、要件・基準に適合した県内産リサイクル製品の登録を行っています。登録製品は県の事務・事業で率先使用するとともに、県ホームページ等で製品情報を積極的に提供しています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】平成29年度末時点で468の登録を実施。

図表 5-2-2 平成29年度 県の事業・事務における登録リサイクル製品の使用実績

種別	品目名	使用量	単位
第一種	改良土	31,878	m ³
	再生土	921	m ³
	再生鋼土	135	m ³
	鉄鋼スラグ(製鋼スラグ)	12,717	m ³
	鉄鋼スラグ(高炉スラグ細骨材)	492	m ³
	鉄鋼スラグ(高炉水砕スラグ)	60	m ³
	再生アスファルト安定処理混合物	375	t
	再生アスファルト安定処理混合物(最大粒径20mm突固め回数50回)	462	t
	再生粗粒度アスファルト混合物改質II型(最大粒径20mm突固め回数75回)	771	t
	インターロッキングブロック(普通)表面ショット加工タイプ	319	m ²
	堆肥原材料	36	m ³
	木材チップ	1	m ³
第二種	再生碎石	64,797	m ³
	再生粒度調整碎石	14,628	m ³
	再生砂	1,505	m ³
	法面緑化用吹付材	419	kℓ
	パーク堆肥	1,300	kg
	水硬性粒度調整鉄鋼スラグ(HMS-25)	490	m ³
	再生加熱アスファルト混合物	57,106	t
	土木製品	171	m

資料：県循環型社会課

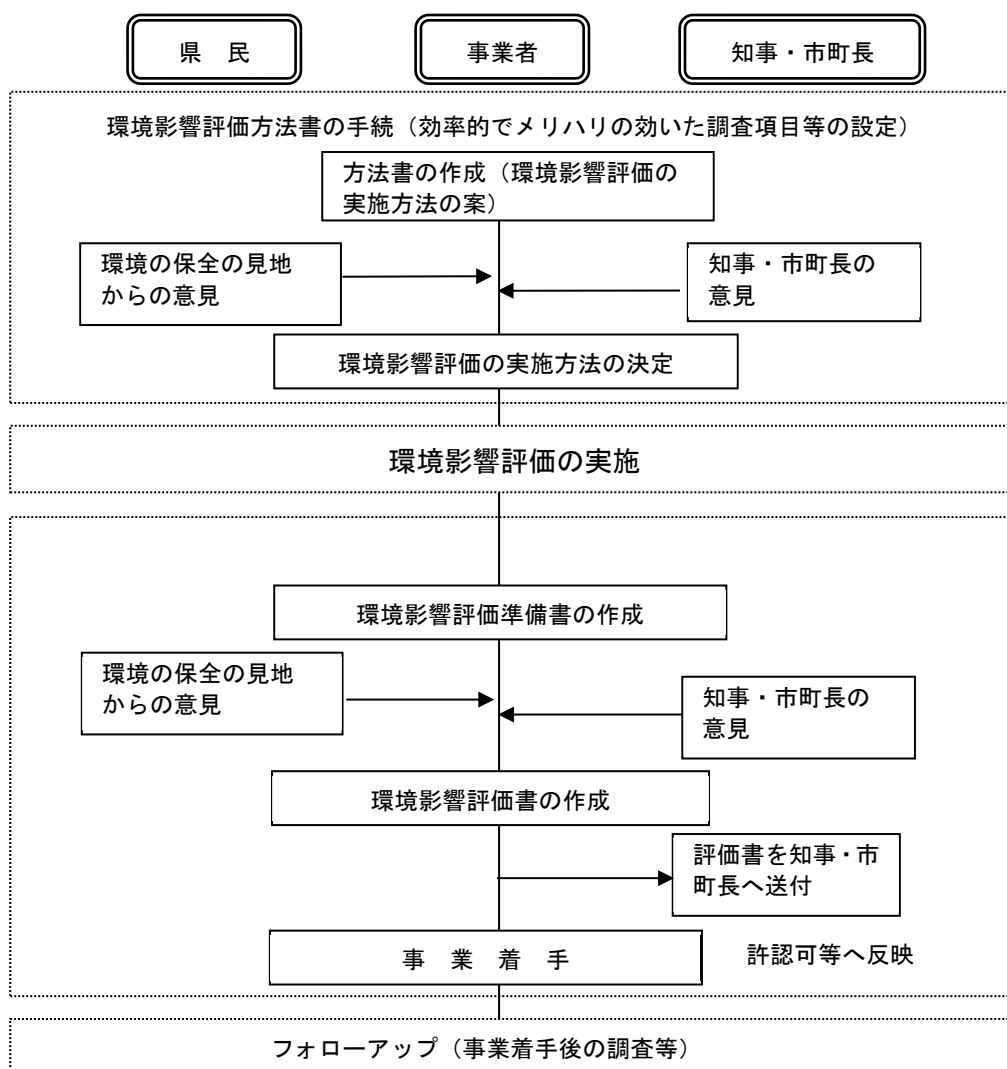
第3款 環境配慮の仕組みづくり

1 アセスメント手続等を通じた環境に配慮した事業の推進

【現状と課題】

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業については、事業実施前に、その環境影響について予測及び評価を行い、結果を公表し、住民の意見を聴くなどして十分な環境保全対策を講じる必要があります。「環境影響評価法」や「環境影響評価に関する条例」では、一定規模以上の事業について、環境影響評価書等の作成・公告縦覧や住民等の意見聴取等の手続について規定しています。

図表 5-3-1 環境影響評価に関する条例の手続の流れ



資料：県環境保全課

なお、「環境影響評価法」については、法施行後10年を経過したことから、これまでの施行状況を踏まえた見直しが行われ、事業の計画段階における配慮事項の検討（配慮書）や、方法書段階での説明会の義務化などが規定されています。（平成25年4月1日施行）

6 環境影響評価：大規模な開発等の事業の実施が環境に及ぼす影響について、事前に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づいて事業の内容を見直したり、環境保全対策を立案したりする手続のこと。

【取組状況】

(1) 法や条例に基づく適切なアセスメント手続の実施

ア 環境影響評価法・条例に基づく手続 [環境保全課]

「環境影響評価法」及び「環境影響評価に関する条例」に基づき、一定規模以上の事業について、適切な環境影響評価が実施されるよう審査、指導しています。

また、手続終了事業については、「環境影響評価に関する条例」及び「環境影響評価に係る事後指導実施要領」に基づき、事後調査の実施状況を調査しています。

【平成 29 年度実績】福山市において計画されている火力発電所の設備の更新について法に基づく準備書手続を実施。北広島町において計画されている風力発電所の設置について法に基づく配慮書手続を実施。

手続終了後の事業に対する事後調査については、3件について報告を求め、実施状況の確認等を実施。

環境影響評価制度の対象とならない都市計画区域での開発行為、公有水面の埋立等に対して、知事の許認可に際し、環境の保全状況について審査。

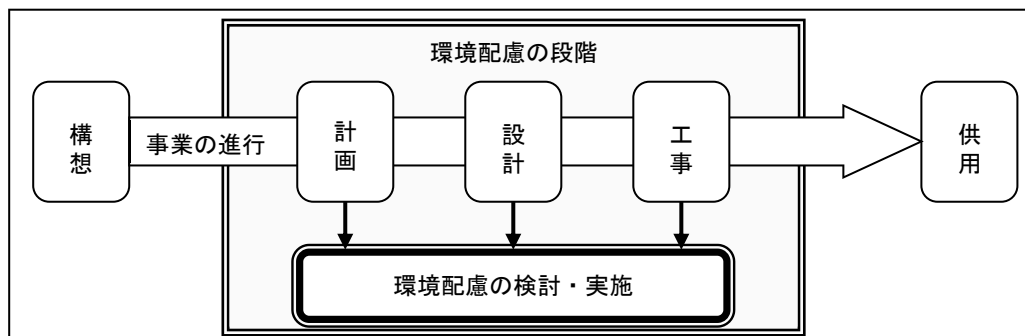
【平成 30 年度内容】引き続き、環境影響評価対象事業に対して、適切な環境影響評価が実施されるよう審査・指導するとともに、手続終了後の事後調査や環境への影響に関する審査を実施。

(2) 公共事業における環境配慮の推進

ア 公共事業における環境配慮の推進 [環境保全課]

県の公共事業における環境配慮を推進するため、「県環境配慮推進要綱」に基づき、事業の計画段階から工事段階に至る、環境配慮の推進に努めています。《県公共事業における環境配慮の状況は、「広島県環境データ集」参照》

図表 5-3-2 県公共事業における環境配慮の流れ



資料：県環境保全課

【平成 29 年度実績・平成 30 年度内容】計画・設計工事段階で環境配慮チェック表を作成（平成 29 年度実績：大・中規模事業 29 件）。

環境配慮の仕組みづくり

2 県民・事業者による環境負荷の低減

【現状と課題】

環境負荷の低減に向け、企業等の自主的な取組が求められています。そのため、中小企業向け環境マネジメントシステム⁷であるエコアクション21⁸等のほか、ISO14001⁹の取得促進を図っています。

図表 5-3-3 県内中小企業向け環境マネジメントシステム（エコアクション21）取得事業所数

年 度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
取 得 事 業 所 数	19	19	10	17	9	10	4
累 計	165	176	166	160	156	150	150

資料：県環境政策課

【環境の状態等を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 (H26)	現状値 (H29)	目標値 (目標年度)	目安 ※1	指標の 達成率	進捗 状況
環境政策課	環境マネジメントシステム等セミナー終了事業所数（累計）	団体	33	159	200 (H32)	117	135.9%	目標以上 達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

【取組状況】

（1）環境にやさしい事業活動の普及促進

ア エコアクション21等取得の促進（環境保全活動支援事業） [環境政策課]

県内の事業者等を対象に中小企業向け環境マネジメントシステムの導入を促進するためのセミナーを開催しています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】普及啓発セミナーを開催。

<セミナーの開催による普及啓発>

指標項目	H26	H27	H28	H29
セミナー終了事業所数（累計）	33	52	102	159

7 環境マネジメントシステム：企業等の事業組織が法令等の規制基準を遵守するだけでなく、自主的、積極的に環境保全のために取る行動を計画・実行・評価するためのシステム。①環境保全に関する方針、目標、計画等を定め（Plan）、②これを実行、記録し（Do）、③その実行状況を点検して（Check）、④方針等を見直す（Act）一連の手続き。

8 エコアクション21：ISO規格をベースに環境省が策定した、システム構築や維持費用が安価な、中小企業にも取り組み易い環境マネジメントシステム。

9 ISO14001：「国際標準化機構」（International Organization for Standardization）が正式名称。1996年に発行されたISO14001は、組織活動、製品及びサービスの環境負荷の低減といった環境パフォーマンスの改善が継続的に運用されるシステム（環境マネジメントシステム）を構築するために要求される規格。

イ 融資制度等による支援

(ア) 中小企業高度化資金貸付制度 [経営革新課]

中小企業が協同組合等を組織して、共同で公害防止施設を設置する場合、貸付条件を優遇しています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】貸付条件は次のとおり（平成29年度は実績なし。）。

図表 5-3-4 貸付条件（平成30年4月1日）

区 分	一般の高度化事業	共同公害防止事業
貸付限度額	貸付対象施設の設置資金の80%以内	
貸付利率	年0.50%	無利子
償還期間	20年以内（うち据置期間3年以内）	

資料：県経営革新課

(イ) 農業近代化資金制度 [就農支援課]

農業生産等に伴う環境負荷の低減を図るため、家畜ふん尿処理施設や堆肥舎等を設置する場合、資金の融資を行っています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】融資条件は次のとおり（平成29年度は実績なし。）。

図表 5-3-5 融資条件（平成30年4月1日）

貸付限度額	個人：1,800万円，法人2億円，農協等15億円（所要資金の80%以内） [認定農業者の特例の場合] 個人：1,800万円，法人3,600万円（所要資金の100%以内）
貸付利率	年0.30% [認定農業者の特例の場合] 年0.20%～0.25%（償還期間13年以下～15年以下）
償還期間	15年以内（うち据置期間3年以内） [認定農業者の特例の場合] 15年以内（うち据置期間7年以内）

資料：県就農支援課

(2) 環境に配慮した物品等の購入

ア 県産材消費拡大支援事業 [林業課]

県産材の消費拡大を図るため、県産材を使用した木造建築物を建築する場合に、その金額の一部を助成しています。

【平成29年度実績】住宅1,700戸に対し、総額73,871千円（平均4.3万円/戸）を助成。

【平成30年度内容】使用した県産材の材積に応じて m^3 あたり4.5千円を助成。

3 県自らの率先行動

【現状と課題】

県は、環境の保全に関する各種施策を推進する行政主体であると同時に、県内の社会経済活動における一事業者、一消費者としても大きな位置を占めています。

こうした立場から、「県地球温暖化対策実行計画」(H29～32)、「県自動車使用合理化計画」及び「県グリーン購入方針」¹⁰により、省エネルギー・省資源行動へ取り組み、環境への負荷の軽減を図るよう努めています。

平成29年度の県の事務事業で排出される温室効果ガスは、6年間で7.4%の削減となり、年平均1%以上の削減目標を達成しました。また、平成29年度のグリーン購入の調達実績は、7分野で95%以上の調達割合となっています。環境物品の購入が更なる環境物品の普及を促進していく好循環を作るために、グリーン購入の着実な取組を更に進めていく必要があります。

調査・研究分野では、産業技術や保健・環境に関する総合的な試験研究に取り組むとともに、研究成果の技術移転を推進する目的で設立した総合技術研究所や、県立広島大学において、多様な環境問題についての研究を行っています。

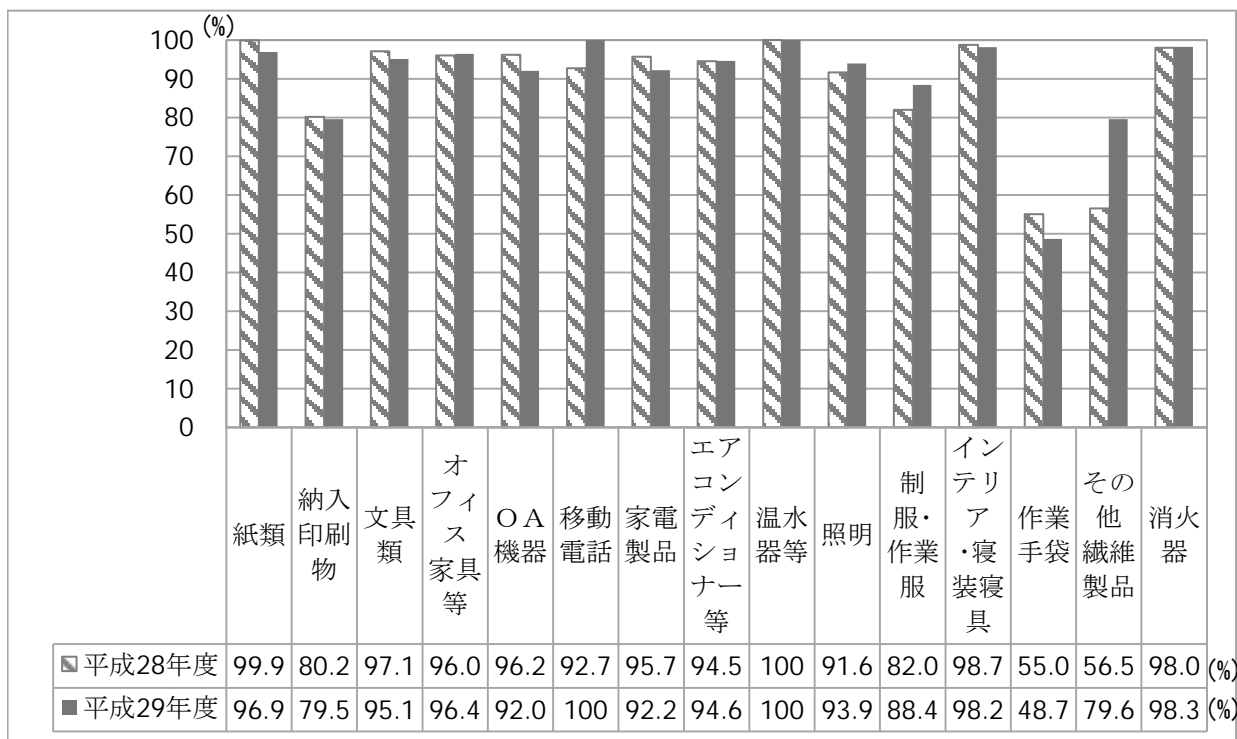
今後も、複雑化・多様化する環境問題に適切に対応した調査・研究を推進する必要があります。

図表 5-3-6 県地球温暖化対策実行計画

項目	単位	基準年度 (平成23年度)	平成29年度(速報値)		【参考】 目標 (H32)
				基準年度比	
温室効果ガス排出量	t-CO ₂	42,433	39,303	92.6%	38,614

資料：県環境政策課

図表 5-3-7 グリーン購入調達率実績



資料：県環境政策課

10 県グリーン購入方針：環境への負荷の少ない物品等（環境物品等）の購入に向けた本県の方針。国や地方公共団体が率先して環境物品等の購入を進めることにより、環境物品等の需要が増え、企業は環境物品等の開発・生産を積極的に行い、より多様な環境物品等をより低価格で入手することが可能となるなど需要面からの取組を促進し、環境への負荷の少ない社会を構築していくため、策定している。
(参考：県ホームページ <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/b-b5-green-index-h23.html>)

【環境の状態等を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 (H26)	現状値 (H29)	目標値 (目標年度)	目安※1	指標の 達成率	進捗 状況
環境政策課	県のグリーン購入調 達率	%	91.4	91.5	100 (H29)	95.7	95.6%	概ね達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

【取組状況】

(1) 温室効果ガス削減行動

ア 県地球温暖化対策実行計画の推進 [環境政策課]

地球温暖化対策推進法第21条の規定に基づき策定した実行計画の趣旨を踏まえ、県の事務及び事業から排出される温室効果ガスの抑制や省資源・省エネルギーなどの環境に配慮した取組を推進しています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】 庁舎の電気使用量、公用車の燃費等を重点取組とした省エネ対策の推進による温室効果ガスの削減行動を推進。

イ 太田川流域下水道建設事業 [下水道公園課]

下水道の未利用エネルギーの有効活用を促進するため、東部浄化センターにおいて下水の処理工程で発生する消化ガスを利用した発電設備を設置しています。

この発電設備は、下水道普及率の向上による消化ガスの増加に併せて順次、増設を計画しています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】 消化ガス発電により、平成29年度は2,139千kWhを発電し、約1,500トンの二酸化炭素排出量を削減。

ウ 工業用水道事業・水道用水供給事業 [水道課]

二酸化炭素排出削減のために、太陽光発電設備及びマイクロ水力発電設備を設置しています。

【平成29年度実績】 沼田川工業用水道事業惣定配水池に設置（平成14年度）した太陽光発電設備により、1,616kWhを発電し、約1.1トンの二酸化炭素排出量を削減。また、沼田川水道用水供給事業宮浦浄水場に設置（平成20年度）したマイクロ水力発電設備により、328,010kWhを発電し、約226.7トンの二酸化炭素排出量を削減。

【平成30年度内容】 引き続き、太陽光発電設備及びマイクロ水力発電設備を運転し、二酸化炭素排出量を削減。

エ 芦田川流域下水道管理事業 [下水道公園課]

下水道の未利用エネルギーの有効活用を促進するため、芦田川浄化センターにおいて、下水の処理工程で発生する汚泥を石炭等代替燃料として利用可能とする汚泥固形燃料化施設を設置しています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】 平成29年1月供用開始。汚泥固形燃料化施設により、平成29年度は19,136トンの固形燃料化物を製造し、約4,640トン二酸化炭素排出量を削減。

オ 県立広島病院天然ガスコージェネレーション¹¹設置事業 [県立病院課]

発電効率の高い天然ガスミラーサイクルガスエンジンコージェネレーションシステムを設置し、発電することで、商用電力の電力負荷の平準化を図っています。また、排熱を既設の蒸気ヘッダーに投入し、蒸気ボイラー用燃料を削減することにより、二酸化炭素や硫黄酸化物排出量の削減も図られています。

【平成29年度実績】天然ガスコージェネレーションシステムにより、二酸化炭素や硫黄酸化物の排出量を削減。(742.9MWhを発電し、166.6トンの二酸化炭素及び111.4kgの硫黄酸化物の排出量を削減。平成29年度をもって事業終了。)

※ 関連事業：生活環境保全条例に基づく自動車使用者等の取組の推進 (P12)

(2) 環境配慮率先行動

ア グリーン購入の推進 [環境政策課]

「県グリーン購入方針」に基づき、物品等の購入に当たって、価格や品質、利便性といった従来の基準だけでなく、環境負荷の低減を判断基準とすることとし、県が率先してグリーン購入を進めることにより、県民・事業者等に対するグリーン購入の普及促進や環境物品等への需要の転換を促進しています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】文具類、紙類など21分野273品目について調達のための具体的な判断基準を定めるとともに、16分野に調達目標を設定し、環境物品の優先的な購入を推進。

※ 関連事業：リサイクル製品使用促進事業 (P99)

イ 農業農村整備事業 [農業基盤課]

市町毎に田園環境整備マスタープランを作成し、これを踏まえた事業計画の策定や、「県農村環境情報協議会」での意見交換・情報収集を行い、環境との調和に配慮した農村空間整備を行っています。

【平成29年度実績】農業農村整備事業計画地区において「県農村環境情報協議会」での意見交換を踏まえ、環境配慮工法等を検討。

【平成30年度内容】引き続き、県農村環境情報協議会と連携を図りながら、県環境配慮推進要綱に基づき環境との調和を図った整備を推進。

(3) 県による調査・研究の推進

ア 県立広島大学における研究 [大学教育振興担当]

行政、企業及び試験研究機関等と連携して、新たな技術を開発し、環境負荷の少ない製品やシステムを社会に普及していくことによって、持続可能な循環型社会の構築に貢献します。

【平成29年度実績】地域の農業生産の効率化や六次産業（加工食品）の模索などの地域産業の課題や、循環資源である廃棄物と地域資源の利活用などの課題解決を図るため、地域連携センターとの連携のもと、それぞれの地域のニーズに対応した研究を推進し、その成果を地域に還元するとともに、行政及び地域の企業との共同研究や特許出願等を実施。

【平成30年度内容】平成29年度に引き続き、地域の農業生産の効率化や六次産業（加工食品）の育成など地域産業の活性化や、地域の環境問題、循環資源と廃棄物、地域資源の評価・利活用などの課題解決を図るため、地域連携センターと連携した研究を推進する。地域のニーズとのマッチングを図るため、教員のシーズの積極的な発信や、大学が所有する各種分析機器等の活用について広報を実施。

¹¹ コージェネレーションシステム：熱源より電力と熱を生産し供給するシステムの総称であり、国内では「コージェネ」又は「熱電併給」と呼ばれる。

(4) 研究成果の利用促進

ア 調査・研究等の成果の公表（研究成果移転促進事業） [研究開発課]

【平成 29 年度実績】

項 目		内 容	担当センター
低炭素社会の構築	LCA ¹² 導入促進	LCAの普及に向けた企業等への技術移転, 啓発活動に取り組みました。	保健環境センター
	特殊LED照明開発プロジェクト	LED照明技術を活用した中小企業の応用製品の開発支援に取り組みました。	東部工業技術センター 畜産技術センター
		LED防蛾ランプに係る技術実証に取り組むとともに, 新技術セミナー等の講習会を通じて, 当該ランプの価値を広くPRしました。	農業技術センター

【平成 30 年度内容】

項 目		内 容	担当センター
低炭素社会の構築	LED照明技術に係る共同研究	LED照明技術を活用した中小企業の応用製品の開発支援に取り組みます。	東部工業技術センター 農業技術センター 畜産技術センター

<LCA 導入支援企業数>

指標項目	H25	H26	H27	H28	H29
支援企業数	26	5	10	6	2

12 LCA : 対象とする製品やサービスに関する資源の採取から製造, 使用, 廃棄, 輸送などライフサイクル全体の環境影響を定期的に評価する手法。

付1 第4次環境基本計画における指標及びその進捗状況

第1節 広島県の特性を生かした「低炭素社会の構築」
第1款 省エネルギー対策の推進

項目	指標の区分	指標項目(内容)	単位	H25	H26	H27	H28	現状値 (H29)	目標値	目標年度	目安 ^{※1}	指標の達成率
産業・民生(業務) 部門対策	環境・施策	二酸化炭素排出量 (産業)	—	—	—	—	—	—	エネルギー消費原単位を H19年度から13%改善	H32	—	—
		環境	二酸化炭素排出量 (民生(業務))	万t-CO ₂	405	374	361	—	—		272	346
	施策	業務用太陽光発電導入量	kl (原油換算)	22,387	46,330	72,316	88,884	—	19,200		—	—
運輸部門 対策	環境	二酸化炭素排出量 (運輸)	万t-CO ₂	613	638	597	—	—	530	—	594	99.5%
	施策	次世代自動車導入台数 ^{※2}	万台	0.9	10.0	11.9	13.9	—	41.2	—	20.9	66.7%
民生(家庭) 部門対策	環境	二酸化炭素排出量 (民生(家庭))	万t-CO ₂	478	427	423	—	—	273	—	348	82.3%
	施策	住宅用太陽光発電導入 量	kl (原油換算)	24,663	26,772	29,462	32,657	—	44,800	—	32,132	101.6%
	施策	長期優良住宅の認定数	件	2,102	1,766	1,831	1,838	1,799	2,250	—	2,008	89.6%
廃棄物 部門対策	環境	二酸化炭素排出量 (廃棄物)	万t-CO ₂	45	46	47	—	—	45	—	47	100%
	施策	廃棄物発電導入量	kl (原油換算)	23,331	24,429	25,043	25,137	25,232	61,300	—	51,588	48.9%
	施策	廃棄物熱利用導入量	—	—	—	—	—	—	110,300	—	—	—

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按じた数値

※2 平成27年度の低公害車の対象範囲の変更に伴い、データの把握できる次世代自動車導入台数に指標を変更

第2款 再生可能エネルギーの導入促進

指標の区分	指標項目(内容)	単位	H25	H26	H27	H28	現状値 (H29)	目標値	目標 年度	目安	指標の 達成率
施策	太陽光発電導入量	kl (原油換算)	47,051	73,103	101,778	121,541	—	64,000	H32	45,063	269.7%
施策	太陽熱利用システム導入量		43,739	43,933	44,108	—	—	50,700		47,128	93.6%
施策	バイオマス発電導入量		68,616	70,944	70,944	70,944	—	97,000		84,275	84.2%
施策	バイオマス熱利用導入量		—	—	—	—	—	385,500		—	—
施策	廃棄物発電導入量		23,331	24,429	25,043	25,137	25,232	61,300		51,588	48.9%
施策	廃棄物熱利用導入量		—	—	—	—	—	110,300		—	—

第3款 森林吸収源対策の推進

指標の区分	指標項目(内容)	単位	H25	H26	H27	H28	現状値 (H29)	目標値	目標 年度	目安	指標の 達成率
施策	森林吸収源の算定対象となる FMI林面積	千 ha	213	215	216	217	218	224	H32	220	99.1%

第2節 広島県更なる3Rを進める「循環型社会の実現」

第1款 資源循環を基本とした社会づくり

指標の区分	指標項目(内容)	単位	H24	H25	H26	H27	現状値 (H28)	目標値	目標 年度	目安	指標の 達成率
環境・施策	一般廃棄物排出量	万 t	92.2	92.2	91.8	92.0	90.6	87.4 以下	H32	90.1	99.4%
環境・施策	1人当たり一般廃棄物排出量	g	870	879	876	878	866	858 以下		870	100.5%
環境・施策	一般廃棄物再生利用率	%	—	20.0	19.8	19.6	19.8	19.0 以上		19.6	99.0%
環境・施策	一般廃棄物最終処分量	万 t	11.9	11.9	10.6	11.4	10.8	10.3 以下		11.2	103.7%
環境・施策	産業廃棄物排出量	万 t	1,442	1,465	1,435	1,439	1,444	1,480 以下		1,471	101.9%
環境・施策	産業廃棄物再生利用率	%	74.5	72.6	80.8	78.6	78.1	73.1 以上		72.8	107.3%
環境・施策	産業廃棄物最終処分率	%	3.6	2.5	2.4	2.4	2.4	2.4 以下	2.5	102.4%	

第2款 適正かつ効率的・安定的な廃棄物処理を支える社会づくり

指標の区分	指標項目(内容)	単位	H25	H26	H27	H28	現状値 (H29)	目標値	目標 年度	目安	指標の 達成率
環境	産業廃棄物の不法投棄件数 (投棄量 10t以上)	件	2	3	3	2	2	毎年度5 以下	H32	5	250.0%
施策	産業廃棄物の最終処分場の 残余年数	年	9.2	11.1	12.2	—	—	10以上		10.4	117.6%

第3節 広島の良いな「地域環境の保全」
第1款 良いな大気環境の確保

項目	指標の区分	指標項目(内容)	単位	H25	H26	H27	H28	現状値 (H29)	目標値	目標 年度	目安	指標の 達成率
大気質の保全	環境	環境基準達成率:二酸化 窒素	%	100	100	100	100	100	100	H32	100	100%
	環境	環境基準達成率:浮遊粒 子状物質		100	100	100	100	100	100		100	100%
	環境	環境基準達成率:ベンゼ ン		100	100	100	100	100	100		100	100%
	環境	環境基準達成率:ジクロロ メタン		100	100	100	100	100	100		100	100%
止騒音、振動、悪臭の防	施策	次世代自動車導入台数	万台	0.9	10.0	11.9	13.9	—	41.2	H32	20.9	66.7%
	環境	環境基準達成率:一般地 域における騒音	%	86.7	90.0	94.5	91.4	90.4	環境基準の向 達成率の向 上を図る		90.0	100.4%
	環境	環境基準達成率:道路に 面する地域における騒音		73.6	80.8	77.1	71.5	78.9	80.8		97.6%	
	環境	環境基準達成率:航空機 騒音		100	100	100	100	100	100		100	100%
	環境	環境基準達成率:新幹線 鉄道騒音		63.6	54.5	54.5	54.5	54.5	54.5		環境基準の向 達成率の向 上を図る	54.5

第2款 健全な水環境の保全・管理

指標の区分	指標項目(内容)	単位	H25	H26	H27	H28	現状値 (H29)	目標値	目標 年度	目安	指標の 達成率
環境	環境基準達成率:河川BOD	%	92.7	95.1	97.6	96.3	95.1	環境基準の達成 率の向上を図る	H32	97.6	97.4%
環境	環境基準達成率:海域COD		50.0	28.6	42.9	42.9	28.6			42.9	66.7%
環境	環境基準達成率:海域全窒素		100	88.9	88.9	88.9	88.9			88.9	100%
環境	環境基準達成率:海域全りん		100	100	100	100	100			100	100%
環境	環境基準達成率:地下水		84.9	84.8	89.1	82.2	89.4			89.1	100.3%
施策	COD汚濁負荷量(瀬戸内海水 域):生活系COD	t/日	18	18	18	17	—	16	H31	17.2	101.2%
施策	COD汚濁負荷量(瀬戸内海水 域):産業系COD		21	22	21	20	—	23		23	115%
施策	COD汚濁負荷量(瀬戸内海水 域):その他COD		6	6	6	6	—	6		6	100%
施策	汚水処理人口普及率	%	84.4	85.9	86.6	87.1	87.9	90.2	H32	88.1	99.8%

第3款 化学物質による健康リスクの低減・土壌環境の保全

項目	指標の 区分	指標項目(内容)	単位	H25	H26	H27	H28	現状値 (H29)	目標値	目標 年度	目安	指標の 達成率
化学物質の潜在リスクの把握及び 排出抑制の推進	環境	ダイオキシン類環境基準達成率: 大気	%	100	100	100	100	100	100	H32	100	100%
	環境	ダイオキシン類環境基準達成率: 公共用水域		100	100	100	100	100	100		100	100%
	環境	ダイオキシン類環境基準達成率: 土壌		100	100	100	100	100	100		100	100%
	施策	事業者によるダイオキシン自主測 定の排出基準適合率	—	100	100	100	100	100	100	100	100	100%
	環境	化管法に基づく指定化学物質の環 境への届出排出量:大気	5,999	6,360	6,376	6,335	—	—	5,999	94.7%		
	環境	化管法に基づく指定化学物質の環 境への届出排出量:公共用水域	286	225	201	189	—	—	286	151.3%		
	環境	化管法に基づく指定化学物質の環 境への届出排出量:埋立処分	3,435	3,290	2,938	2,450	—	—	3,435	140.2%		

第4款 地域環境の維持・向上

項目	指標の区分	指標項目(内容)	単位	H25	H26	H27	H28	現状値 (H29)	目標値	目標 年度	目安	指標の 達成率
対環境 対応への 汚染	施策	水質事故発生件数	件	180	171	171	146	152	現状より減少 させる	H32	171	112.5%
				818	818	818	818	818	現状を維持		818	100%
の地身 保環近 全境な 等緑	環境 施策	緑地環境保全地域面積 1人当たり都市公園等 面積	ha m ² /人	11.3	11.3	11.4	11.5	—	設定なし	—	—	—
				5	5	6	6	6	増加を図る	H32	5	120.0%
全観優 と等れ 創造た 景保	施策	景観計画策定市町数	市町	5	5	6	6	6				

第4節 広島豊かな「生物多様性の保全」

第1款 生態系の健全な維持管理

指標の区分	指標項目(内容)	単位	H25	H26	H27	H28	現状値 (H29)	目標値	目標 年度	目安	指標の 達成率
環境	鳥獣保護区面積 レッドデータブックひろしま掲載 数	ha	59,647	59,507	59,507	58,506	58,506	57,343	H34	58,312	100.3%
			—	1,000	1,000	1,000	1,000	設定なし	—	—	—
施策	生物多様性に関する講習会等へ の参加人数	人/年	1,964	—	5,988	5,288	5,239	3,000	H29	—	174.6%
環境	ツキノワグマ年間除去頭数	頭/年	32 ^{※1}	77 ^{※1}	48 ^{※1}	267 ^{※1}	105 ^{※1}	80以内 ^{※1}	H29	—	76.2%
環境	イノシシ年間捕獲頭数		24,004	27,166	26,549	27,571	25,416 ^{※2}	30,000	H34	27,976	90.8%
環境	ニホンジカ年間捕獲頭数	頭/年	8,399	9,397	10,866	9,698	10,668 ^{※2}	設定なし	—	—	—

※1 広島県、島根県、山口県の合計

※2 速報値

第2款 自然資源の持続可能な利用

指標の区分	指標項目(内容)	単位	H25	H26	H27	H28	現状値(H29)	目標値	目標年度	目安	指標の達成率
環境	県自然環境保全地域面積	ha	2,054	2,054	2,054	2,054	2,054	現状を維持	H32	2,054	100%
環境	自然公園面積		37,853	37,853	37,853	37,857	37,857			37,857	37,857
施策	自然公園利用者数	千人	8,645	8,611	8,816	9,273	9,549	増加を図る	H32	8,611	110.9%
施策	野外レクリエーション施設利用者数		701	683	684	637	661			同程度の利用者数を確保	683
環境	自然海浜保全地区面積(陸域)	ha	17	17	17	17	17	現状を維持		17	100%
施策	森林ボランティア参加数	人	65,600	69,343	70,971	72,145	74,630	80,000		74,000	100.8%
施策	アマモ場、ガラモ場等の造成面積	ha	—	9.1※1	14.2	15.8	18.2	17.0※2		18.7	97.6%

※1 平成23年度～平成25年度の累計 ※2 平成23年度～平成32年度の累計

第5節 環境負荷の少ない社会を支える「人づくり・仕組みづくり」

第1款 環境学習・環境活動の推進

指標の区分	指標項目(内容)	単位	H25	H26	H27	H28	現状値(H29)	目標値	目標年度	目安	指標の達成率
施策	県環境情報サイト「エコひろしま」アクセス件数	千件	1,289	898	735	631	607	増加を図る	H32	898	67.6%
施策	環境学習講師の派遣者数	人/年	—	10	17	17	22			10	220.0%
施策	環境活動リーダー養成者数(累計)	人	—	10	42	103	119	100		55	216.4%
環境	せとうち海援隊認定団体数	団体	33	32	33	34	36	新規認定年1団体以上		35	102.9%

第2款 環境ビジネスの育成

指標の区分	指標項目(内容)	単位	H25	H26	H27	H28	現状値(H29)	目標値	目標年度	目安	指標の達成率
施策	技術開発補助金採択件数	件	21	15	18	12	14	95※3	H32	17	82.4%
施策	びんごエコ団地分譲済み区画数	区画	—	4/6	4/6	5/6	5/6	6/6			5/6

※3 平成28年度～平成32年度の累計(単年度当たり19件)

第3款 環境配慮の仕組みづくり

指標の区分	指標項目(内容)	単位	H25	H26	H27	H28	現状値(H29)	目標値	目標年度	目安	指標の達成率
施策	環境マネジメントシステム等セミナー終了事業所数(累計)	団体	—	33	52	102	159	200	H32	117	135.9%
施策	県のグリーン購入調達率	%	96.8	91.4	93.0	95.3	91.5	100			95.7

付2 環境関連事業費

第2部 第2章に掲載している県の環境施策について、項目ごとに合計予算をまとめています。

(単位:千円)

項目	H29当初予算	H30当初予算
第1節 広島の特徴を生かした「低炭素社会の構築」		
第1款 省エネルギー対策の推進		
1 二酸化炭素排出量の削減対策の推進	※ 31,375,547	※ 31,957,923
第2款 再生可能エネルギーの導入促進		
1 本県の地域特徴を生かした再生可能エネルギーの利用促進	192,572	193,173
第3款 森林吸収源対策の推進		
1 森林による二酸化炭素吸収量の増加・確保	1,644,029	1,816,729
第4款 その他地球温暖化対策の推進		
1 フロン類対策による温暖化の防止等	3,422	2,743
第2節 広島の更なる3Rを進める「循環型社会の実現」		
第1款 資源循環を基本とした社会づくり		
1 一般廃棄物の3Rの推進	5,070	5,070
2 産業廃棄物の3Rの推進	7,438	6,855
3 資源循環の推進	310,065	468,744
第2款 適正かつ効率的・安定的な廃棄物処理を支える社会づくり		
1 一般廃棄物の適正かつ効率的な処理	34,307	78,019
2 産業廃棄物の適正処理	412,686	403,662
3 廃棄物不法投棄防止対策	84,835	108,749
第3節 広島の良い「地域環境の保全」		
第1款 良い大気環境の確保		
1 大気質の保全	61,467	60,602
2 騒音・振動, 悪臭の防止	29,619	36,290
第2款 健全な水環境の保全・管理		
1 水質の保全・管理	※ 6,847,790	※ 6,970,762
2 水循環の確保	97,715	39,863
第3款 化学物質による健康リスクの低減・土壌環境の保全		
1 化学物質の潜在リスクの把握及び排出抑制の推進	10,848	13,889
2 土壌汚染対策の円滑な推進	1,017	1,158
第4款 地域環境の維持・向上		
1 総合的な環境保全対策の推進	702	753
2 環境汚染事案への対応	10,053	27,320
3 身近な緑地環境等の保全	※ 30,749,849	※ 31,327,484
4 優れた景観等の保全と創造	472,807	320,175
第4節 広島の豊かな「生物多様性の保全」		
第1款 生態系の健全な維持管理		
1 豊かな恵みを次世代へ継承する取組の推進	※ 27,710,728	※ 28,324,998
第2款 自然資源の持続可能な利用		
1 多様な生態系を守り育む自然公園等の保全対策の推進	※ 6,496,452	※ 6,470,044
2 瀬戸内海の総合的な環境保全・創造施策の推進	2,878	1,869
第5節 環境負荷の少ない社会を支える「人づくり・仕組みづくり」		
第1款 環境学習・環境活動の推進		
1 環境学習と啓発活動の推進	※ 3,529,606	※ 3,563,177
2 自主的な環境活動を行う人づくり・仕組みづくり	50,174	53,735
第2款 環境ビジネスの育成		
1 環境・エネルギー関連産業の育成	66,766	67,988
2 リサイクル産業の集積・育成	444,971	493,441
第3款 環境配慮の仕組みづくり		
1 アセスメント手続等を通じた環境に配慮した事業の推進	1,176	1,029
2 県民・事業者による環境負荷の低減	※ 301,042	※ 321,041
3 県自らの率先行動	※ 3,550,059	※ 3,568,448

(注1) 予算が複数の項目に跨る場合は、主たる項目の欄に合計予算をまとめています。

(注2) 予算が環境関連事業とそれ以外の事業に跨る場合は、※印を付しています。

付3 県・市町の環境行政組織(平成30年4月1日現在)

(1) 県

部 課 名		所 在 地	TEL
環 境 県 民 局	環 境 政 策 課	〒730-8511 広島市中区基町 10-52	082-513-2911
	環 境 保 全 課		082-513-2917
	自 然 環 境 課		082-513-2932
	循 環 型 社 会 課		082-513-2951
	産 業 廃 棄 物 対 策 課		082-513-2963
事 務 所 名		所 在 地	TEL
生 活 環 境 ・ 廃 棄 物	西部厚生環境事務所 環境管理課	〒738-0004 廿日市市桜尾 2-2-68	0829-32-1181
	西部厚生環境事務所広島支所 衛生環境課	〒730-0011 広島市中区基町 10-52	082-513-5537
	西部厚生環境事務所呉支所 衛生環境課	〒737-0811 呉市西中央 1-3-25	0823-22-5400
	西部東厚生環境事務所 環境管理課	〒739-0014 東広島市西条昭和町 13-10	082-422-6911
	東部厚生環境事務所 環境管理課	〒722-0002 尾道市古浜町 26-12	0848-25-4634
	東部厚生環境事務所福山支所 衛生環境課	〒720-8511 福山市三吉町 1-1-1	084-921-1311
	北部厚生環境事務所 環境管理課	〒728-0013 三次市十日市東 4-6-1	0824-63-5181
自 然 環 境	西部農林水産事務所 林務第一課	〒730-0011 広島市中区基町 10-52	082-228-2111
	西部農林水産事務所呉農林事業所 林務課	〒737-0811 呉市西中央 1-3-25	0823-22-5400
	西部農林水産事務所東広島農林事業所 林務課	〒739-0014 東広島市西条昭和町 13-10	082-422-6911
	東部農林水産事務所 林務課	〒720-8511 福山市三吉町 1-1-1	084-921-1311
	東部農林水産事務所尾道農林事業所 林務課	〒722-0002 尾道市古浜町 26-12	0848-25-2011
	北部農林水産事務所 林務第一課	〒727-0011 庄原市東本町 1-4-1	0824-72-2015
総合技術研究所 保健環境センター		〒734-0007 広島市南区皆実町 1-6-29	082-255-7131

(2) 市町

市町	課(室)名			所在地	TEL	FAX
	環境保全関係	廃棄物関係	自然環境関係			
広島市	温暖化対策課 環境保全課	環境政策課 業務第一課 (一般廃棄物) 業務第二課 (浄化槽) 産業廃棄物指導課	—	広島市中区国泰寺町 1-6-34	環境政策課 082-504-2505 業務第一課 082-504-2219 業務第二課 082-504-2223 産業廃棄物指導課 082-504-2225 温暖化対策課 082-504-2185 環境保全課 082-504-2097	082-504-2229
呉市	環境政策課 環境管理課	環境政策課 環境業務課 環境施設課 環境管理課 (浄化槽)	環境政策課 土木総務課 農林水産課	環境政策課 呉市中央 4-1-6 環境管理課 呉市青山町 5-3	環境政策課 0823-25-3301 環境管理課 0823-25-3551	環境政策課 0823-32-1621 環境管理課 0823-25-9752
竹原市	まちづくり推進課	まちづくり推進課	産業振興課 まちづくり推進課	竹原市中央 5-1-35	まちづくり推進課 0846-22-2279 産業振興課 0846-22-7745	0846-22-8579
三原市	環境管理課 生活環境課	環境管理課 (廃棄物) 生活環境課 (浄化槽)	生活環境課 都市開発課	環境管理課 三原市宮沖 5-5-10 生活環境課 三原市港町 3-5-1 都市開発課 三原市円一町 2-3-4	環境管理課 0848-63-1210 生活環境課 0848-67-6194 都市開発課 0848-67-6113	環境管理課 0848-67-6069 生活環境課 0848-67-6164 都市開発課 0848-64-6057

市町	課(室)名			所在地	TEL	FAX
	環境保全関係	廃棄物関係	自然環境関係			
尾道市	環境政策課	環境政策課 下水道課 (浄化槽) 清掃事務所 (一般廃棄物)	農林水産課 環境政策課	環境政策課, 農林水産課, 下水道課 尾道市久保 1-15-1 清掃事務所 尾道市長者原 1-220-75	環境政策課 0848-38-9434 下水道課 0848-38-9232 清掃事務所 0848-48-2900 農林水産課 0848-38-9473	環境政策課 下水道課 0848-37-2740 清掃事務所 0848-48-2820 農林水産課 0848-37-2377
福山市	環境総務課 環境保全課	廃棄物対策課 (廃棄物) 環境保全課 (浄化槽)	環境保全課	福山市東桜町 3-5	環境総務課 084-928-1071 環境保全課 084-928-1072 廃棄物対策課 (一般廃棄物) 084-928-1073 (産業廃棄物) 084-928-1168	084-927-7021
府中市	環境整備課	環境整備課	—	府中市鶉飼町 74-2	(環境保全) 0847-43-7237 (廃棄物) 0847-43-9222	0847-43-9223
三次市	環境政策課	環境政策課	環境政策課	三次市十日市中 2-8-1	(環境保全) (自然環境) 0824-62-6136 (廃棄物) 0824-66-3449	(環境保全) (自然環境) 0824-62-6397 (廃棄物) 0824-66-3168
庄原市	環境政策課	環境政策課 (廃棄物) 下水道課 (浄化槽)	環境政策課	環境政策課 庄原市是松町 20-25 下水道課 庄原市中本町 1-10-1	環境政策課 0824-72-1398 下水道課 0824-73-1175	環境政策課 0824-72-5517 下水道課 0824-73-3322
大竹市	環境整備課	環境整備課 リサイクルセ ンター (廃棄物) 環境整備課 (浄化槽)	産業振興課 都市計画課 環境整備課	環境整備課, 産業振興課, 都市計画課 大竹市小方 1-11-1 環境整備課リサイクルセンター 大竹市東栄 3-4	環境整備課 0827-59-2154 環境整備課 リサイクルセ ンター 0827-52-5101 産業振興課 0827-59-2130 都市計画課 0827-59-2167	環境整備課 0827-57-7130 環境整備課 リサイクルセ ンター 0827-52-5180 産業振興課 都市計画課 0827-57-7130
東広島市	環境対策課 環境先進都市 推進室	廃棄物対策課 (廃棄物) 環境対策課 (浄化槽)	環境対策課 都市計画課 (緑の基本計画) 都市整備課 (自然公園管理)	東広島市西条栄町 8-29	環境対策課 082-420-0928 環境先進都市 推進室 082-420-0406 廃棄物対策課 082-420-0926 都市計画課 082-420-0954 都市整備課 082-420-0955	環境対策課 環境先進都市 推進室 082-421-5601 廃棄物対策課 082-426-3115 都市計画課 082-421-3233 都市整備課 082-421-5280
廿日市市	環境政策課	廃棄物対策課	農林水産課 環境政策課	廿日市市下平良 1-11-1	農林水産課 0829-30-9148 環境政策課 0829-30-9132 廃棄物対策課 0829-30-9133	農林水産課 環境政策課 廃棄物対策課 0829-31-0999
安芸高田市	環境生活課 管理課	環境生活課 (廃棄物) 上下水道課 (浄化槽)	農林水産課	安芸高田市吉田町吉田 791	環境生活課 0826-42-1126 管理課 0826-47-1201 上下水道課 0826-47-1204 農林水産課 0826-47-4022	環境生活課 管理課 上下水道課 0826-47-1206 農林水産課 0826-42-1003

市町	課(室)名			所在地	TEL	FAX
	環境保全関係	廃棄物関係	自然環境関係			
江田島市	地域支援課	地域支援課	農林水産課 都市整備課 地域支援課	江田島市大柿町大原 505	農林水産課 0823-43-1642 都市整備課 0823-43-1647 地域支援課 0823-43-1637	0823-43-1637
府中町	環境課	環境課	環境課	安芸郡府中町大通 3-5-1	082-286-3247	082-286-4022
海田町	生活安全課	生活安全課	生活安全課	安芸郡海田町上市 14-18	082-823-9219	082-823-7927
熊野町	生活環境課	生活環境課	—	安芸郡熊野町中溝 1-1-1	082-820-5606	082-854-8009
坂町	環境防災課	環境防災課	—	安芸郡坂町平成ヶ浜 1-1-1	082-820-1506	082-820-1522
安芸太田町	住民生活課	衛生対策室 (廃棄物) 住民生活課 建設課 (浄化槽)	住民生活課	衛生対策室 山県郡安芸太田町大字穴 1456 -1 住民生活課・建設課 山県郡安芸太田町大字戸河内 784-1	衛生対策室 0826-23-1120 住民生活課 0826-28-2116 建設課 0826-28-1963	衛生対策室 0826-23-1170 住民生活課 ・建設課 0826-28-1622
北広島町	町民課	町民課 (廃棄物) 上下水道課 (浄化槽)	農林課	山県郡北広島町有田 1234	町民課 050-5812-1854 上下水道課 050-5812-1861 農林課 050-5812-1857	0826-72-5242
大崎上島町	保健衛生課	保健衛生課	保健衛生課	豊田郡大崎上島町木江 4968	0846-62-0303	0846-62-0304
世羅町	環境整備課	環境整備課	産業振興課	世羅郡世羅町大字西上原 123-1	環境整備課 0847-22-4513 産業振興課 0847-22-5304	環境整備課 0847-22-2768 産業振興課 0847-22-4566
神石高原町	環境衛生課	環境衛生課	環境衛生課	神石郡神石高原町小島 2025	0847-89-3336	0847-85-3394

(環境用語索引)

－ あ行 －

R D F	18, 32
ISO14001	102
赤潮	50
アスベスト	62
アダプト活動	96
安定型最終処分場	34
エコアクション 21	102
エコドライブ	12, 44
F M 林	21
L E D	11
L C A	107
オゾン層	24
汚濁負荷量	50
温室効果ガス	7

－ か行 －

カーボンオフセット	23
外来生物法	2
環境影響評価	100
環境基準	41
環境教育等促進法	2
環境の日、環境月間	94
環境保全アドバイザー	90
環境マネジメントシステム	102
環境リスク	63
管理型最終処分場	34
県グリーン購入方針	104
光化学オキシダント	41
公共用水域	50
交通需要マネジメント	11
コージェネレーション(システム)	10, 106
小型家電リサイクル法	1

－ さ行 －

サーマルリサイクル	32
里山	6, 19, 71
C O D	50
次世代自動車	10, 42
自然環境保全地域	23, 83
自然公園	83
自動車使用合理化	10, 44
臭気指数	47
水銀汚染防止法	2
3 R	27

－ た行 －

ダイオキシン類	62
第1種エネルギー管理指定工場	9
第2種エネルギー管理指定工場	9
地球温暖化対策地域協議会	14
地球温暖化対策推進法	2
長期優良住宅	13
低周波音(空気振動)	45
電力固定価格買取制度(FIT)	18

都市公園	71
都市鉱山から作る!みんなのメダルプロジェクト	27

－ な行 －

内部生産	50
熱回収(サーマルリサイクル)	16

－ は行 －

パーク&ライド	11
廃棄物処理法	1
P R T R	61
p H	42
B O D	50
P C B	37, 64
P C B 廃棄物特別措置法	1
干潟	86
光ビーコン	11
微小粒子状物質(P M 2. 5)	41
広島県地球温暖化防止活動推進センター	14
ひろしま地球環境フォーラム	15, 93
びんごエコタウン(構想)	98
V O C	44
富栄養化	50
不法投棄 110 番	38
フロン類	24
保安林	23

－ ま行 －

マニフェスト	37
水の華	53
藻場	86

－ ら行 －

リサイクル関係各法	1
リスクコミュニケーション	63

平成 30 (2018) 年版 環 境 白 書

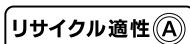
平成 30 (2018) 年 9 月

編集 広島県環境県民局

発行

〒730-8511 広島市中区基町 10-52

TEL 082-228-2111



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。